

保健福祉事業の概要

令和7年度



飯田市

【いいだ型自然保育】

初夏を迎えた5月、地域の皆さんと一緒にサツマイモの苗を植えました。

苗を横にして植えることやお芋の育て方を教えていただきました。

「いいだ型自然保育」は地域の皆さんとの繋がりや交流を大切にしています。

【 目 次 】

1	福祉部・こども未来健康部	1
1-1	組織機構の一部見直し	2
1-2	福祉部機構図	3
1-3	こども未来健康部機構図	4
1-4	福祉部の事務分掌	5
1-5	こども未来健康部の事務分掌	7
2	福祉課	9
2-1	地域福祉、更生保護、社会援護	10
2-2	重層的支援体制整備事業	12
2-3	民生委員・児童委員、福祉委員	14
2-4	障がい者福祉施策	18
2-5	生活保護関係	27
2-6	生活困窮者自立支援	32
2-7	住民税非課税世帯等に対する給付金	34
2-8	福祉企業センター	35
3	長寿支援課	36
3-1	要介護（要支援）認定者数	37
3-2	介護保険料	38
3-3	介護保険給付決定状況	39
3-4	介護予防・日常生活支援総合事業の状況	41
3-5	介護サービス利用料の軽減制度	42
3-6	高齢者等の在宅福祉サービス	46
3-7	地域包括支援センター	52
3-8	いいだシニアクラブと生きがい対策	53
3-9	統計資料	55
4	こども課	57
4-1	令和6年度第二期子育て応援プランの進捗状況	58
4-2	こども家庭支援	83
4-3	こども発達センターひまわりの現況	88
5	保育家庭課	90
5-1	児童福祉関係	91

5-2	児童手当関係	94
5-3	ひとり親関係	94
5-4	結婚新生活支援事業	96
6	保健課	97
6-1	人口動態	98
6-2	母子保健	99
6-3	成人保健	103
6-4	介護予防事業	110
6-5	精神保健	112
6-6	栄養指導	113
6-7	歯科保健	114
6-8	献血	116
6-9	健康福祉委員等活動	116
6-10	食生活改善推進活動	117
6-11	救急医療対策事業	118
6-12	保健センターの概要	119
6-13	予防接種	120
6-14	不妊及び不育症治療費助成事業	121
6-15	骨髄バンクドナー助成事業	123
6-16	がん患者へのアピアランスケア助成事業	124
6-17	後期高齢者医療制度	125
6-18	医療給付事業	127
6-19	国民健康保険	132
7	飯田市社会福祉協議会	142
7-1	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	143
8	保健・社会福祉施設等一覧	147
8-1	市内保健福祉施設	148
8-2	児童福祉施設等	150
8-3	介護保険事業者	154
8-4	障がい福祉サービス事業者	165

1 福祉部

こども未来健康部

1-1 組織機構の一部見直し

1 健康・福祉関連行政の2部化

機動性を高め、少子高齢化、核家族化などによる諸問題に的確に対応できるよう、令和6年4月から、健康福祉部を「福祉部」と「こども未来健康部」に分けて再編を行った。

○ 福祉部

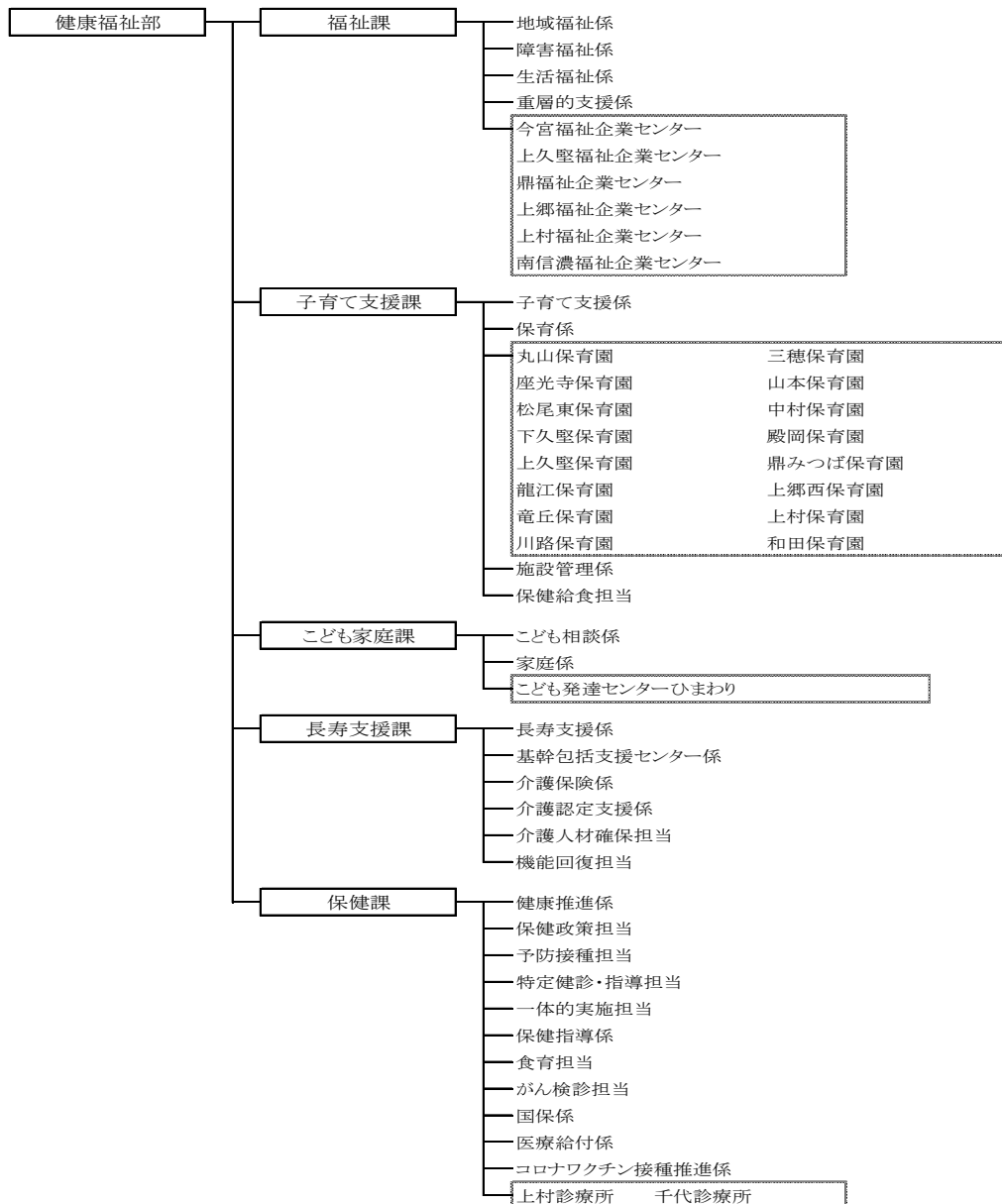
健康長寿のまちを目指し、地域包括ケアを推進する。

○ こども未来健康部

生涯にわたる健康増進を図り、こどもが健やかに生まれ育つ、こどもを安心して生み育てられるまちづくりを推進する。また、改正児童福祉法等に基づく「こども家庭センター（※）」を設置する。

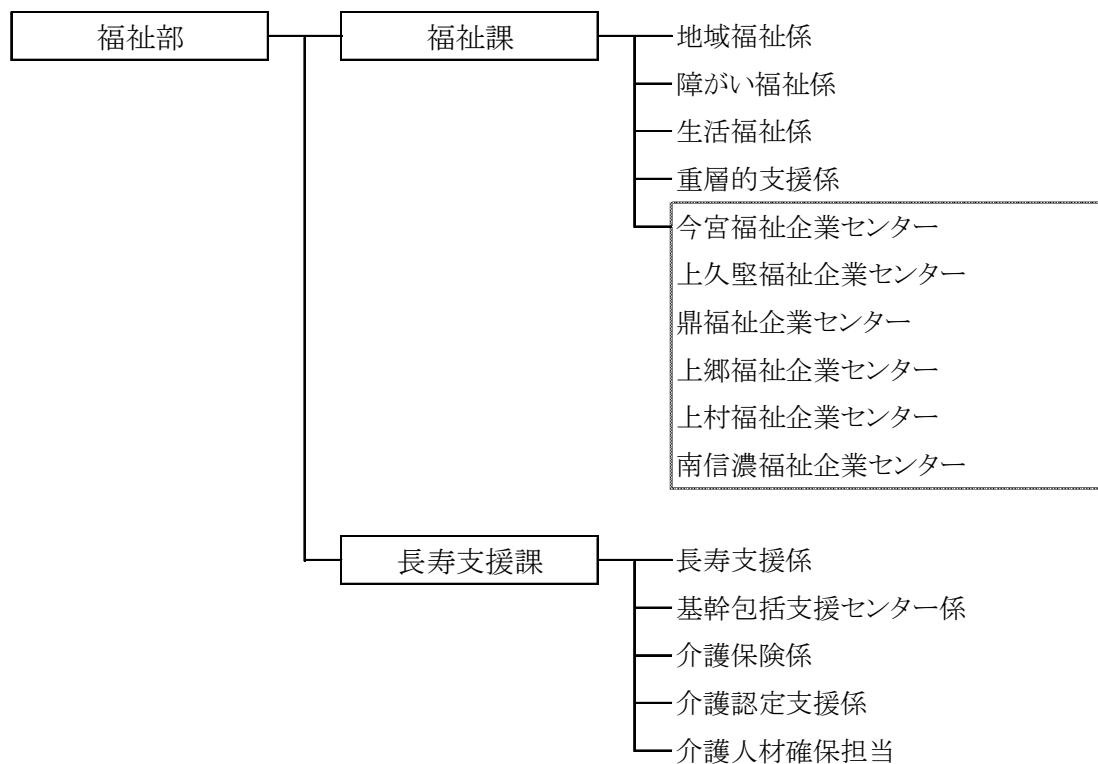
※こども家庭センター … 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関

<参考> 旧健康福祉部組織図（令和5年度まで）

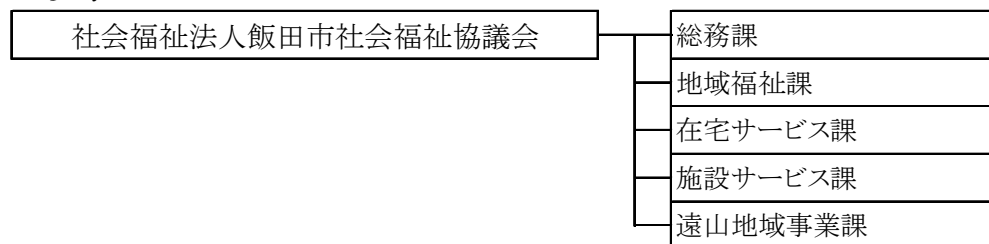


1-2 福祉部機構図

(令和7年4月1日現在)

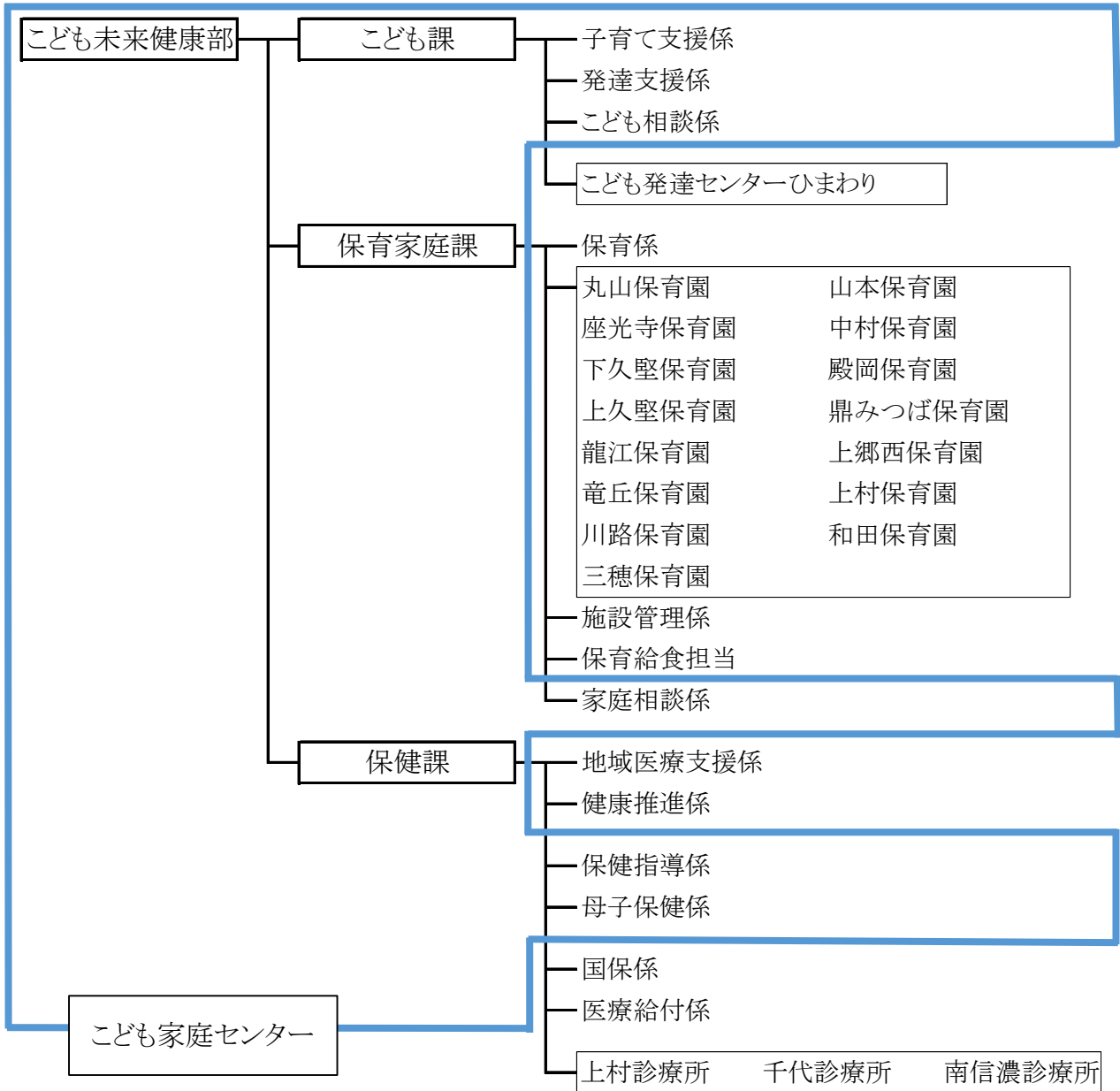


<参考>



1-3 こども未来健康部機構図

(令和7年4月1日現在)



1-4 福祉部の事務分掌

課	係	分掌事務
福祉課	地域福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 5 社会福祉協議会に関すること。 6 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 7 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 8 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 9 犯罪被害者等の支援に関すること。 10 部内の庶務に関すること。 11 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	障がい福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障がい者の福祉に関すること。 2 知的障がい者の福祉に関すること。 3 精神障がい者の福祉に関すること。 4 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。 5 障がい児の福祉に関すること
	生活福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護及び要保護に関すること。 2 生活困窮者の自立支援に関すること。 3 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
	重層的支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 包括的な相談支援、相談支援機関との連携等による重層的支援に関すること。
長寿支援課	長寿支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の福祉に関すること。 2 養護老人ホーム入所措置に関すること。 3 高齢者の生きがい対策に関すること。 4 敬老事業に関すること。 5 シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 6 高齢者福祉施設に関すること。 7 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 8 成年後見制度に関すること。
	基幹包括支援センター係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムに関すること。 2 地域包括支援センターに関すること。 3 在宅医療介護連携に関すること。 4 高齢者の介護予防に関すること。 5 認知症施策に関すること。 6 生活支援体制整備事業に関すること。 7 介護保険初期相談対応に関すること。

課	係	分掌事務
長 寿 支 援 課	介護保険係	1 介護保険事業の企画及び運営に関する事 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関する事 3 介護保険の給付に関する事 4 介護保険料の賦課に関する事 5 飯田市が指定する介護保険サービス事業所の事業基準並びに事業者の指定、指導及び監督に関する事
	介護認定支援係	1 要介護認定に関する事 2 特別養護老人ホーム入所申込みに関する事
	介護人材確保担当	1 介護人材確保に関する事

1-5 こども未来健康部の事務分掌

課	係	分掌事務
こども課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉及びこども・子育て支援の企画及び調整に関する事。 2 次世代育成支援対策の推進に関する事。 3 地域子育て支援拠点に関する事。 4 こども課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。 5 部内の庶務に関する事。 6 部内の他課の所管に属さない事項に関する事。
	発達支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 発達支援に関する事。
	こども相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1 要保護児童対策、家庭児童相談及び養育支援に関する事。
	こども発達センターひまわり	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援センターの設置、管理及び廃止に関する事。
保育家庭課	保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定こども園の設置、管理及び廃止に関する事。 2 保育家庭課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。
	施設管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 飯田市以外の者が設置し、又は管理を行う保育所、認定こども園、地域型保育事業等の施設の整備及び管理に係る助言に関する事。
	家庭相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子、寡婦及び父子家庭の福祉並びに自立支援に関する事。 2 児童手当及び児童扶養手当に関する事。 3 女性相談及びDV対策に関する事。
保健課	地域医療支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症及び防疫に関する事。 2 予防接種全般に関する事。 3 地域医療の支援に関する事。 4 公設診療所に関する事。
	健康推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進施設の整備及び維持管理に関する事。 2 献血に関する事。 3 高齢者の保健事業及び介護予防の一体的な実施事業に関する事 4 国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導に関する事。
	保健指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の健康づくりに関する事。 2 結核予防に関する事。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関する事。 4 難病及び精神保健に関する事。 5 食生活改善活動に関する事。 6 歯科保健に関する事。 7 地域における保健の推進組織に関する事。

課	係	分掌事務
保健課	母子保健係	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠届、母子手帳交付に関する事 2 母子に関する健診等への助成に関する事 3 産後サポート事業に関する事 4 不妊、不育症にかかる助成及び相談に関する事
	国保係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の企画及び運営に関する事。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関する事。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関する事。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関する事。
	医療給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関する事。 2 福祉医療費給付金の支給に関する事。 3 後期高齢者医療制度に関する事。 4 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1 地域福祉の推進事業

令和7年度から令和10年度までの4年間を計画期間とする「第三期飯田市地域福祉計画・第三期飯田市地域福祉活動計画」に基づき、多様な主体を担い手として、共助による福祉のまちづくりを推進していく。

(1) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、買い物、ごみ出し、移動等の困難世帯という新たな地域福祉課題が発生している。それらの課題は住民や行政単体では解決が難しい場合が多く、住民、事業者、ボランティア、行政等、多様な主体が協働する中で、それぞれの役割を發揮して解決に向かうことが必要である。

市内20地区では地域福祉コーディネーターの支援により、まちづくり委員会（健康福祉委員）を中心に多様な主体が連携し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組みを進めている。地域福祉活動計画ではそこに掲載された各地区の取り組み事例の横展開を推進する。

また、地域福祉コーディネーターと一緒に市職員等が市内20地区に入り、地域の福祉課題の把握を行うとともに、課題解決に向けての検討をする地域福祉課題検討会を行っている。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を、より具体的な支え合い活動に発展させていく日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みが推進されている。

平成29年度から飯田市全域を対象とした民間事業者との見守り協定の締結を開始し、見守りネットワークを構築した。多くの目で見守ることにより、住民の異変に対して、より速やかな発見及び対応が期待できる。

(3) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障がい者など避難に支援が必要な「要配慮者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要配慮者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成目的を「災害時」から「日常の支え合い」へ広げ、まちづくり委員会が主体となり飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して、マップを中心とした地域での支え合いの推進に取り組んでいる。

(4) 個別避難計画作成事業

令和3年度に改正された災害対策基本法により、有事の際に必要な支援内容、支援者の有無、避難場所及び避難経路などを掲載した災害時の個別避難計画が市町村の努力義務に位置付けられた。

飯田市では、令和7年1月から、災害弱者といわれる要介護者、障がい者、医療的ケア児者など『避難行動要支援者名簿』に登録された方のうち、在宅で生活されている方の一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画の作成に取り組んでいる。また、作成した個別避難計画は、平時から地域の関係者（行政、警察署、消防署、まちづくり委員会、自主防災会、民生児童委員）と情報共有し、災害時における自助・互助・共助の効用を高めるとともに地域における避難支援の実効性高める取り組みにつなげている。

2 保護司及び“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）であり、保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを

行っている。令和7年7月1日現在、飯田地区では39名の保護司が活動している。また、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会が保護司の活動を支えている。

社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内9団体（飯田市、飯田地区保護司会、飯田市更生保護女性会、飯伊地区更生保護協力事業主会、飯田市内各地区まちづくり委員会、飯田人権擁護委員協議会中部部会、飯田市校長会、飯田市PTA連合会、長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成され、毎年7月を強調月間として、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”を開催している。

第74回“社会を明るくする運動”飯田市推進委員会実施事業

- (1) 内閣総理大臣メッセージ伝達式・公開ケース研究会 7月6日(土)
会場：龍江公民館 参加人数：86名
- (2) 地区講演会 7月27日(土)
会場：東野公民館 参加人数：約80名
- (3) ミニ集会 7月を中心に各地で全75回開催 参加人数：延べ1,320名
- (4) 小中学生および家庭への啓発活動
 - ◇ 市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布
 - ◇ 飯田東中学校で講話会を開催 7月3日(水) 参加人数：230名
- (5) 作文コンテスト
“社会を明るくする運動”長野県推進委員会が主催するコンテストに参加
題材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと
応募数：小学生131点、中学生306点
入選数：小学生 入選2
中学生 最優秀賞1 優秀賞2 入選2
- (6) 学校講演会 実施校 6校(6回)
- (7) 街頭啓発活動 7月3日(水)
JR飯田・桜町・伊那上郷・鼎各駅前にて活動をPR 参加人数：39名
- (8) 愛のはがき募金 募金総額 2,724,906円
この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人（孤児、婦人）という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。

永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多く、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。こうした背景から、平成19年11月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。（市主体事業は以下の(2)及び(3)）

- (1) 老齢基礎年金の満額支給
- (2) 生活支援金支給
- (3) 地域社会における生活支援
 - ア 日本語教室事業
 - イ 交流事業

ウ 通訳派遣（医療・介護・学校等で通訳が必要な場合）
その他、中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

一定の要件を満たす戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金の支給に係る事務を行っている。

令和7年4月1日より第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付を行っている。

2-2 重層的支援体制整備事業

1 概況

令和2年（2020年）6月に社会福祉法の改正が行われ、社会福祉法第106条に「重層的支援体制整備事業」が規定された。この事業は、地域共生社会の理念を掲げ市全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すもので、この事業を実施することにより、これまで縦割りとなっていた相談支援や居場所づくりにおいて、分野、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施し、市民一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものである。

重層的支援体制整備事業では、従来の縦割りを解消し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①～⑤までの事業を市町村として一体的に実施する。本市においては、令和3年度より本事業を開始し、この取り組みを通じて、部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現を目指している。

2 主な事業

(1) 福祉まるごと相談窓口

重層的支援体制整備事業の推進及び進捗管理を行うため、福祉課に重層的支援係を設置し、併せて、市役所本庁舎に「福祉まるごと相談窓口」を開設した。どこに相談したらよいかわからない困りごと等の相談に応じ、課題を整理して必要な支援のコーディネートを行っている。

(2) 断らない相談と伴走型支援

庁内外の各相談窓口が、属性や課題に関わらず幅広く相談を受け止める断らない相談を実施し、それぞれが“のりしろ”を出してつなぎ合い、切れ目のない支援を行う。

また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行う。

(3) ひきこもり支援

これまで担当部局が明確でなかったひきこもり支援について、重層的支援係が中心となって重点的に取り組む。窓口での相談のほか、本人や家族が同意する場合には自宅等を訪問し、関係性を築きながら、本人の状態や希望に応じて、必要な社会資源の情報提供、医療や福祉サービス等へのつなぎを行う。

また、ひきこもり状態にある人の家族を対象とした学習会を開催し、ひきこもりに関する正しい知識の習得や、家族同士の交流の機会の提供を通じて、家族支援を行っていく。

3 ケース対応状況

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規取り扱いケース数	23	23	27	29	28	20	20	15	19	22	15	27	268
新規のうちひきこもり (内、主な主訴)	0	2	2	9	2	0	1	1	2	2	3	0	24
継続対応ケース延べ人数	148	139	115	148	127	105	107	116	139	115	157	91	1507
訪問回数	4	13	1	7	4	4	2	4	3	3	9	5	59

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規取り扱いケース数	8	21	19	24	27	26	29	21	16	21	18	16	246
新規のうちひきこもり (内、主な主訴)	2	1	2	4	3	0	3	3	1	4	1	0	24
継続対応ケース延べ人数	82	107	115	166	118	114	127	129	101	115	104	114	1392
訪問回数	7	6	10	14	9	6	7	4	7	3	2	10	85

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規取り扱いケース数	10	24	17	14	17	19	13	16	26	12	14	17	199
新規のうちひきこもり (内、主な主訴)	1	1	3	6	2	2	0	0	3	1	1	1	21
継続対応ケース延べ人数	60	66	54	103	61	57	79	71	91	101	82	76	901
訪問回数	9	8	9	3	9	5	5	9	3	7	2	6	75

2-3 民生委員・児童委員、福祉委員

■概況

民生委員は、民生委員法（昭和23年7月29日施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に濟世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展した。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員は、国が定めた定数基準に基づき、235名が委嘱されている。また、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、24名の委員が指名されている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生児童委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定に基づき、飯田市内20地区を単位に民生児童委員協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を続けている。

1 令和7年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画（飯田市民生児童委員協議会資料より）

（1）事業方針

本格的な少子高齢社会の到来や人間関係の希薄化などを背景に、地域社会や家族の姿は大きく変化し、人びとが抱える生活課題や福祉課題は、生活困窮、社会的孤独・孤立、子どもや障がい者に対する虐待、特殊詐欺や悪質商法被害、さらには自然災害に備えた要援護者への支援など複雑多様化しています。

このような中で、すべての住民が、住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送れるように、孤独・孤立対策や生活困窮者の支援、福祉・保健・医療・教育等の連携による地域の包括的な支援体制において、民生児童委員の強みを生かした連携・協働が期待されています。

また、災害に備えるため、改めて平常時からの地域ぐるみの防災・減災の取り組みの重要性について地域全体で共有し、具体的な取り組みにつながるよう働きかけていくことが求められます。

一方、令和7年12月に一斉改選を控える中、なり手を確保し、就任した委員ができるだけ長く活動できる環境づくりが求められています。定年延長や定年後も働き続けることが一般的となる中、働きながら委員活動を継続できるよう、委員活動への企業等の理解の促進及び民生児童委員本来の役割に照らした活動の見直しや負担軽減が求められます。

長野県民生委員児童委員協議会連合会では、令和7年度目標として、「支えあう住みよい社会地域から」～住民の笑顔、安全、安心のために～を掲げています。

また、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」及び「飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」には、地域福祉の充実、推進が掲げられています。

飯田市民生児童委員協議会では、これらを踏まえつつ重点事項を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心し

ていきいきと暮らせる地域社会を築くために、関係機関・関係団体との連携・協働体制の強化を図り、日々の見守り・相談・援助活動の中で住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域住民が支え合う取り組みを充実させるための活動を積極的に進めます。常に住民の立場に立ち、「住民の笑顔、安全、安心」の実現に貢献できるよう、次の事業を進めてまいります。

(2) 重点事項

- ①委員活動の基本重視、資質向上
- ②民児協の組織強化
- ③関係機関との連携及びネットワークづくり
- ④個別援助活動の強化
- ⑤地域福祉推進への取り組み
- ⑥地域の防災力強化への協力
- ⑦生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑧地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進

(3) 具体的な活動の進め方

- ①委員活動の基本重視、資質向上
 - ア 民生委員法第15条の守秘義務を遵守し、個人情報に配慮した活動と適切な取扱い
 - イ 人権尊重、権利擁護の視点に立ち、住民から信頼される委員活動
 - ウ 担当区域内を掌握、また住民の生活実態を把握し、相談、助言、援助、公助につなぐ役割
 - エ 知識や情報を習得し、日常活動を継続
 - オ 福祉台帳、高齢者台帳の管理と活動記録の活用
- ②民児協の組織強化
 - ア 会長会や地区民児協、ブロック民児協等での情報交換や福祉課題・施策等の学習・研修
 - イ 他の自治体の民児協等との情報交換
 - ウ 民生児童委員の負担軽減を考慮した組織運営の推進
 - エ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協の開催
- ③関係機関との連携及びネットワークづくり
 - ア 関係機関及び団体等との連携及び情報共有
 - イ 関連する団体等から協力依頼、出席要請のあった事業への積極的参加、協力
 - ウ 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）作成・更新への協力
 - エ 「長野県地域見守り協定」、また、市・民間事業者との見守り協定に基づき、地域特性に応じて、地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
- ④個別援助活動の強化
 - ア 支援が必要な住民の把握、個別ニーズの把握
 - イ 相談及び助言と情報提供を含めた援助活動の強化
- ⑤地域福祉推進への取り組み
 - ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力
 - イ 日常の支え合い活動推進への協力
 - ウ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ
- ⑥地域の防災力強化への協力

- ア 平時より避難行動要支援者の情報を関係機関と共有、要配慮者に関する状況把握に協力
- イ 災害発生時、関係団体と連携し、支援協力体制を整備
- ウ 災害発生後、避難行動要支援者、要配慮者の避難支援及び安否確認に協力

⑦生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進

- ア 生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯（者）に対して、貸付・償還方法を検討し積極的な援助指導
- イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯（者）の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動の強化

⑧子ども・子育てを支える環境づくりの推進及び青少年健全育成活動の推進

- ア 子どもや子育て家庭をめぐる課題の提起などの働きかけや主任児童委員の互いの活動の一層の推進を図るため、年4回の主任児童委員会を開催
- イ おめでとう赤ちゃん訪問活動事業を実施し、地域ぐるみで子育て・子育てを支援
- ウ 地域の親や子ども達と接する立場にあるため、保育所や学校など関係機関との連携により、児童・生徒に対する児童虐待防止活動等の協力
- エ 青少年の健全育成に携わる諸団体との連携を図り、青少年が安心して成長することができる活動の推進
- オ 会長会において、主任児童委員会との連携を図り、当会全体として子どもや子育て家庭の支援のための課題共有と活動の一層の充実

(4) 随時事業

- ①地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ②県社協・市社協、県民児連等他機関への協力
- ③1人暮らし高齢者・高齢者世帯への見守り訪問
- ④ブロック研修会の開催
- ⑤「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2 令和7年度飯田市民生児童委員協議会役員

会 長 秦 嘉雄 (橋北区会長)
 副会長 胡桃澤 一郎 (上郷地区会長)
 " 鎌倉 崇 (南信濃地区会長)
 " 塩澤 美智子 (竜丘地区会長)

(令和7年4月1日現在 単位：人)

ブロック	地区	会長	定数	うち主任児童委員数
A	橋 北	秦 嘉雄	12	1
	橋 南	吉澤 とも子	11	1
	羽 場	小川 茂美	12	1
	丸 山	熊谷 勇	9	1
	東 野	辰巳 史枝	9	1
B	山 本	田中 哲夫	10	1
	伊賀良	熊澤 正夫	22	2
	鼎	多田 雅幸	23	2
C	松 尾	西田 克美	20	2
	下久堅	中山 卓治	9	1
	上久堅	近藤 節江	7	1
D	千 代	小林 利二	8	1
	龍 江	林 宗吉	9	1
	竜 丘	塩澤 美智子	12	1
	川 路	中島 義則	6	1
	三 穂	政木 のり子	6	1
E	座光寺	大村 信夫	9	1
	上 郷	胡桃澤 一郎	26	2
F	上 村	前島 三津江	5	1
	南信濃	鎌倉 崇	10	1
合計			235	24

2-4 障がい者福祉施策

1 概況

令和6年度末現在の障がい者数は、身体障害者手帳保持者数4,139人、療育手帳保持者数1,029人、精神障害者保健福祉手帳保持者数935人となっており、身体障害者手帳保持者は減少傾向、療育手帳は横ばい、精神障害者保健福祉手帳保持者は増加傾向となっている。また、それぞれの手帳保持者のうち65歳以上の割合は、身体障害者手帳81%、療育手帳10%、精神障害者保健福祉手帳19%であり、特に身体障がい者の高齢化が進んでいる状況である。

2 主な事業

令和5年度に飯田市障害者計画、第7期飯田市障害福祉計画、第3期飯田市障害児福祉計画の3つの計画を一体化して、「いいだ障がい福祉プラン2024」を策定し、障がいのある人の施策の総合的な計画として、計画期間（※）中に重点的に取り組む施策、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の成果目標とサービスの種類ごとの必要な見込み量等を定めている。

（※）飯田市障害者計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、第7期飯田市障害福祉計画・第3期飯田市障害児福祉計画は、1期3か年を計画期間とし、令和8年度に国の基本指針にあわせて見直しを行う。

（1）障がい者福祉制度の改革

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成25年4月1日）

平成15年4月から始まった「支援費制度」が障がい者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成18年4月に「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成23年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」が施行された。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月に制定され、平成28年4月から施行された。

令和4年4月には、県の「障がいのある人もない人も共に生きる県づくり条例」が部分施行され、10月には「合理的配慮」を事業者にも義務付け、全部施行された。

これにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

■障害者総合支援法のポイント

地域社会における共生の実現に向けて、障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障がい児・者の社会参加の機会の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

- ア 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成25年4月～）
 ※国が定める対象疾病 H25.4.1：130 疾病、H27.1.1：151 疾病、H27.7.1：332 疾病、
 H29.4.1：358 疾病、H30.4.1：359 疾病、R1.7.1：361 疾病
 R3.11.1：338 疾病、R6.4.1：341 疾病、R7.4.1：348 疾病
- イ 障害支援区分の創設（平成26年4月～）
- ウ 重度訪問介護の対象拡大（平成26年4月～）
- エ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成26年4月～）
- オ 地域移行支援の対象拡大（平成26年4月～）
- カ 地域生活支援事業の追加（平成25年4月～）
- キ サービス基盤の計画的整備（平成25年4月～）
- ク 共生型サービスの創設（平成30年4月～）

■その他の関係法律等の制定等

制定	施行	法律名称	内容
H24.6	H25.4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・調達方針の策定、実績の公表
H25.6	H28.4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 ・障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づき、飯田市職員が障がい者に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応をすることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に貢献するため、国の基本方針に基づき職員対応要領を作成
H26.1		障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
R3.6	R3.9	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ・個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援等
R4.3	R4.4(一部) R4.10)	障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者共生条例）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別の禁止 ・民間事業者の「合理的配慮の提供」を義務化 ・紛争解決のしくみを整備

R4.5	R4.5	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種類・程度に応じた手段を選択できる ・住む地域や障がいの有無に関わらず等しく情報取得等ができる ・高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用（デジタル社会）等
R7.6	R7.6	手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・手話は、これを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段 ・手話に関する施策の基本となる事項を定める ・手話に関する施策を総合的に推進

(2) 相談支援事業

ア 一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障がい種別ごとに支援センターが開設されてきた経過があったため、平成19年4月に「飯伊圏域障がい者総合支援センター」が身体障がいと知的障がいを、「南信地域活動支援センター」が精神障がいを、「飯田市こども発達センターひまわり」が障がい児の相談支援事業を開始し、平成29年4月からは精神障がいの相談支援事業が「南信地域活動支援センター」から「飯伊圏域障がい者総合支援センター」に移行した。

障がい者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

令和6年度相談件数（飯田市民）

（単位：延人数）

相談支援内容	飯伊圏域障がい者総合支援センター	こども発達センターひまわり
福祉サービスの利用等に関する事	3,104	42
社会資源の活用に関する事	247	1
障がいや病状の理解に関する事	498	1,153
健康・医療に関する事	1,431	5
不安の解消・情緒安定に関する事	500	132
保育・教育に関する事	22	2,362
家族関係・人間関係に関する事	613	16
家計・経済に関する事	435	0
生活技術に関する事	456	0
就労に関する事	229	0
社会参加・余暇活動に関する事	27	0
権利擁護に関する事	32	6
計	7,594	3,717

イ 計画相談支援

平成 24 年 4 月から計画相談支援の充実が段階的に図られ、平成 27 年度から障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を利用する全ての障がい児・者に対して、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のモニタリングを行い、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かな支援に取り組んでいる。

ウ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への移行に取り組んでいる。

(3) 南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。（南信州広域連合地域自立支援協議会設置要綱第 2 条）

- ① 中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④ 就労支援に関する協議及び調整
- ⑤ 市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥ その他必要な事項

3 主な障がい者福祉制度の概要

施策名	対象者	施策の説明	備考
特別児童扶養手当（県）	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の児童を監護している者	月額 1 級 56,800 円、2 級 37,830 円 年 3 回（4 月、8 月、11 月）支給。 所得制限あり。	
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者	月額 29,590 円 年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）支給。施設入所や病院又は診療所に継続して 3 カ月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の重度障がい児（20 歳未満）	月額 16,100 円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。	
重度心身障害児者医療給付	特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障害者手帳 3 級以上該当者 ・療育手帳 A 1、A 2、B 1 該当者 ・自立支援医療（精神通院）該当者（精神通院分のみ対象） ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級該当者（通院分のみ対象）	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。	

総合支援介護 給付事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
総合支援訓練 等給付事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
施策名	対象者	施策の説明	備考
総合支援医療 給付事業	身体障がい者、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 精神障がい者（県）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。	原則1割負担。 ただし負担上限あり。
補装具給付事業	身体障がい者、難病患者等	身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。	原則1割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
地域生活支援 事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを受けたときに支給。	原則1割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
日常生活用具 給付事業	身体障がい児・者、難病患者等	日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、排泄管理支援用具、歩行補助つえ等の購入費用を支給。	原則1割負担。 ただし負担上限や軽減あり。
家庭介護者疲労回復事業 （市単独）	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児・者の介護者	家庭介護者の疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。 （介護保険対象者との重複分を除く。）	
心身障害児者タイムケア事業	在宅の障がい児・者	家族が障がい児・者の介護ができない時、近隣知人や市町村長が適当と認めた民間団体などが家族に代わり一時的預かり介護を行う。 利用時間 年間1人300時間	食費その他実費負担有り
障害児者タクシー利用料金助成事業（市単独）	障がい等級が3級以上の身体障がい者手帳保持者（ただし3級の外部障がい者は前年分所得税非課税者）、A1～B1の療育手帳保持者、精神保健福祉手帳1級手帳保持者	飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合乗車にかかる料金の一部を助成（年間15,000円分） ただし自動車税・軽自動車税の減免を受けている方及び、第1種社会福祉施設に入所されている方は対象外。	R5～電子申請導入
重度心身障害児通院費助成事業（市単独）	特別児童扶養手当1級該当児童	飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院等している児童の介護者等の交通費等の一部を助成	交通費1/2
手話通訳者等派遣事業	重度聴覚障がい者	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上必要不可欠な事項でコミュニケーションを円滑にするため、市長が適当と認めた場合、手話通訳者及び要約筆記者を派遣。	
代読奉仕員派遣事業	視覚障がい者	視覚障がい者が家庭生活又は社会生活において円滑な情報処理を行うため、市長が必要と認めた場合、代読奉仕員を派遣。	
地域リハビリ事業（市単独）	医療を終了した障がい者や要介護状態の方	障がい者や要介護状態の方を対象に、福祉課の理学療法士、作業療法士等による施設や在宅における環境調整や介護の助言等を行う。	
療育リハビリ支援（市単独）	障がい児	学校、保育園、療育センターに理学療法士、作業療法士が出向いて生活リハビリ、訓練指導を行う。	

障害者余暇活動支援事業	在宅の障がい者	週末等に障がい者に余暇活動の場の提供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO 法人、非営利の福祉活動を行っている団体等への補助。	
-------------	---------	---	--

施策名	対象者	施策の説明	備考
自動車税及び軽自動車税の減免	手帳の種類・障がい者の年齢、等級、車の所有者名義、本人が運転できるか等による。	自動車税、自動車取得税又は軽自動車税が減免される。	

4 専門職の設置

職種	人数	主な業務
理学療法士	1名	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での機能訓練 飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、障がい児の早期発見・早期療育及び発達相談等 障がい者・高齢者施設での機能訓練
手話通訳者	1名	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎窓口での手話通訳 庁舎以外公的機関窓口での手話通訳 手話通訳者のコーディネート 要約筆記奉仕員への依頼・通知 聴覚障がい者の緊急時対応

5 障がい者虐待防止センターの設置

平成 24 年 10 月 1 日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障がい福祉係に「障がい者虐待防止センター」を設置した。

(1) 業務内容

- ・通報・届出の受理
- ・養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

(2) 令和 6 年度障がい者虐待の状況

(単位：件)

		養護者による虐待	障がい者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待
相談・通報・届出件数		5	4	0
事実確認調査件数		5	4	-
虐待と判断した件数		5	1	-
虐待の種類	身体的虐待	5	0	-
	性的虐待	0	0	-

	心理的虐待	5	1	-
	放棄・放置	0	0	-
	経済的虐待	1	0	-

※虐待の類型は重複する場合がある。

6 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

■飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

(単位：千円)

年度	目標額	実績額
R 3	4,288	5,261
R 4	5,261	4,205
R 5	4,205	4,224
R 6	4,224	5,113
R 7	5,113	

7 障がい者の統計

(1) 身体障がい者

① 障がい別等級別障がい者数

(R7. 3. 31 現在)

障がい		等級	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	率 (%)
視覚障がい			48	60	13	17	27	19	184	83	101	4.4
聴覚障がい			-	51	73	40	-	352	516	223	293	12.47
ろうあ			0	18	-	-	-	-	18	9	9	0.43
平衡機能障がい			-	-	0	-	1	-	1	1	0	0.02
音声・言語機能障がい			-	-	22	13	-	-	35	21	14	0.84
そしゃく機能障がい			-	-	1	5	-	-	6	3	3	0.14
肢体不自由	上肢	切断	0	2	9	10	9	3	33	26	7	0.80
		機能障がい	28	203	120	96	56	35	538	304	234	13.00
	下肢	切断	0	0	9	10	2	0	21	16	5	0.51
		機能障がい	38	61	328	548	172	64	1211	395	816	29.26
体幹機能障がい			77	151	74	-	44	-	346	177	169	8.36
心臓機能障がい			483	-	175	48	-	-	706	366	340	17.06
腎臓機能障がい			237	-	28	6	-	-	271	191	80	6.55
呼吸器機能障がい			24	-	37	9	-	-	70	46	24	1.69
ぼうこう・直腸機能障がい			1	-	17	154	-	-	172	102	70	4.16
小腸機能障がい			0	-	1	1	-	-	2	1	1	0.05
肝臓機能障がい			4	0	0	1	-	-	5	2	3	0.12

免疫機能障がい	1	0	0	3	-	-	4	4	0	0.10
計	941	546	907	961	311	473	4,139	1,970	2,169	100.00
率 (%)	22.74	13.19	21.91	23.22	7.51	11.43	100.0	47.60	52.40	100.00

②年齢別身体障がい者数

(R7. 3. 31 現在)

等級別	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	備考
0歳～5歳	1	1	2	1	0	1	6	2	4	19歳未満 51人 (1.23%)
6歳～14歳	8	6	8	5	1	1	29	16	13	
15歳～17歳	6	0	2	0	0	2	10	5	5	
18歳～19歳	3	1	1	0	0	1	6	3	3	
20歳～39歳	37	30	24	19	4	13	127	54	73	20～59歳 538人 (13.00%)
40歳～49歳	46	27	20	18	8	10	129	80	49	
50歳～59歳	79	59	52	47	27	18	282	164	118	
60歳～64歳	52	25	43	35	12	19	186	116	70	60歳以上 3,550人 (85.77%)
65歳～74歳	166	105	124	191	86	42	714	408	306	
75歳以上	543	292	631	645	173	366	2,650	1,122	1,528	
合計	941	546	907	961	311	473	4,139	1,970	2,169	

(2) 知的障がい者

療育手帳所持者数

(R7. 3. 31 現在)

区分	18歳未満			18歳以上			合計		
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
A 1	32 (5)	13 (7)	45 (12)	142 (21)	86 (20)	228 (41)	174 (26)	99 (27)	273 (53)
A 2	0	3	3	4	13	17	4	16	20
B 1	32	17	49	100	91	191	132	108	240
B 2	83	41	124	237	135	372	320	176	496
計	147	74	221	483	325	808	630	399	1,029

* () の中には、重症心身障がい児・者を再掲

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(R7. 3. 31 現在)

	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	合計 (人)
男	211	201	45	457
女	227	211	40	478
計	438	412	85	935

8 障がい者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業 (単位：人)

サービス名	R7.3.31 現在
居宅介護	72
同行援護	14
行動援護	17
ショートステイ	74
療養介護	10
生活介護	291
施設入所支援	142
自立訓練	18
グループホーム	176
就労移行支援	11
就労継続支援	356
就労定着支援	6
計画相談	720
地域移行支援	0
地域定着支援	0
計	1,907

(2) 地域生活支援事業 (単位：人)

サービス名	R7.3.31 現在
地域活動支援センター	106
移動支援	71
訪問入浴	12
日中一時支援	38
計	227

(3) 障がい児通所支援事業 (単位：人)

サービス名	R7.3.31 現在
児童発達支援	44
放課後等デイサービス	354
保育所等訪問支援	15
障がい児相談支援	388
計	801

※診断書でサービスを利用する児の数 234人

2-5 生活保護関係

■生活保護の動向

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和 26 年頃からはほぼ一貫して減少してきたが、平成 4 年頃から保護率は 3%前後で横ばいとなった後、平成 9 年度からは再び減少に転じ、平成 12 年度には 2.5%にまで減少した。その後、平成 13 年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後 3.3%から 3.5%で推移してきた。しかし、平成 20 年秋の世界同時不況後は更に上昇を続け、平成 29 年 12 月に 4.68%となり、その後は 4.4%前後で推移している。

令和 7 年 3 月末現在の被保護世帯は 370 世帯、被保護人員が 438 人、保護率は 4.65%。で、受給世帯の内訳は高齢者世帯が 57.6%、母子世帯が 2.2%、障がい者世帯が 14.8%、傷病者世帯が 13.8%、その他世帯が 11.6%となっている。

令和 6 年度における生活相談件数は、延べ 436 件となっており、前年度 377 件に比べ 59 件増加している。緊急小口資金の貸付、生活困窮者自立支援金の支給などの新型コロナウイルス感染症に対する経済支援策が令和 4 年度で終了した影響と考えられる。

1 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：世帯、人、千円、%)

区分		年度	S40年度 (1965)	S50年度 (1975)	S60年度 (1985)	H7年度 (1995)	H17年度 (2005)	H27年度 (2015)	R2年度 (2020)	R6年度 (2024)
被保護 世帯	実数		396	339	312	235	279	392	384	371
	指数		100	86	79	59	70	99	97	94
被保護 人員	実数		836	544	477	301	338	481	442	437
	指数		100	65	57	36	41	58	53	52
保護率 (%)	実数		10.5	6.8	5.9	2.9	3.2	4.6	4.5	4.7
	指数		100	65	56	28	30	44	43	45
保 護 費	生活 扶助	支出額	26,082	76,133	124,349	121,480	161,205	201,889	180,768	172,693
		構成比	29.9	26.4	25.1	24.3	27.5	30.5	27.0	22.8
	住宅 扶助	支出額	2,006	4,549	14,945	25,450	43,439	79,090	74,521	73,803
		構成比	2.3	1.6	3.0	5.1	7.4	12.0	11.2	9.7
	教育 扶助	支出額	2,743	2,797	4,892	2,438	660	2,493	1,174	1,094
		構成比	3.1	1.0	1.0	0.5	0.1	0.3	0.2	0.1
	医療 扶助	支出額	51,952	171,327	308,366	291,136	278,842	270,059	295,714	372,343
		構成比	59.5	59.5	62.3	58.3	47.7	40.9	44.2	49.1
	介護 扶助	支出額	-	-	-	-	17,005	7,691	10,416	13,763
		構成比	-	-	-	-	2.9	1.2	1.6	1.8
	出産 扶助	支出額	-	35	-	-	-	423	468	1,332
		構成比	-	0.0	-	-	-	0.1	0.1	0.2
	生業 扶助	支出額	334	66	60	-	-	937	675	336
		構成比	0.4	0.0	0.0	-	-	0.1	0.1	0.1
	葬祭 扶助	支出額	119	450	700	318	144	646	1,236	563
		構成比	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1
	就労自 立支援	支出額	-	-	-	-	-	-	63	131
		構成比	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
	進学準 備給付	支出額	-	-	-	-	-	-	300	0
		構成比	-	-	-	-	-	-	0.0	0
小計	支出額	83,236	255,357	453,312	440,822	501,295	563,228	565,335	636,059	
	構成比	95.3	88.7	91.6	88.3	85.6	85.2	84.6	83.9	
保護施設事務費 及び委託事務費	支出額	4,091	32,647	41,833	58,364	84,168	97,802	103,129	122,315	
	構成比	4.7	11.3	8.4	11.7	14.4	14.8	15.4	16.1	
合計	支出額	87,327	288,004	495,145	499,186	585,463	661,030	668,464	758,373	
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

2 飯田市保護率の状況（令和7年3月31日現在）

区分 地区	世帯数(A) (R7. 3. 31)	人口(B) (R7. 3. 31)	被保護世帯数 停止中を含む(C)	被保護人員 停止中を含む(D)	保護率(%) (D) / (B) × 1,000
橋 北	1,367	2,645	23	26	9.82
橋 南	1,171	2,401	35	38	15.82
羽 場	2,053	4,618	36	37	8.01
丸 山	1,402	3,101	19	21	6.77
東 野	1,275	2,626	20	20	7.61
座光寺	1,583	4,007	11	14	3.49
松 尾	5,401	12,632	69	80	6.33
下久堅	953	2,493	4	5	2.00
上久堅	465	1,097	2	3	2.73
千 代	549	1,378	3	8	5.80
龍 江	998	2,465	3	3	1.21
竜 丘	2,645	6,471	5	5	0.77
川 路	785	1,923	4	6	3.12
三 穂	458	1,274	2	2	1.56
山 本	1,722	4,287	17	20	4.66
伊賀良	5,702	13,825	31	51	3.68
鼎	5,540	12,829	46	55	4.28
上 郷	5,543	12,791	32	36	2.81
上 村	162	311	2	2	6.43
南信濃	571	1,019	6	6	5.88
合 計	40,345	94,193	370	438	4.65

3 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女

（単位：円）

年度 扶助別	S40 (1965)	S50 (1975)	S60 (1985)	H7 (1995)	H17 (2005)	H27 (2015)	R2 (2020)	R6 (2024)
生活扶助	14,921	60,880	127,670	167,010	171,770	173,659	155,630	193,660
住宅扶助	1,300	3,400	5,000	26,500	31,800	41,300	41,300	41,300
教育扶助	340	1,040	1,690	2,080	2,150	5,540	7,558	2,600
計	16,561	65,320	134,360	195,590	205,720	220,499	204,488	237,560
1人当たり平均	4,140	16,330	33,590	48,898	51,430	55,125	51,122	59,390
指 数	100	394	811	1,181	1,242	1,332	1,235	1,435

（注）生活扶助は、冬季加算額を含む。

4 被保護世帯分類（厚生労働省被保護者調査による）

年月 世帯別	S40年7月 (1965)		S50年7月 (1975)		S60年7月 (1985)		H7年7月 (1995)		H17年7月 (2005)		H27年7月 (2015)		R2年7月 (2020)		R6年7月 (2024)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	94	26.5	98	30.3	82	25.7	143	46.7	127	48.1	199	51.8	199	53.5	203	55.5
母子世帯	79	22.3	28	8.7	31	9.7	4	1.3	5	1.9	15	3.9	8	2.2	9	2.5
障がい者世帯	25	7.0	59	18.3	163		58	19.0	55	20.8	58	15.1	63	16.9	61	16.7
傷病者世帯	-	-	-	-			68	22.2	52	19.7	59	15.4	58	15.6	51	13.9
その他世帯	157	44.2	138	42.7	43	13.5	33	10.8	25	9.5	53	13.8	44	11.8	42	11.4
計	355	100.0	323	100.0	319	100.0	306	100.0	264	100.0	384	100.0	372	100.0	366	100.0

5 令和6年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1ヶ月平均
	申請	7	6	7	12	3	7	5	7	5	8	3	4	74
却下	-	1	2	1	1	-	-	2	-	-	1	-	8	0.7
取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
開始	2	8	4	10	4	2	4	3	7	3	6	5	58	4.8
廃止	4	3	2	5	6	0	5	3	4	2	8	3	45	3.8

6 保護の開始・廃止理由

(1) 保護開始

年度	理由	世帯主の疾病	世帯員の疾病	稼働者の死亡・離別・不在	高齢による	稼働収入の減少	年金・仕送りの減少	貯金等の減少・喪失	その他（転入を含む）	合計
		H2 (1990)	18	2	-	-	7	-	-	6
H12 (2000)	14	1	-	2	3	3	1	7	31	
H22 (2010)	17	-	-	2	2	24	20	13	78	
R2 (2020)	18	1	3	10	2	4	12	7	57	
R6 (2024)	13	2	2	1	14	2	9	15	58	

(2) 保護廃止

年度	理由	世帯主の疾病治癒	世帯員の疾病治癒	死亡・失踪	稼働開始収入増加	働き手の転入	年金・仕送りの増加	施設入所	医療費等其他法負担	親戚等の引き取り	その他（転出・辞退を含む）	合計
		H2 (1990)	-	-	7	13	1	3	3	-	1	7
H12 (2000)	-	-	5	4	-	1	8	-	-	5	23	
H22 (2010)	-	-	17	21	-	7	8	-	3	18	74	
R2 (2020)	-	-	23	2	-	4	4	-	4	14	51	
R6 (2024)	2	-	23	5	-	1	4	1	2	7	45	

7 行旅病人・浮浪者等の援護状況

項目 \ 年度	S 40 (1965)	S 50 (1975)	S 60 (1985)	H 7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H27 (2015)	R 2 (2020)	R 6 (2024)
来所者数	28	21	28	29	67	33	-	2	3
電車賃等支給件数	26	21	28	28	54	27	-	2	3
食費代支給件数	12	18	17	19	27	6	-	-	-
宿泊代支給件数	4	-	-	1	2	-	-	1	1
行旅死亡人	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2-6 生活困窮者自立支援

1 自立相談支援事業

就労に関する問題を中心としながら、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

令和6年度における相談支援実績は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規相談受付件数	12	4	4	10	5	7	18	8	8	6	7	8	97
プラン作成件数	6	4	7	9	3	4	8	8	7	7	7	5	75
就労支援対象者数	5	4	7	8	3	4	8	7	6	5	7	5	69
就労者数（一般）	15	13	11	15	15	11	5	9	9	14	12	19	148

2 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。飯田市が支援決定をする。

令和6年度の支援状況は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援決定件数	1	2	2	5	1	0	2	3	2	2	3	1	24

■生活就労支援センター

平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行により、飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田）を設置し、自立相談支援事業及び家計改善支援事業を飯田市社会福祉協議会へ業務委託しています。

飯田市生活就労支援センター まいさぼ飯田

所在地：飯田市東栄町3108番地1

電話：0265-49-8830 FAX：0265-49-8692

3 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。一定の資産収入等に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支給決定をする。

令和6年度における支給決定件数は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支給決定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支援決定をする。

なお、令和6年度の飯田市の支援対象者は0件であった。

5 就労準備支援事業

一般就労に向けた手厚い支援が必要な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労の前段階として必要な生活習慣の形成、社会的能力の習得、就職活動のための技法等の習得、就労体験の提供等の支援を計画的かつ一貫して実施し、一般就労に向けた基礎的な能力を身につけることにより、安定的な就労につなぎ、経済的困窮から脱却を図ることを目的に実施する。労働者協同組合ワーカーズコープながのに業務委託し、飯田市が支援決定をする。

令和6年度の飯田市の利用者は、定員8名に対し、4名利用。(令和7年3月末日現在)

2-7 住民税非課税世帯等に対する給付金

1 概要

物価の高騰の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活を支援するため、次に掲げる給付金を実施した。財源は全額国からの交付金で賄われる。

(1) 飯田市物価高対策生活支援給付金（1世帯10万円）

令和5年12月1日を基準日として、住民税均等割のみ課税である世帯（世帯全員が住民税所得割が課税された者から税法上の扶養に取られている世帯を除く。）に10万円を支給した。

(2) 飯田市物価高騰対策こども支援追加給付金（こども1人につき5万円）

令和5年12月1日を基準日として、住民税非課税世帯（世帯全員が住民税均等割が課税された者から税法上の扶養に取られている世帯を除く。）に属するこども及び住民税均等割のみ課税世帯（世帯全員が住民税所得割が課税された者から税法上の扶養に取られている世帯を除く。）に属するこどもに5万円を支給した。

(3) 飯田市物価高騰対策低所得世帯支援給付金（1世帯10万円）

令和6年6月3日を基準日として、令和6年度の住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯（いずれも世帯全員が住民税所得割が課税された者から税法上の扶養に取られている世帯及び令和5年度給付金対象世帯を除く。）に10万円を支給した。

(4) 飯田市物価高騰対策低所得世帯こども支援追加給付金（こども1人につき5万円）

令和6年6月3日を基準日として、令和6年度の住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯（いずれも世帯全員が住民税所得割が課税された者から税法上の扶養に取られている世帯及び令和5年度給付金対象世帯を除く。）に属するこども（平成18年4月2日以降生まれの者をいう。）及び基準日から申請期限までに出生したこどもに5万円を支給した。

2 非課税世帯等給付金支給状況（令和6年度実績）

名称	単価（給付費）	支給世帯数	支給額
飯田市物価高対策生活支援給付金	100,000円	1,948世帯	194,800,000円
飯田市物価高騰対策こども支援追加給付金	50,000円	1,263世帯	63,150,000円
飯田市物価高騰対策低所得世帯支援給付金	100,000円	1,355世帯	135,500,000円
飯田市物価高騰対策低所得世帯こども支援追加給付金	50,000円	258世帯	12,900,000円

2-8 福祉企業センター

福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障がいをお持ちの方や精神上的理由、または、家庭の事情等で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

市内には6箇所の福祉企業センターがある。

	今宮 福祉企業 センター	上久堅 福祉企業 センター	鼎 福祉企業 センター	上郷 福祉企業 センター	上村 福祉企業 センター	南信濃 福祉企業 センター
開設年月日	S37.4.1	S36.6.1	S29.12.1	S37.8.1	S38.10.12	S38.10.20
分場	—	—	—	—	程野(休所) 中郷	—
定員	30名	20名	30名	30名	15名	20名
利用者数	14名	13名	26名	15名	4名	10名
(内訳)						
身体障がい者	1名	—名	4名	1名	1名	2名
知的障がい者	6名	—名	8名	2名	1名	1名
精神障がい者	2名	—名	2名	5名	—名	—名
高齢者	2名	12名	7名	2名	1名	5名
その他	3名	1名	5名	5名	1名	2名
作業内容	菓子箱折・袋詰 電子部品仕切組立 瓶蓋シール圧着 縁起物組立 基板絶縁 自動車部品組立 換気扇部品組立	水引 正月飾り 破魔矢・熊手制作 菓子詰・シール張	抵抗器台座取付 換気扇部品組立 菓子・漬物箱詰・箱折 ゴミ袋証紙貼り 圧力計プレス加工 水引、のし袋 縁起物組立 練りゴム裁断 会報袋入れ 自動車部品組立	菓子箱折・袋詰・シール貼り 自動車用ハーネス組立・部品クリップ刺し 水引・金封・正月飾り 縁起物組立 モーターオイル用ボビン清掃 練りゴム裁断 医療用ホースカバー袋詰め	クラフトギフト袋縫製・菓子箱詰・箱折・反物の裁断・正月飾り手直し・ウェス布切	菓子箱詰・箱折 工芸品 圧力計プレス加工
販売高(円)	3,304,853	2,455,101	11,176,479	4,522,476	2,914,726	4,003,181
工賃(円)	3,230,501	2,328,751	10,860,841	4,442,652	2,786,436	3,963,978

※利用者数：令和6年度末現在の利用者数

※販売高：令和6年度受託事業収入

※工賃：令和6年度支払工賃総額

3 長寿支援課

3-1 要介護（要支援）認定者数

(月末集計)

	6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年1月	2月	3月	
要支援1	第1号被保険者	465	458	446	449	457	455	450	447	447	440	446	445
	第2号被保険者	11	12	13	12	11	11	11	10	10	9	9	9
	計	476	470	459	461	468	466	461	457	457	449	455	454
要支援2	第1号被保険者	511	514	525	522	523	532	534	542	549	549	553	557
	第2号被保険者	8	8	9	10	10	10	11	10	10	10	10	11
	計	519	522	534	532	533	542	545	552	559	559	563	568
要介護1	第1号被保険者	1,298	1,306	1,337	1,337	1,357	1,359	1,358	1,358	1,336	1,340	1,315	1,308
	第2号被保険者	22	21	20	20	18	18	16	16	17	17	17	16
	計	1,320	1,327	1,357	1,357	1,375	1,377	1,374	1,374	1,353	1,357	1,332	1,324
要介護2	第1号被保険者	1,081	1,070	1,070	1,071	1,083	1,075	1,059	1,047	1,044	1,036	1,041	1,037
	第2号被保険者	15	14	14	14	17	16	17	18	17	15	14	15
	計	1,096	1,084	1,084	1,085	1,100	1,091	1,076	1,065	1,061	1,051	1,055	1,052
要介護3	第1号被保険者	845	833	832	830	831	819	849	850	850	845	830	833
	第2号被保険者	6	6	6	5	6	7	6	8	11	11	11	10
	計	851	839	838	835	837	826	855	858	861	856	841	843
要介護4	第1号被保険者	823	848	858	862	847	836	845	858	852	862	842	866
	第2号被保険者	1	2	2	1	3	2	3	5	5	6	6	7
	計	824	850	860	863	850	838	848	863	857	868	848	873
要介護5	第1号被保険者	615	614	627	614	613	614	617	612	613	621	587	582
	第2号被保険者	14	15	13	13	14	13	14	15	15	15	15	16
	計	629	629	640	627	627	627	631	627	628	636	602	598
合計	第1号被保険者(A)	5,638	5,643	5,695	5,685	5,711	5,690	5,712	5,714	5,691	5,693	5,614	5,628
	第2号被保険者	77	78	77	75	79	77	78	82	85	83	82	84
	計	5,715	5,721	5,772	5,760	5,790	5,767	5,790	5,796	5,776	5,776	5,696	5,712
第1号被保険者数(B)	31,984	31,963	31,969	31,947	31,900	31,881	31,867	31,832	31,805	31,748	31,708	31,689	
認定者割合(A)／(B)	17.63%	17.65%	17.81%	17.80%	17.90%	17.85%	17.92%	17.95%	17.89%	17.93%	17.71%	17.76%	

3-2 介護保険料

(1)65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(令和6年度～令和8年度)の介護保険事業計画に基づき、事業開始年度にサービス費用の見込額等を勘案して設定しており、原則として保険料の所得段階は3年間同一となります。当市では保険料の所得段階を、国の基準(13段階)から16段階に多段階化し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っています。さらに、所得段階が第1～3段階の年額保険料については、制度に則った公費の投入により、低所得者の介護保険料の更なる負担軽減を行っています。

また、保険料算定では、平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除引き下げの影響により不利益が生じないように調整を行っています。

所得段階	対象となる方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.28	20,088円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円を超え120万円以下の方	基準額×0.48	34,440円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.685	49,152円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の方	基準額×0.90	64,584円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	71,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,112円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.40	100,464円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.60	114,816円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.85	132,756円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.95	139,932円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	150,696円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が620万円以上720万円以上の方	基準額×2.30	165,048円
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が720万円以上820万円以上の方	基準額×2.40	172,224円
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が820万円以上920万円以上の方	基準額×2.50	179,400円
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が920万円以上1020万円以上の方	基準額×2.60	186,576円
第16段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額1020万円以上の方	基準額×2.70	193,752円

(2)令和6年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特別徴収者数	普通徴収者数	併徴者数※1	調定額(円)
第1段階	2,341	336	220	54,487,728
第2段階	2,579	37	234	95,078,900
第3段階	2,630	29	110	131,284,076
第4段階	2,318	216	213	167,541,168
第5段階	6,526	22	121	471,060,260
第6段階	5,082	222	242	464,681,716
第7段階	4,210	282	257	459,904,280
第8段階	1,964	263	175	261,378,624
第9段階	750	120	75	119,458,274
第10段階	399	69	36	68,018,613
第11段階	184	44	20	35,601,930
第12段階	107	19	13	21,992,646
第13段階	70	15	6	14,969,136
第14段階	48	14	10	12,273,950
第15段階	45	9	7	10,759,216
第16段階	232	95	15	63,534,510

※1 特別徴収者、普通徴収者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

※3 令和6年に行った過年度に対する賦課分は含まない

徴収方法別調定額と収納率

区分	調定額(円)	収入額(円)	還付未済額(円)	収納率※
特別徴収	2,274,024,436	2,276,137,936	2,113,500	100.00%
普通徴収	179,892,935	178,370,002	131,219	99.08%
滞納繰越分	3,736,360	2,855,280	70,556	74.53%
合計	2,457,653,731	2,457,363,218	2,315,275	99.89%

※ 収納率=(収入額-還付未済額)/調定額

3-3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費

(令和6年度分)(単位:円)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	9,698,780	18,676,077	207,734,909	254,307,713	226,458,009	239,950,378	288,136,506	1,244,962,372
通所サービス	6,006,400	24,097,380	407,040,423	459,320,952	350,986,324	280,021,535	153,952,216	1,681,425,230
短期入所サービス	572,230	2,708,490	69,845,990	136,281,542	174,732,200	135,013,706	100,469,480	619,623,638
福祉用具・住宅改修サービス	23,316,964	43,912,575	98,136,440	128,478,208	98,023,272	88,493,016	66,361,643	546,722,118
特定施設入居者生活介護	-	2,074,247	19,230,668	19,808,854	56,812,334	63,722,955	29,159,822	190,808,880
介護予防支援・居宅介護支援	13,339,625	20,943,648	190,208,514	146,423,938	106,542,028	70,825,774	47,148,059	595,431,586
地域密着型(介護予防)サービス	2,820,750	8,152,350	374,961,924	473,735,520	504,336,890	371,470,690	268,797,020	2,004,275,144
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	3,022,500	6,077,790	2,158,390	2,838,930	6,429,840	20,527,450
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	222,545,254	210,214,400	160,654,190	70,475,040	40,072,340	703,961,224
認知症対応型通所介護	181,040	-	12,716,210	27,976,800	39,620,340	20,131,900	6,406,100	107,032,390
小規模多機能型居宅介護	2,639,710	8,045,090	33,262,910	60,997,340	69,201,840	55,868,990	32,856,670	262,872,550
認知症対応型共同生活介護	-	107,260	98,310,300	153,328,020	158,433,950	95,512,860	63,967,640	569,660,030
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	3,501,930	11,540,820	7,725,060	13,654,870	12,279,360	48,702,040
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	1,602,820	3,600,350	66,543,120	112,988,100	106,785,070	291,519,460
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	125,652,208	316,632,603	871,356,450	1,736,539,205	1,487,478,974	4,537,659,440
介護老人福祉施設	-	-	11,956,630	86,388,950	505,084,571	1,135,699,532	833,063,057	2,572,192,740
介護老人保健施設	-	-	113,695,578	229,807,623	360,760,809	463,051,183	277,430,537	1,444,745,730
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院	-	-	-	436,030	5,511,070	137,788,490	376,985,380	520,720,970
合 計	55,754,749	120,564,767	1,492,811,076	1,934,989,330	2,389,247,507	2,986,037,259	2,441,503,720	11,420,908,408
支給額								
訪問サービス	8,548,566	16,502,503	183,576,120	225,168,123	199,885,059	212,806,245	256,127,262	1,102,613,878
通所サービス	5,335,457	21,543,971	362,303,777	408,089,457	311,261,783	250,078,966	136,196,886	1,494,810,297
短期入所サービス	513,340	2,423,173	62,060,027	120,855,672	155,262,350	120,549,607	89,262,410	550,926,579
福祉用具・住宅改修サービス	20,751,328	38,944,534	87,202,705	114,224,088	86,676,522	78,625,498	58,933,811	485,358,486
特定施設入居者生活介護	-	1,796,413	16,687,922	17,827,963	50,523,070	57,244,839	25,609,142	169,689,349
介護予防支援・居宅介護支援	13,339,625	20,943,648	190,208,514	146,423,938	106,542,028	70,825,774	47,148,059	595,431,586
地域密着型(介護予防)サービス	2,538,675	7,138,657	334,975,797	422,611,993	450,449,901	331,723,096	238,034,806	1,787,472,925
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	2,645,957	5,338,189	1,942,551	2,555,037	5,786,856	18,268,590
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	198,460,753	187,742,111	143,538,513	63,251,501	35,891,080	628,883,958
認知症対応型通所介護	162,936	-	11,305,527	24,994,747	35,456,000	18,118,710	5,765,490	95,803,410
小規模多機能型居宅介護	2,375,739	7,042,123	29,909,757	54,576,490	61,606,460	49,904,580	29,571,003	234,986,152
認知症対応型共同生活介護	-	96,534	88,059,528	137,140,429	142,527,914	85,413,473	56,552,469	509,790,347
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	3,151,737	9,879,756	6,952,554	11,958,542	11,051,424	42,994,013
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	1,442,538	2,940,271	58,425,909	100,521,253	93,416,484	256,746,455
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	112,760,702	283,088,849	779,551,830	1,550,991,006	1,324,141,450	4,050,533,837
介護老人福祉施設	-	-	10,760,967	77,135,121	452,956,086	1,015,800,995	744,776,312	2,301,429,481
介護老人保健施設	-	-	101,999,735	205,572,653	321,635,781	411,896,441	245,488,755	1,286,593,365
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-
介護医療院	-	-	-	381,075	4,959,963	123,293,570	333,876,383	462,510,991
合 計	51,026,991	109,292,899	1,349,775,564	1,738,290,083	2,140,152,543	2,672,845,031	2,175,453,826	10,236,836,937

※サービスの内訳

訪問サービス:訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 通所サービス:通所介護・通所リハビリテーション
 福祉用具・住宅改修サービス:福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2)高額介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の 老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-
	世帯合算無	334
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金 収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	438
	世帯合算無	7,389
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	739
	世帯合算無	6,318
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,119
	世帯合算無	1,459
合 計	17,796	220,241,148

(3)高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	1,040	32,833,852
高額合算医療・介護予防サービス等費	13	30,104
合 計	1,053	32,863,956

(4)特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	7,641	98,641,712
居住費	7,838	112,235,717
合計	15,479	210,877,429

(5)審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
168,812	58	9,791,096

3-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 指定事業者によるサービス (令和6年度)

サービスの種類	件数	支給額(円)
介護予防訪問介護指定相当サービス (従前相当)	2,331	41,488,876
訪問型サービスA (緩和した基準による)	486	3,145,386
介護予防通所介護指定相当サービス (従前相当)	6,428	146,768,482
通所型サービスA (緩和した基準による)	2,717	23,785,770
介護予防ケアマネジメント	8,232	26,347,368

(2) 委託事業者による通所型サービス (令和6年度)

サービスの種類	会場数	内容
通所型サービスB	13	集会施設等を利用した住民主体の介護予防教室
認知機能向上通所型サービス	4	音楽療法士による認知機能向上プログラム
運動器機能向上通所型サービス	2	生活機能訓練と参加型の食事づくり等
短期集中通所型サービスC	5	専門職による短期集中(12週間)の生活機能等改善プログラム

(3) 高額介護予防サービス費相当事業費 (令和6年度)

件数	支給額(円)
108	244,950

(4) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費 (令和6年度)

件数	支給額(円)
13	190,707

2 一般介護予防事業

(令和6年度)

事業名	回数	参加数	内容
はつらつ運動塾 (65歳以上対象)	3教室 36回	実人数 56人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室
初心者マレットゴルフ教室 (65歳以上対象)	2教室 5回	実人員 41人	マレットゴルフを通しての健康づくり教室
遠山地区運動教室 (65歳以上、サービスの利用のない方)	2教室 46回	実人員 42人	筋力向上やバランス運動を中心とした運動教室

3-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の10%、20%又は30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容														
<p>社会福祉法人等による利用負担軽減制度</p> <p>社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額</p>	<p>世帯全員が市民税非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ○預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○介護保険料を滞納していないこと。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、八反田、ぼけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">いいだデイサービスセンター</td> <td style="width: 50%;">デイサービスセンターおよりて</td> </tr> <tr> <td>上郷デイサービスセンター</td> <td>北方デイサービスセンター</td> </tr> <tr> <td>北部デイサービスセンター</td> <td>千代デイサービスセンター</td> </tr> <tr> <td>かなえデイサービスセンター</td> <td>デイサービスあぐり山本</td> </tr> <tr> <td>かわじデイサービスセンター</td> <td>デイサービスセンター四季</td> </tr> <tr> <td>竜東デイサービスセンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西部デイサービスセンター</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて </div>	いいだデイサービスセンター	デイサービスセンターおよりて	上郷デイサービスセンター	北方デイサービスセンター	北部デイサービスセンター	千代デイサービスセンター	かなえデイサービスセンター	デイサービスあぐり山本	かわじデイサービスセンター	デイサービスセンター四季	竜東デイサービスセンター		西部デイサービスセンター		<p>サービスの利用料の25%・食費及び居住費（滞在費）について25%を減額 (注1) (注2)</p>
いいだデイサービスセンター	デイサービスセンターおよりて															
上郷デイサービスセンター	北方デイサービスセンター															
北部デイサービスセンター	千代デイサービスセンター															
かなえデイサービスセンター	デイサービスあぐり山本															
かわじデイサービスセンター	デイサービスセンター四季															
竜東デイサービスセンター																
西部デイサービスセンター																

(注1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の食費、居住費については、特定入所者介護サービス費対象者のみ減額。

(注2) 老齢福祉年金受給者は50%を減額。生活保護受給者は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所の生活保護受給者は、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象となり、100%を減額。

制度の種類	対象となる方			減額等の内容	
介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方 ○要支援・要介護認定者、事業対象者			通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日 1 回につき 100 円を支給	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><対象となる通所系サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ●地域密着型通所介護 ●通所型サービス（独自） </div>					
高額介護（介護予防）サービス費支給制度、高額介護予防サービス費相当事業費支給制度 1 か月に支払った介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額が世帯合計で 44,000 円を超えた場合は、超えた分が申請により払い戻されます。 低所得者には負担が過重にならないように、軽減された上限額が設定されています。	所得区分		上限額（月額）		
	・生活保護の被保護者 ・15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）		世帯	15,000 円	1 か月に支払った各介護サービスの定率（1 割・2 割・3 割）の負担額の合計が、一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。 総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則 1 割負担又は定額料金となっていますが、同一世帯で 1 か月の利用者負担額が一定額（所得区分に応じた上限額）を超えた場合に、超えた分を申請により支給します。 （注 1）
	・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合 ・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万 9 千円以下の場合		世帯	24,600 円	
	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万 9 千円を超える場合 ・24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合（境界層該当者）		個人	15,000 円	
	・一般 市民税課税世帯のうち、下記以外		世帯	24,600 円	
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合		世帯	44,400 円	
	・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 380 万円以上約 690 万円未満の第 1 号被保険者がいる場合		世帯	44,400 円 (R3.8～)	
・現役並み所得者相当で、同一世帯内に課税所得約 690 万円以上の第 1 号被保険者がいる場合		世帯	93,000 円 (R3.8～)		
		世帯	140,100 円 (R3.8～)		
高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	○70 歳未満の方がいる世帯			1 年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給 （注 1）	
	国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）	基準額		
	901 万円超	83 万円以上	212 万円		
	600 万円超 901 万円以下	53 万円～79 万円	141 万円		
	210 万円超 600 万円以下	28 万円～50 万円	67 万円		
210 万円以下	26 万円以下	60 万円			

	市民税非課税世帯	市民税非課税者等	34 万円
	○70 歳～74 歳の方 ○後期高齢者医療被保険者		
	所得区分	基準額（令和 3 年 8 月～）	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 690 万円以上	212 万円	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 380 万円以上 690 万円未満	141 万円	
	被保険者証の負担割合が「3 割」 で市町村民税課税標準額が 145 万円以上 380 万円未満	67 万円	
	一般	56 万円	
	低所得者Ⅱ	31 万円	
	低所得者Ⅰ	（注 2）（31 万円）19 万円	

（注 1） 介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及び A 型サービスのみが対象になります。

（注 2） 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、低所得者Ⅱの合算限度額が適用されます。

（注 3） 自己負担額が上記の基準額を超える場合に支給されます。ただし支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

制度の種類	対象となる方			
介護保険負担限度額認定制度	以下の①～③すべてに該当する方			
	①世帯全員の方が市民税非課税 ②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者も市民税非課税 ③預貯金等の額の要件			
介護保険施設 入所（入所及 び短期入所） 者の食費、居 住費の軽減	利用者負担	所得等の要件	単身	夫婦
	【第 1 段階】	生活保護受給者	要件なし	要件なし
		高齢福祉年金受給者で世帯 全員が市民税非課税	1,000 万円 以下	2,000 万円 以下
	【第 2 段階】	世帯全員が市民税非課税 で、合計所得金額と課税年 金収入額と非課税年金収入 額の合計が 80 万 9 千円以下	650 万円 以下	1,650 万円 以下
	【第 3 段階①】	世帯全員が市民税非課税 で、合計所得金額と課税年 金収入額と非課税年金収入 額の合計が 80 万 9 千円超 120 万円以下	550 万円 以下	1,550 万円 以下
	【第 3 段階②】	世帯全員が市民税非課税 で、合計所得金額と課税年 金収入額と非課税年金収入 額の合計が 120 万円超	500 万円 以下	1,500 万円 以下
	利用者負担	部屋の種類	居住費限度額（注 1） （R6. 8. 1～）	食費限度額 （注 1）
【第 1 段階】	多床室（相部屋）	0 円	施設・短期： 300 円（注 4）	

		従来型個室(特養等) (注2)	380 円	
		従来型個室(老健、療養等) (注3)	550 円	
		ユニット個室の多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
	【第2段階】	多床室(相部屋)	430 円	施設：390 円 短期：600 円
		従来型個室(特養等)	480 円	
		従来型個室(老健、療養等)	550 円	
		ユニット個室の多床室	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
	【第3段階①】	多床室(相部屋)	430 円	施設：650 円 短期：1,000 円
		従来型個室(特養等)	880 円	
		従来型個室(老健、療養等)	1,370 円	
		ユニット個室の多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	
	【第3段階②】	多床室(相部屋)	430 円	施設：1,360 円 短期：1,300 円
		従来型個室(特養等)	880 円	
		従来型個室(老健、療養等)	1,370 円	
		ユニット個室の多床室	1,370 円	
		ユニット型個室	1,370 円	

(注1) 限度額は1日あたりの金額

(注2) 「特養等」とは、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、(介護予防)短期入所生活介護

(注3) 「老健、療養等」とは、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)短期入所療養介護

(注4) 施設とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院

短期とは、短期入所生活介護、短期入所療養介護

3-6 高齢者等の在宅福祉サービス

1 介護者疲労回復事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内容	介護者の疲労回復を図るため、家庭介護者疲労回復事業助成券またはリフレッシュ入浴券を支給します。 ・家庭介護者疲労回復事業助成券（マッサージ・はり・きゅうの施療を受ける助成券）1回の利用につき1,500円の助成券を2枚支給します。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） ・リフレッシュ入浴券（飯田市内の入浴施設を利用する助成券）1回の利用につき500円の入浴券を5枚支給します。
利用者負担	治療1回につき1,500円を超えた額、または入浴1回につき500円を超えた額
6年度実績	マッサージ利用者数：27人 利用回数：50回 入浴利用者数：186人 利用回数：744回

2 寝具洗濯乾燥事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内容	重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年2枚まで利用できます。
利用者負担	なし
6年度実績	利用実人数：159人 利用回数：299回

3 訪問理美容サービス事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内容	重度要介護者等の負担軽減を図るため、訪問理美容サービス利用券を支給します。 重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1回の利用につき1,000円の利用券を6枚支給します。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
6年度実績	利用実人数：82人 利用回数：225回

4 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護 3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用 1 回につき 3,000 円の助成。ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は 5,000 円の助成。 1 回につき利用日数は 7 日以内で、1 か月のうち半月以上の在宅介護期間がある場合に年 6 回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
6 年度実績	利用者数：188 人 利用回数：807 回

5 飯田市介護用品処理負担軽減事業

対 象 者	日常生活において紙おむつ及び尿取りパット等を使用する重度要介護者（要介護 3・4・5）
内 容	紙おむつ等の介護用品処理に係る負担を軽減する目的でゴミ袋（燃やすごみ用大・ひと月 5 枚）を支給します。
利用者負担	なし
6 年度実績	利用者数：539 人

6 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊 1 泊（1 回分）の費用（5,000 円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額 4,000 円） 1 人当たり年 4 泊（4 回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1 泊（1 回分）の費用
6 年度実績	利用実人数：0 人 利用回数：0 回

7 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護 3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分 4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当 1 級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6 か月以上、市内に住所を有し、基準日前 1 年間に 180 日以上、在宅で介護した場合に、9 万円を支給します。（基準日 9 月 1 日）
6 年度実績	受給者数：（高齢者）132 人

8 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
6年度実績	対象者数：14人

9 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65歳以上の要支援・要介護認定者、身障1～3級の方、65歳未満の身障1～6級の方（4～6級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が8万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63万円を上限に補助します。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
6年度実績	該当件数：0件

10 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に1年以上居住している、介護保険の認定を受けていない65歳以上の高年齢者等でなおかつ市民税非課税世帯
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事のほか、劣化等による基礎・土台・柱・床・屋根・外壁の部位修繕及び補強を対象とし、改修費用の30%で、10万円を上限に経費を補助します。 1戸の住宅で補助は1回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
6年度実績	助成件数：6件

11 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が80万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日1日につき100円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日1日につき100円を超えた分
6年度実績	利用数：31,380回

12 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年7日以内。
利用者負担	利用1日につき 1,730円（3食分の食費等を含む）
6年度実績	延利用者数：1人 利用日数：7日

13 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
6年度実績	申立件数：1件

14 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
6年度実績	派遣時間：6時間

15 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障1・2級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月500円 市民税非課税世帯：300円 生保世帯：0円
6年度実績	6年度3月末時点使用者数：114台

16 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
6年度実績	新設：0台 累計（平成元年から）：669台

17 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,280 円、独居の見守り 45分未満 1,647 円)
利用者負担	家族不在時 事業所の利用料から市委託料を除いた額 (別途交通費) 独居 介護保険同様の 1,830 円の 1割
6年度実績	利用者数：0人 利用時間：0時間

18 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,700 円と交換用バッテリー代 2,310 円を支援します。(税込)
利用者負担	機器の利用料として月 550 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
6年度実績	利用者数：2人

19 GPS 機能付端末利用補助事業

対 象 者	1人で外出した際に、目的地への到着若しくは帰宅することができない事実又はそのおそれがある高齢者の介護者
内 容	新規に GPS 機能付端末の購入又はレンタルに要する初期費用 (毎月の使用料及びレンタル料は除く。) に対して、1万円を上限に経費を補助します。 対象高齢者 1人につき 1回のみとします。 破損、紛失等による修理及び再購入に要する費用は、補助の対象となりません。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
6年度実績	利用者数：6人

20 高齢者等配食見守り事業

対 象 者	65歳以上の独居、高齢者世帯の総合事業対象者、要支援・要介護認定者
内 容	自ら調理を行うことが困難で、栄養改善が必要な高齢者等に対する配食サービスの提供に併せて、高齢者等の見守りと安否確認を行う。
利用者負担	食費実費 (600 円～700 円)
6年度実績	総合事業対象者利用者数：11人 利用回数：1,782回 要支援・要介護認定者利用者数：85人 利用回数：8,702回

21 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで1日を過ごします。 必要な方は送迎します。
実 施 施 設	山本老人福祉センター 上村ふれあいセンター
利用者負担	利用1回につき 400円（山本）、500円（上村）生活保護世帯 0円 昼食等：実費（全員）
6年度実績	利用回数：236回

22 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、 重度心身障がい児者（身体1・2級、及び療育A・精神1級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
6年度実績	参加人数：日帰りふれあい相談事業 194人

23 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。
内 容	88歳 (市)あいさつ状、5千円 100歳 (市)あいさつ状、1万円、市長訪問 (社協)祝品 (国)祝状、銀杯、紙筒 (県)祝状、紙筒 最高齢者(3名) (市)あいさつ状、5千円
6年度実績	贈呈者数：798人

3-7 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市では6カ所の地域包括支援センターを設置し、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方のための、介護予防サービスを利用するために必要な介護予防ケアマネジメントを行います。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や日常生活自立支援事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

2 令和6年度 地域包括支援センターと担当地区

飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座3番地7 銀座堀端ビル2階	Tel 0265-56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・松尾・下久堅・上久堅		Fax 0265-56-5505
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎西鼎620番地1アビスタ水の手B	Tel 0265-53-9411
担当地区：鼎		Fax 0265-49-0850
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場406番地31	Tel 0265-28-2361
担当地区：山本・伊賀良		Fax 0265-28-2362
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路3467番地2	Tel 0265-27-6052
担当地区：千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 0265-27-5023
飯田市かみさと地域包括支援センター	上郷黒田317番地1	Tel 0265-48-5501
担当地区：上郷・座光寺		Fax 0265-48-5591
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田1550番地	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102

3-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

1 いいだシニアクラブ連絡会の現況（令和7年4月1日現在）

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	30人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	53
座光寺	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
松尾	—	—	1	—	2	—	—	—	—	3	170
下久堅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
千代	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
竜丘	1	1	—	1	—	—	—	—	—	3	110
鼎	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	135
上郷	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	81
上村	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	44
南信濃	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4	88
計	5	1	2	3	2	0	2	0	0	15	681

2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（令和6年度）

事業	内容	
県老人クラブ連合会 市町村老連ブロック研修会南信州地区	6月19日	伊那市にて 会員32名参加 活動事例発表 出前講座「交通事故を起こさない、あわないために」 講演「腸内環境を整えて健康寿命を延ばしましょう」 講師 南信ヤクルト販売営業部CS推進室次長 湯川広孝氏
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月19日	伊那市にて 女性会員13名参加 実技講習「簡単ネックレスづくり」 講演「見出しなみ&ハンドケア講座」 講師 花王カスタマーマーケティング株式会社 社員
いきいき活動研修会	11月18日	会員33名参加 講演「フレイル予防で健康寿命を延ばそう」 講師 飯田市保健課 湯澤 尚子 保健師 囲碁ボール講習会
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり 事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛 活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問
その他	組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問	

3 生きがい対策

○ 生きがい教室の開催

高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。シルバーコーラス、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催している。

3-9 統計資料

		市内高齢者人口					R7.4.1現在		
地区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位	
1	橋北	2,645	1,249	47.2%	1,078	40.8%	722	27.3%	6
2	橋南	2,401	1,079	44.9%	937	39.0%	580	24.2%	10
3	羽場	4,618	1,733	37.5%	1,447	31.3%	869	18.8%	17
4	丸山	3,101	1,307	42.1%	1,079	34.8%	649	20.9%	14
5	東野	2,626	1,150	43.8%	955	36.4%	567	21.6%	12
6	座光寺	4,007	1,668	41.6%	1,417	35.4%	823	20.5%	13
7	松尾	12,632	4,226	33.5%	3,496	27.7%	1,990	15.8%	20
8	下久堅	2,493	1,153	46.2%	1,000	40.1%	615	24.7%	7
9	上久堅	1,097	596	54.3%	520	47.4%	323	29.4%	3
10	千代	1,378	746	54.1%	648	47.0%	409	29.7%	4
11	龍江	2,465	1,232	50.0%	1,070	43.4%	653	26.5%	5
12	竜丘	6,471	2,494	38.5%	2,057	31.8%	1,174	18.1%	16
13	川路	1,923	872	45.3%	754	39.2%	470	24.4%	8
14	三穂	1,274	581	45.6%	500	39.2%	277	21.7%	8
15	山本	4,287	1,893	44.2%	1,628	38.0%	939	21.9%	11
16	伊賀良	13,825	4,941	35.7%	4,100	29.7%	2,412	17.4%	19
17	鼎	12,829	4,826	37.6%	3,983	31.0%	2,390	18.6%	18
18	上郷	12,791	4,961	38.8%	4,124	32.2%	2,486	19.4%	15
19	上村	311	210	67.5%	190	61.1%	127	40.8%	2
20	南信濃	1,019	688	67.5%	629	61.7%	444	43.6%	1
	全市	94,193	37,605	39.9%	31,612	33.6%	18,919	20.1%	
	飯田市	94,193	37,605	39.9%	31,612	33.6%	18,919	20.1%	R7.4.1
	飯田市	95,076	37,783	39.7%	31,782	33.4%	18,795	19.8%	R6.10.1
	長野県	1,976,103	768,601	38.9%	643,572	32.6%	383,239	19.4%	R7.4.1
	全国	123,802	43,814	35.4%	36,243	29.3%	20,777	16.8%	R6.10.1

介護保険要支援・要介護認定者

R7.4.1現在 単位：人

地区等	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
橋北	20	28	50	45	26	26	16	211
飯田荘・第二	0	0	0	1	7	22	21	51
橋南	9	20	48	26	26	24	10	163
羽場	9	22	60	46	33	26	13	209
丸山	19	17	45	37	23	16	12	169
東野	7	22	44	36	19	20	8	156
座光寺	24	24	54	46	34	31	20	233
松尾	44	55	153	102	67	59	44	524
きりしま邸苑	0	0	0	1	14	20	19	54
ゆめの郷	0	0	1	6	10	25	7	49
下久堅	13	18	52	19	31	17	18	168
上久堅	11	10	35	15	13	8	10	102
千代	9	13	33	21	17	20	7	120
龍江	16	21	43	37	37	37	15	206
ゆいの里	0	0	0	0	2	0	3	5
竜丘	28	33	101	87	56	36	24	365
川路	11	11	33	23	19	8	9	114
ハートヒル川路	0	1	5	3	2	11	1	23
三穂	8	7	27	11	11	11	5	80
山本	30	29	37	47	31	32	24	230
ウイラ緑風苑	1	1	3	3	0	0	0	8
伊賀良	46	57	145	116	83	90	41	578
かざこしの里	0	0	0	4	11	21	10	46
陽だまりの丘	0	0	0	0	3	8	4	15
たまゆら	0	1	2	5	5	7	7	27
鼎	57	79	136	131	90	86	71	650
信濃寮	0	0	0	1	8	4	3	16
やまりきの郷	0	0	0	0	1	13	7	21
上郷	43	59	152	134	84	63	58	593
ケアハウスかみさと	4	6	5	6	1	1	0	23
笑みの里	0	0	0	0	9	10	5	24
上村	7	5	10	9	6	2	6	45
南信濃	35	23	31	15	16	16	16	152
遠山荘	0	0	0	1	3	14	8	26
住所地特例者	2	3	9	8	43	90	76	231
計	453	565	1,314	1,042	841	874	598	5,687
(参考：R6.9.30現在)	465	539	1,367	1,087	825	838	627	5,748

※この数値は、国保連提出時の参考値です。介護度を遡って変更し、確定した介護度別の合計数値については欄外の国保連データをご参照ください。

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
(参考：国保連データ)	454	568	1324	1052	843	873	598	5712

高齢者世帯数

独居高齢者	複数高齢者
368	186
315	165
390	246
268	211
253	170
224	262
825	580
170	172
105	103
124	122
210	175
370	351
213	114
79	80
333	273
836	735
983	648
870	735
64	36
239	124
7,239	5,488

R7.4.1

※各地区の数字には施設入所者を含みます。

R6.4.1

6,943	5,470
-------	-------

4 こども課

4-1 令和6年度第二期子育て応援プランの進捗状況

☆基本目標1 子ども子育て支援の推進

①教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載				教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載	保育家庭課 生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課

②在宅育児応援サービスを拡充

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載				教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の展開に記載	保育家庭課 こども課 生涯学習・スポーツ課 公民館 学校教育課

③児童虐待防止対策を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
子ども・子育て支援事業	子育てに関する相談対応や切れ目ない支援体制をさらに進めるため、福祉、保健、医療など関係機関がさらに連携し、市民と協働して取り組む子育て支援を進めます。	○子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待防止ネットワーク)において、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 こども家庭応援センター相談対応件数 1,205件 ○発達支援事業において、一貫した包括的な支援のため、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○発達支援巡回指導機能の充実	○飯田市こども家庭応援センターによる、市役所庁内及び関係機関との連携・協働体制のさらなる強化、相談・支援体制の整備 ○こども家庭応援センター 相談対応件数 1,500件	○要保護児童対策地域協議会の事務局として、実務者会議を年4回、個別ケース会議を随時開催することで児童の安全管理とケース進行管理を行いました。新規養護相談件数 129件。 ○こども家庭センターとして、家庭が孤立せず安心して子育てができるよう関係機関との連携を図りました。相談後は専門職や各機関へつなげることにより社会全体で寄り添いながら応援する体制づくりに努めました。新規・継続相談 831件。 ○保育所、認定こども園に専門職が巡回訪問し、発達支援コンサルタント及び保護者面接を実施した。74ケースに対してのべ78回相談を実施しました。	こども課
	市民参加による活動を地域に広げるため、子育て家庭に関連する各種計画の実現に向け市民・行政が協働して取り組みます。	○次世代育成支援ワーキンググループ 「みんなで子育て応援サポーター会議」 サポーター数 10人	○次世代育成支援ワーキンググループ 「みんなで子育て応援サポーター会議」 サポーター数 15人	○みんなで子育て応援サポーター数9人。 ○みんなで子育て応援サポーター会議により子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」「いいだパパナビ」「まご手帳」を編集発行し、「子育てナビ」や「パパナビ」は母子健康手帳交付時に、「まご手帳」は保健師の2か月児訪問時に配布しました。 ○市民要望の高い雨天や猛暑の親子の遊び場について、子育て当事者の声を聞くため、子育てつどいの広場と協働して「雨の日	こども課

				を語ろう time」を開催し、サポーターがファシリテーターとなって市長との懇話会を実施しました。 ○今年度でサポーター制度を見直し、今後は子育てつどいのひろばの取組や Web 調査等を通じて、こども・若者・子育て当事者の声を直接聞き取る機会をより一層拡大する方向としました。	
	通訳等母語支援が必要な外国籍児童・保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。併せて通訳者の派遣のみに依存しないコミュニケーション(「やさしい日本語」や多言語翻訳機器の活用等)についても研究します。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人	○継続実施	○外国籍児童生徒共生支援員5人(中国語2、ポルトガル語1、タガログ語2)を配置、学校へ派遣し、翻訳や通訳等の支援をしました。 ○日本語指導者4名を配置、学校へ派遣し、日本語の指導が必要な児童生徒の学習を支援しました。 ○母語支援対象の児童、保護者に対して、市からの文書等を翻訳し配布しました。また、通訳の派遣を行いました。 ○新規事業として開始する、5歳児相談について、保護者アンケートの翻訳を行いました。	学校教育課 共生・協働推進課
子育て支援ネットワーク事業	児童虐待防止、要保護児童等支援のため、飯田市子育て支援ネットワーク協議会(要保護児童対策地域協議会)に参画する福祉、保健、医療、教育、警察など子育て支援関係機関の一層の連携を推進します。また、関係機関との相談体制の強化及び適切なアセスメントの確保、資質の向上を図るため講習会等へ参加し積極的な子育て技術の伝承について取り組みます。	○飯田市子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待ネットワーク)実務者会議・研修会8回	○継続実施	○要保護児童対策地域協議会の調整機関として、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めました。 ○虐待受付件数:43件 ○実務者会議:4回・研修:8講座	こども課
未就園児等の把握事業	未就園で乳幼児健診未受診者について、関係機関との連携により居住実態を把握するなど、児童虐待等の発生の防止に努めます。			○令和6年10月1日時点で当市に住所登録している0~12歳のうち、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児の状況確認について調査した結果、状況確認できない児はいませんでした。	こども課
児童虐待防止の啓発事業	保護者、祖父母世代、新米パパママ、各健診学級等において、それぞれを対象とした児童虐待予防についての啓発活動に取り組みます。また、児童虐待防止推進月間及びながの子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーの実施等において、関係機関や各団体と連携し広報・啓発活動等に努めます。			○秋のこどもまんなか月間にあわせオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンのポスターの掲示、小中学生のいるご家庭へのリーフレットや、イベント時に虐待啓発ポケットティッシュの配布、オレンジリボン活動の展示などを通し啓発を行いました。 ○乳幼児健診等(12か月児健診・2歳児相談)にて『愛の鞭ゼロ作戦』(体罰や暴言による愛の鞭をなく	こども課

				すための取り組み)のパンフレットを配布しました。	
--	--	--	--	--------------------------	--

☆基本目標2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

① 結婚・出産・子育ての希望に寄り添う相談・支援体制の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度 実施状況	担当課等
結婚相談支援事業	結婚を希望する独身、未婚者に向け結婚や結婚後の生活等について考えるセミナーや出会いの場の設定に取り組みます。また、子どもの結婚を望む保護者に向けて具体的な支援方法についての情報提供、移住・定住者に向けての活動を展開します。	○イベント28回開催、結婚相談登録210名、結婚成立15名	○イベント31回開催、結婚相談登録230名、結婚成立17名	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置し、結婚相談所の運営やイベント開催、地区結婚相談員の支援等を行いました。 ○結婚相談所登録163名。イベント23回開催。延べ343名参加(地区イベント参加者を含む)。カップル成立61組。結婚成立5人(結婚相談所把握分)。 ○県と連携したながのマッチングシステム登録者は32人。お見合い33件。カップル成立15件。 ○南信州観光公社へ委託し、特に市外の女性を対象とした、飯田市の魅力を堪能できるツアー形式のイベントを開催しました。また、イベント開催と併せて、特に男性を対象とした婚活セミナーを実施しました。開催数3回、カップル成立10件。	福祉課
【追加事業】 結婚新生活支援事業	夫婦共に39歳以下の若い世代が結婚を機に新生活をスタートするにあたって、新婚家庭が安心して暮らし続けるための支援として、夫婦の所得に応じて、住宅取得、リフォーム、賃貸、引越しにかかる費用の一部を補助します。	○結婚新生活支援事業補助金申請件数7件(令和4年度制度創設時点)	継続実施	○結婚を機に新生活を始める世帯のスタートアップを応援する結婚新生活支援事業により、新生活の住居費の一部を支援し、結婚の機運が高まるよう取り組みました。 ○国の制度による所得制限で補助対象とならない世帯に対しては、市の独自制度として補助を実施しました。 ○結婚新生活支援事業補助金申請件数86件(うち市の独自制度27件)	保育家庭課

母子健康手帳交付事業	妊産婦及び乳幼児の健康保持増進のため、健康に関する情報を管理する母子健康手帳は、母子保健コーディネーター(保健師)との面接を行いながら交付します。面接時に全妊婦の支援プランを作成、定期アセスメント会議を実施します。また母子保健コーディネーターは相談、妊婦健診、産後2週間、1か月産婦健診などを通じ、必要に応じて関係機関と情報共有しながら妊産婦への早期支援に取り組みます。	○母子保健コーディネーター面接妊婦数 814 人、 アセスメント開催回数 73 回 ○産婦健診受診者 326 人、延べ 573 件	○母子保健コーディネーター面接妊婦数 680、 アセスメント開催回数 85 回 ○産婦健診受診者 667 人、延べ 1,267 件	○母子保健コーディネーター面接妊婦実人数 580 人、アセスメント開催回数 60 回(係内月2回、こども課月2回、産科医療機関月1回) ○産婦健診受診者 553 人、延べ 1,046 件 ○母子保健コーディネーターが、子育て応援アンケートを用いて妊娠届出時に全妊婦の面接相談を実施し、より細やかに妊婦の不安や悩みを聞き取り、支援に繋げました。また、全妊婦へ「赤ちゃんを迎えるための準備」(セルフプラン)を作成し、出産までの見通しが持てるような支援や、初産の妊婦に対し、妊娠期から授乳期の栄養について説明を行うなど母子が健やかに過ごせるように支援しました。 ○妊娠9か月時にアンケートを実施、必要な方へ電話等で相談を行いました。また、継続した相談が必要な方には、妊婦や家族とサポートプランを作成、継続した支援や、こども課、周産期センターと定期的に連携会議を実施するなど安心して出産が迎えられるよう相談体制を整えています。	保健課
安心して出産できる体制づくり事業	地域内の出産は地域内で可能となるよう、市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムを運用し、これまで以上に連携を強化するほか、院内助産の体制を充実させるなど、安心して出産できる体制づくりを進めます。また、医師確保に向けて関係機関と調整し継続的に取り組みます。	○分娩は市立病院を含め2施設で、妊婦健診は地域内の産婦人科診療所も行うなど、連携協力して安心して出産できる環境を維持。 ○、市立病院と地域内健診機関との間で地域周産期システムの運用を開始。	○継続して安心して子どもが産める体制を整える。	○助産師外来 3,524 件、異常等 615 件は医師診察につなげました。院内助産は全分娩 801 件中 570 件が対象で、うち 403 件(完遂率 70.7%)でした。 ○周産期センターの看護体制の見直しを行いました。また個室化・面会の緩和など、よりよい環境づくりを周産期センター運営委員会を中心に引き続き検討しています。	市立病院
産後ケア事業	産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、家族等から産後の支援を受けられない、育児不安が強いなど、支援を必要とする方を対象に、助産師による相談や宿泊しての助産師支援を実施し心身の安定を図り育児不安を早期に軽減します。また母子保健コーディネーターにより、母子手帳交付時に全妊婦と面談を行い、支援プランを作成し安心して出産が迎えられるよう相談体制をさらに充実させます。	○助産師相談件数 546 件	○助産師相談件数 450 件	○産後、家事や育児の支援を必要とする方や、育児不安等により助産師への相談を希望する方が利用しました。 ○助産師相談件数は 通所型 344 件、宿泊型 28 件 ○家事育児支援助成件数は 146 件	保健課

乳児家庭全訪問事業	生後2か月頃に全乳幼児を対象に保健師が訪問指導を実施し、乳児の発育状況を把握し、保護者の相談に応じることで育児不安の軽減に努め、支援が必要な家庭に対しては関係機関につなげるなど適切な支援を行います。	○訪問件数 751 人、訪問実施率 98.9%	○訪問件数 667 人、訪問実施率 100%	○乳児の発育状況及び育児環境を確認しました。また、産後うつ質問票により、母の心の状態を把握し、その後のフォロー、育児支援につなげました。 ○未実施理由は、入院、転入前の自治体にて新生児訪問が済んでいるため飯田市での訪問を希望されなかったことによるものです。 ○訪問児数 558 人。訪問実施率 99.3%	保健課
乳幼児健康診査等事業	地域健康ケア計画を推進する中で、乳幼児の健診・相談(4か月児健診、7か月児相談、12か月児相談、1歳6か月健診、2歳児相談、3歳児健診)においては、心身の発育の状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図り、必要に応じて専門相談の継続へとつなげます。健診・相談は対象人数を適正にし、きめ細やかな対応に取り組みます。	○乳幼児健診受診率 96.4%	○乳幼児健診受診率 100%	○幼児健診では1回あたりの受診者数を減らし、きめ細やかな相談ができる体制を整えました。また健診後、必要に応じて電話・来所相談を行い、専門機関につなげる等の継続支援を行いました。 ○未受診者には未受診理由を把握し、個々の理由に応じた個別対応を行いました。 ○乳幼児健診受診率 97.1%	保健課
	遊びの広場では対象者についての整理や基準を設け適切な支援を実施します。	○遊びの広場の実施 12 回	○継続実施	○母の育児不安の解消や児の発達支援のため、ふれあい遊びや個別相談を実施しました。 ○実施回数 12 回	

②子育ての学び合いの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度 実施状況	担当課等
				乳幼児学級、乳幼児教育支援事業	

<p>パパママ教室 事業</p>	<p>妊婦の不安を軽減し安心して出産育児を迎えられるようパパママ教室を開催します。また、妊婦とその家族が協力して子育てを行えるよう、母子手帳交付時に対象者への周知を図るとともに、受講しやすい日程での開催や魅力ある内容にします。夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため家族の健康教育に取り組みます。</p>	<p>○参加延人数 364人、うち夫や家族の数 110人</p>	<p>○参加延人数 300人、うち夫や家族の数 100人</p>	<p>○多くの方が夫婦で参加されていました。 ○参加後のアンケートでは、「参加しようと思った理由」と「参加してよかったこと」が一致しており、多くの方のニーズを満たせる教室であったと考えます。参加者からは、夫婦二人で育児についてのイメージが持てた、赤ちゃんのお世話について知ることができた、先輩パパママの話が参考になった、との感想がありました。 ○参加延人数 390人、うち夫や家族の数 187人</p>	<p>保健課</p>
<p>母子保健学習 事業</p>	<p>中学生を対象に、乳幼児とのふれあい体験授業や母子保健学習を通し、自分の命を大切することと身近な人を思いやる気持ちを育てる機会をつくります。また高校生に対しては、小さな子どもと接する機会を拡大していけるようにします。</p>	<p>○高校実施数4校</p>	<p>○中学実施数全学校、高校実施数5校</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から4年間中止していましたが、令和6年度から再開しました。 ○乳児とのふれあいを通して、自分自身も愛情深く多くの方々に見守られながら育てられてきたことや、将来こどもを持つというイメージができる機会になったという感想がありました。 ○体験学習の参加が限られた生徒のみであることから、令和7年度からは多くの高校生が参加できる形に発展させ、将来の妊娠や子育てのためのからだづくりに視点をいた内容に変更していく予定です。 ○参加高校 3校、実施回数 6回、参加人数 58人</p>	<p>保健課</p>

☆基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①いいだ型自然保育の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
<p>いいだ型自然 保育事業の推 進事業</p>	<p>本市には、「地域の子どもは、地域で守り育てる」という住民意識が息づいています。保育所や認定こども園では、地域密着型の自然体験・食農体験・地域行事などに積極的に取り組みながら、生きる力の基礎となる豊かな感性や表現力を育みます。</p>			<p>○市内の23園の認定こども園等は「信州やまほいく認定」を取得しており、地域の豊かな自然の中で全身を使って直接自然と触れ合う経験を通して、豊かな心情や思考力の芽生えを育みました。 ○おやすづくりや餅つきなどの地域の季節行事や、たんぼ・畑などの体験活動を通して、地域の方々とふれあい、食の大切さを知る機会となりました。 ○信州やまほいくポータルサイトや園だより、Instagramでも自然保育の様子を配信することで、保護者や地域の方に活動に対する関心を持っていただきました。</p>	<p>保育家庭課</p>

②環境教育の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
環境教育の推進事業	幼少期から物を大切にすることや資源を大切にすることを学ぶため、リサイクル活動(野菜くずの堆肥作り、ごみ分別)を行います。子どもたちだけでなく、保護者も一緒になって取り組むことにより環境教育の充実を図ります。			○公立認定こども園等では、生ごみ処理機でできた堆肥を園での野菜作りや、各家庭へ持ち帰り家庭菜園で利用してもらう取り組みを行いました。	保育家庭課

③コミュニティスクールの推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
幼保小連携の推進事業	幼児期から義務教育期への円滑な接続が行われるよう、幼児教育と初等教育の指導者が連携し、早い段階から子どもの状況把握に努めます。「飯田市育ちと学びのリーフレット」を作成・配布し、保護者が活用することで就学への不安感を和らげます。保育所・認定こども園・小学校はお互いに連携し、幼児教育・初等教育の理念や内容について相互理解を深めるため、情報交換会や合同職員会の開催、幼保小連携推進部会の設置に向けて取り組みます。			○継続実施 ○園小連携推進委員会を開催し、子どもたちを取り巻く現状等を共有し、園小の「育ちと支援のつながり」について協議しました。具体的には、リーフレットの活用、引継ぎシートの活用、園小連携を意識した取組実践例等について意見交換しました。 ○小中連携・一貫教育推進に関わる、各中学校区で実施されている合同職員会・研修会等へ有志の園教職員が参加しました。 ○保護者の就学への不安感を和らげることを目的の一つとして、「育ち」と「学び」をつなぐリーフレットを市内の全ての年中園児家庭及び小学校1年担任に配布しました。 ○各園のそれぞれの取組として、保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教諭による教育・保育施設の保育参観、園児と小学校児童との交流活動を行いました。	保育家庭課 こども課 学校教育課
コミュニティスクール推進事業	地域住民の方々に、子どもの教育や学校運営について協議いただくなど、学校と地域がこんな子どもを育てたいという、目指す子どもの姿や願いを共有しながら、地域と学校が一体となって子どもを育てる持続可能な取り組みを、関係機関と協力しながらさらに推進します。			○市内全ての小中学校の学校運営協議会において、学校、地域、保護者等が目指す子ども像やその実現に向けた取組等について共有し、相互に連携しながら取り組みを進めました。 ○特に、令和7年度から取組をはじめ「飯田学園構想」について勉強会等を開催し、理解を深めるとともに、スタートに向けた準備を進めました。 ○令和7年度から市内9学園に設置する「学園学校運営協議会」について、周知を図るとともに組成に向けた準備を進めました。	学校教育課

飯田型キャリア教育推進事業	リニア時代の主役となる子どもたちが、変化の激しいこれからの時代にあって、確かな学力・基礎的体力・自己肯定感・課題解決の力を備え、グローバルな視野とふるさとへの慈しみをあわせもち、飯田に心根をおいて地球規模で交流・活躍・貢献しながら生き抜く力を獲得するための教育を、学校、家庭、地域、行政の協働で進めます。	○小中一貫キャリア教育の推進 小学校 19 校、中学校 9 校	○継続実施	○市内全ての小中学校（小学校 19 校、中学校 9 校）で実施しました。	学校教育課
子ども読書活動推進事業	乳幼児期、学童期に読書の楽しさや知識を習得する喜びを体感することは、子どもの心の成長にとって大切と考えられます。図書館では子どもの読書体験を促すため発達段階に応じた取り組みを実施します。乳児期では7か月児相談での絵本プレゼント、幼児期では保育所との連携により家庭に本を貸し出す取り組みを行い、親子読書の推進を図ります。さらに学童期では図書館と学校・地域が協力し、子どもの読書習慣の定着や、情報を収集し活用する力の育成に取り組みます。			○「はじめまして絵本」プレゼント事業(7か月児)を 48 回 587 名(対象者の 100%)に実施しました。 ○「おともだち絵本」プレゼント事業(4歳児)を 698 名(対象者の 100%)に実施しました。 ○保育所等への団体貸出を実施しました。家庭への絵本持ち帰り実施園数は 31 園でした。 ○家庭読書推進の講座を公民館と連携して行いました。 ○小中学校図書館担当者と共同で作成したリストを活用し、読書活動を推進しました。 ○小学生の自発的な読書を推進することにつながるような講演会や、市民とともに考えるワークショップを開催しました。 ○年代に応じた読書推進の取り組みを継続しました。	中央図書館

④放課後子どもプランの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度 実施状況	担当課等
				放課後子ども教室運営事業	

⑤食育活動の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度 実施状況	担当課等

食育の推進事業	<p>朝食欠食率の減少を目指し若い世代・働き盛り世代を中心に朝食を食べることの大切さを伝えていきます。また、食品ロス削減に関する情報提供や啓発活動など、環境を意識しつつ多様な暮らしに対応した望ましい食生活実現のため、市民の方が主体的に取り組める食育を推進します。食農体験は園や学校と協議を進める中で、各地区農業振興会議やJA等関係機関と連携を図りながら引き続き推進していきます。</p> <p>公立保育園及び小中学校における「主要野菜」については、飯田市食育推進計画により数値目標を掲げ、地元農産物の利用率を高めます。また、公立保育園では地元で採れる「旬の果物」については、すべて地元農産物を利用します。</p>	<p>○朝食夕食を家族と一緒に食べる共食率 朝食 56%、夕食 62%</p>	<p>○朝食夕食を家族と一緒に食べる共食率 朝食 61%、夕食 65%</p>	<p>○広報いいだ6月号や本庁舎 A 棟1階市民ギャラリーにて、共食の大切さについて啓発活動を行いました。(ファミリークッキングの様子等)</p> <p>○小中学生とその家族を対象に、一緒に食事を作り食べることを楽しむ共食の機会として「ファミリークッキング」を5回開催しました。</p> <p>○市民意識調査の「朝食と夕食を家族と一緒に食べる共食率」については、朝食 54.1%、夕食 67.9%となりました。</p>	保健課
		<p>○公共の教育施設における、主要野菜 10 品目における年間を通じた地元農産物利用率 学校 42%、保育園 45%</p>	<p>○公共の教育施設における、主要野菜 10 品目における年間を通じた地元農産物利用率 学校 46%、保育園 48%</p>	<p>○公共の教育施設における、主要野菜 10 品目における年間を通じた地元農産物利用率：学校 42.4%</p> <p>○上郷小学校、高陵中学校の学校給食では有機野菜の使用の試行を継続しました。</p> <p>○試験的に栽培した地元産有機米を使用した米飯を、全ての小中学校に2日間提供しました。</p> <p>○上郷小学校、高陵中学校の学校給食で年間を通じて有機野菜使用の試行的取組を行いました。</p> <p>○全小中学校の学校給食に、有機米の提供を行いました。(2日間)</p> <p>○未就学児親子向けに有機農業体験教室「オーガニックファーム」を行いました。</p> <p>○市田柿活性化推進協議会と連携して小学校で市田柿の加工体験を行いました。</p>	農業課 保育家庭課 学校教育課
		<p>○離乳食講座の実施 24 回</p>	<p>○継続実施</p>	<p>○全 24 回実施しました。栄養士による離乳食の話のあと、参加者に調理実習をしていただき、試食してもらいました。試食中はお子さんの食べる様子や保護者の与え方を歯科衛生士と確認し、個別指導を実施しました。</p>	保健課

★基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 夫婦が、お互いを尊重し合いながら子育てと仕事を両立する働き方を提唱

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
「みんなで子育てナビ」 「いいだパパバナ	妊娠期から主に就学前までの情報を掲載した、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」、新米パパ	○「みんなで子育てナビ」発行部数 1,300 部 ○「いいだパパバナ」発行部数 1,000 部	○「みんなで子育てナビ」発行部数 800 部 ○「いいだパパバナ」発行部数 800 部	○みんなで子育て応援サポーター会議により、作成した子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」	こども課

ビ)の 編集・発行事業	向け情報誌「いいだパパナビ」を編集し、母子健康手帳交付時や転入時に配布します。編集委員は、子育て世代の飯田市民から公募し子育て当事者の視点から「子育てに欲しい地域情報」を自由に議論し作成していただきます。「みんなで子育てナビ」は飯田市ホームページ(飯田市子育てネット)と連動し、パソコンやスマートフォンで閲覧できるようになっています。			1,200部発行しました。 ○当市独自の子育て情報を充実させた「いいだパパナビ」を880部発行しました。 ○これらの情報冊子は、民生児童委員にも配布し、地域の方々への周知を広げました。	
「孫ナビ」の編集・発行事業	「孫ナビ」は、祖父母向けの子育て情報誌です。昔と違う今どきの子育ての情報をわかりやすく説明します。	—	○「孫ナビ」発行部数 1,600部	○「まご手帳」を1,300部発行し、子育て家庭へ2部ずつ配布しました。	こども課
ながの子育て家庭優待パスポート事業	18歳未満の子どもがいる世帯の方や妊娠中の方が、協賛店で「ながの子育て家庭優待パスポート」を提示すると、子育てにやさしい設備の提供や割引・優待などのサービスを受けられる制度です。(長野県事業)子育て中の親子が、気兼ねなく外出することができるとともに、地域全体で子育てを応援することを推進します。本市では市内協賛店の拡大に向け、長野県に協力するとともにパスポートの配布事務を担当します。	○ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗数 233件	○ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗数 250件	○協賛店舗 222店(6年度末時点) ○新規および再発行のパスポートの配布事務を行いました。 ○協賛店舗を紹介するチラシを作成し、パスポート新規発行家庭のほか、市内の保育所の年少組児童のいる全家庭、小学1年生のいる全家庭、中学1年生のいる全家庭へ配布し、周知を図りました。 ○タウン情報紙を通じて、パスポート事業と協賛店舗を広く紹介し、子育てに温かい地域づくりの気運醸成を図りました	こども課
休日保育事業	仕事などの都合により、日曜や祝日に家庭で保育ができないときに保育所で一時的な預かりを実施します。	○実施園1か所(飯田中央保育園)	○継続実施	○実施園2か所(飯田中央保育園、飯田子供の園保育園)	保育家庭課

②介護と子育ての両立のための相談支援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
ダブルケアの相談窓口事業	近年、晩婚化等を背景に子育てと親の介護を同時に引き受ける、育児と介護のダブルケアが指摘されています。ダブルケアを行っている人数や割合、問題や社会的支援の必要性の把握に努め、ダブルケアに対応した相談窓口などの体制整備に取り組みます。	○ダブルケア相談窓口の設置1か所	○継続実施	○どこに相談していいかわからない相談を「福祉まるごと相談窓口」で受け止めてきましたが、ダブルケアに関する相談はありませんでした。(福祉課 長寿支援課)	福祉課 長寿支援課 保育家庭課 こども課

③仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」事業の推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
ワーク・ライフ・バランス推進事業	男女がお互いに主体的に子育てを行い、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図りながら子	○セミナーの実施(企業向け、一般向け)2回	○セミナーの実施(企業向け、一般向け)2回(令和4年度)	○キャリアコンサルタントの資格を持つ、ワーク・ライフ・バランス推進員により、従業員100人以下規模の	共生・協働推進課 産業振興課 こども課

	育てを楽しみ暮らすことができる社会の実現に向け、事業所や労働者への啓発活動や研修会等を実施します。また、働きやすい職場づくりに取り組む事業所の個別相談等に応じながら、社員の子育て応援宣言や特定事業主行動計画の策定に向けたPR活動を実施し支援に努めます。	○企業訪問の実施 227社	○企業訪問の新規訪問 実施	事業所32社を訪問し、ワーク・ライフ・バランスへの実態把握及び、関連情報の提供等を行いました。 ○子育てなどの理由により仕事から離れた女性を対象に、デジタルスキルの向上とテレワークを実践的に学べる就業支援を組み合わせたセミナーを開催しました。 ○起業女性の他、働く女性や、再就職を希望する女性も含めた交流会を実施し、情報交換や必要な情報提供を行いました。	
--	--	------------------	------------------	---	--

★基本目標5 きめ細やかな支援の推進

①特別な配慮が必要な子どもへの、寄り添い型支援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
途切れない発達支援体制整備事業	発達に何らかの心配があり、特別な配慮が必要な子どもや家庭に対し、一人ひとりの特性に合わせた発達支援を行うため、各分野による協働体制をさらに充実させます。また保護者のニーズにあった適切なサービスにつなぐことで安心して子育てができるよう、相談支援体制の向上に努めます。	○福祉型児童発達支援利用児童45人 ○放課後デイサービス利用児童245人 ○計画相談利用児童290人 ○サービスを利用する障がい児の割合71%	○福祉型児童発達支援利用児童50人 ○放課後デイサービス利用児童250人 ○計画相談利用児童300人 ○サービスを利用する障がい児の割合75%	○福祉型児童発達支援利用児童44人(居宅訪問型3人含む) ○放課後等デイサービス利用児童354人 ○計画相談利用児童388人 ○サービスを利用する障がい児の割合75.63%	福祉課
		○親子支援グループ「ゆいっこ」参加家庭-組 ○入園前発達支援学級「ばななクラブ」参加家庭15組	○親子支援グループ「ゆいっこ」参加家庭40組 ○入園前発達支援学級「ばななクラブ」参加家庭15組	○親子支援グループ「ゆいっこ」21回実施、のべ74組の利用がありました。 ○入園前発達支援学級「ばななクラブ」は40回実施し、9組のべ231人が利用されました。	こども課
特別な配慮が必要な子どもへの幼保小連携事業	乳幼児健診等での早期からの相談や、市内全保育所・認定こども園で配慮が必要な子どもへの早期支援を行い、一人ひとりの発達支援ニーズに合った個別の支援が保護者とともに幼児期から学童期へと継続されるよう連携強化を図ります。また、保育所・認定こども園における、特別な配慮が必要な子どもとそのクラスに対する個別の指導計画の作成について推進します。			○発達に特性のある子どもへの途切れない支援に向け、特に支援を必要とする園児について小学校で引き続き適切な支援を受けられるため引継ぎシートを活用しました。 ○5歳児相談事業を公立園で実施し、集団の場での社会性の発達状況を確認し、就学に向けて伸ばしたい力や支援内容を園職員とともに検討した。○引継ぎシートの更なる活用に向け、全保育園及び小学校にアンケートを実施しました。 ○引継ぎシートについて、様式を変更し、より効果的に園小間で情報の共有ができるようにしました。 ○就学相談と連携し、就学を見越した園生活の過ごし方、育てたい力を共に考え、園の先生方へ助言しました。	学校教育課 保育家庭課 こども課

就学相談支援事業	特別な配慮が必要な児童生徒や家族に対し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要とする支援を行うことにより特別支援教育の充実と資質向上を図ります。また、学校に引き続き支援員を配置することで、生活・学習活動・介助等の支援を行います。 すべての年長児保護者に教育支援(就学相談)に関して広報し、特別な学びの場(特別支援学校・特別支援学級など)について紹介、当事者や関係者の理解の促進に取り組みます。	○就学相談説明会 90人 ○特別支援教育支援員数 42人 ○特別支援教育コーディネーター28人	○就学相談説明会 90人 ○特別支援教育支援員数 43人 ○特別支援教育コーディネーター28人	○特別な教育的配慮を必要とするこどもの保護者等を対象とした就学相談説明会を3回開催、計75名の参加がありました。その他、こども発達センターひまわりを利用する保護者に向けて就学相談会も実施しました。 ○就学児 693名(R5比:43名減)の内、就学相談要否の早期調査対象となった児は135名(R5比:15名増)、就学相談委員会の対象となった児はR5と同様65名でした。 ○就学相談説明会 75人 ○特別支援教育支援員数 49人 ○特別支援教育コーディネーター71人	学校教育課 保育家庭課 こども課
女性相談・DV被害者支援事業	女性の抱える様々な問題に対しての相談、緊急的な保護を含めた自立支援を関係機関と連携して行います。DV被害を含め女性を取り巻く課題は複雑化多様化しており、より適切に対応するため相談員の人材育成や体制強化に取り組み、女性相談やDV被害者への相談支援を行います。			○離婚や身近な人との人間関係、心配事など、様々な困難を抱える女性からの相談に対して、女性相談支援員を中心としたスタッフが、相談者の思いに寄り添った相談支援を行いました。 ○DV被害により支援を求める女性に対して、女性相談支援員及び関係機関が連携し、安全面を十分に考慮したうえで、本人の意向に沿った支援を実施しました。	保育家庭課 こども課
ヤングケアラー実態調査				○こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査により、こども・若者自身へヤングケアラーに関する認知度について調査しました。 ○小学4年-中学3年の回答3,779件のうち「聞いたことがある内容も知っている」が18.7%「聞いたことはあるがよく知らない」が17.4%、16歳-39歳の回答387件のうち「聞いたことがある内容も知っている」が63.0%「聞いたことはあるがよく知らない」が17.6%でした。	こども課

②ひとり親家庭の自立と、進学・就職の夢をサポート

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
ひとり親自立支援事業	父母の離婚や死別などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図るため支給します。(児童扶養手当) 看護師・保育士・介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費	○児童扶養手当の支給 833世帯 ○高等職業訓練促進支給1件 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 33,677千円	○児童扶養手当の支給 継続実施 ○高等職業訓練促進支給5件 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 継続実施	【児童扶養手当】 ○児童扶養手当を必要とするひとり親世帯に対し、必要な情報を提供し、適切に手当が受給できるように対応しました。 ○児童扶養手当資格者数 809人 内受給者数 660人(8月末現在) ○3歳以下の乳幼児を養育する低所得のひとり親世帯	保育家庭課

	を支給します。 (高等職業訓練)			<p>帯の自立を支援する目的により、民間賃貸住宅の家賃補助を実施しました。</p> <p>○ひとり親世帯生活支援事業対象世帯数 9世帯</p> <p>【高等職業訓練促進支給】</p> <p>○就労による自立を目指し、看護師や社会福祉士等の資格を取得のため、高等教育機関に修学するひとり親家庭の母に対して、高等技能訓練促進費を支給し、修学中の生活の支援を行いました。</p> <p>○高等職業訓練促進給付金支給件数 4件</p> <p>○就業に有利な資格を取得するため、対象の教育訓練講座を受講し、修了したひとり親家庭の母に自立支援費給付金を支給しました。</p> <p>○自立支援教育支給件数 1件</p> <p>【母子父子寡婦福祉資金の貸付】</p> <p>○母子父子自立支援員が、ひとり親家庭における就学資金等を確保するための相談に応じ、適切な情報提供を行いました。情報提供を受け、他制度の利用へと移行された方もいますが、福祉資金の貸付申請に至った相談者については、県の審査会へとつなぎました。</p> <p>○今年度貸付は1人、計 1,837,500 円</p>	
--	---------------------	--	--	--	--

③子育てに係る経済的負担を軽減

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
不妊及び不育症治療費助成事業	高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療及び男性不妊について経済負担軽減のため一部を助成します。また不妊治療等に関する情報提供や不妊・不育相談についても行います。	○不妊治療費助成件数 113 件 ○不育症治療費助成件数 0 件	○不妊治療費助成件数 100 件 ○不育症治療費助成件数 5 件	○不妊治療費助成件数 154 件 (特定不妊治療 111 件、検査・一般不妊治療 43 件) ○不育症治療費助成件数 0 件 不妊・不育症相談日を週1日設定し8件の相談がありました。	保健課
妊婦健診費助成事業	母子ともに安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診検査を定期的を受診できるよう、費用の助成や受診勧奨を行います。	○妊婦健診費利用者数 1,208 人	○妊婦健診費利用者数 1,070 人	○安全安心な出産を迎えられるよう、妊婦健診を定期的を受診できる費用の助成を行いました。 実施場所:産科医療機関、助産所 検査項目(補助内容):一般 14 枚、超音波4枚、追加検査5枚に記載する検査項目 実施時期:4/1~3/31 ○妊婦健診利用人数 853 人	保健課

児童手当支給事業	0歳から15歳まで(中学を卒業するまでの子)がいる世帯に対して、子どもの人数や年齢に応じ、年3回に分けて支給されます。	○児童手当支給延べ数:150,740人 児童手当支給金額:1,680,055千円	○継続実施	○年度末年齢18歳以下の児童(高校生年代)までの子供がいる世帯に対して、児童手当を支給しました。 児童手当支給延べ数:125,985人 児童手当支給金額:1,583,970千円 ○令和6年10月の児童手当法の改正により、次のとおり制度が拡充されました。 ① 所得制限の撤廃 ② 支給期間を高校生年代まで延長 ③ 第3子以降の支給額を3万円に増額 ④ 支払回数を偶数月の年6回に増加	保育家庭課
子ども医療費給付事業	すべての子どもが安心して医療を受けられ、医療機関を受診しやすい環境を整えるため、0歳から満18歳までの子どもを対象として医療費を給付します。	○給付件数130,719件	○給付件数122,000件	○子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、令和6年8月から子ども福祉医療費給付事業の受給者負担金を300円に引き下げました。 ・0歳から満18歳までの子どもを対象とした医療費給付件数162,626件実施しました。	保健課
保育料等の軽減事業	子育て世代の負担軽減のため、令和元年10月からスタートした「幼児教育・保育の無償化」の制度と合わせ、18歳未満のきょうだいが2人以上いる世帯については、所得に関わらず副食費を免除します。また、無償化の対象外となる住民税課税世帯の3号認定の保育料の軽減を行います。	○保育料軽減率35.75% 副食費免除対象者数(国制度上乘せ) - 人	○保育料軽減率 継続実施 副食費免除対象者数(国制度上乘せ) 325人	○3号認定保育料の軽減・軽減率45.8% ○副食費の免除・免除対象者数(国制度上乘せ)314人 ○子育て世代の負担軽減のため令和6年9月より保育料の軽減を拡充しました。 ・同一生計の22歳未満の兄・姉から数えて2人目以降の子どもが入所している場合2人目は50%軽減、3人目は無料 ・第2子2歳児クラス無料 ・低所得帯第1子50%軽減、第2子無料	保育家庭課
就学援助事業(児童クラブ軽減含む)	経済的な理由等により、学用品や学校給食費等の支払いが困難な家庭に対し費用の全額または一部を補助します。また、生徒会費などの援助対象品目について検討します。	○学用品援助対象者1,013人	○継続実施	○就学援助対象者全体1,050人(学用品費・学校給食費他)	学校教育課
奨学金貸与事業	進学を希望するも経済的理由により就学が困難な学生に対し、教育の機会均等を確保するため、引き続き無利子で奨学金を貸与します。また、本市に就職等により移住した場合には返還金の一部を免除する仕組みも整えます。	○奨学金貸与者45人	○継続実施	○奨学金貸与者43人	学校教育課

☆基本目標6 地域のみんで支え合う子育て・子育ての推進

①「地域の子を地域で育てる」子育て支援の地域づくりを推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
おめでとう赤ちゃん訪問活動事業	民生児童委員が、生後4か月児のいる家庭へ訪問し、市長メッセージやプレゼントを渡します。訪問では、子育ての困りごと等を聞きとり、地域の生活情報をアドバイスするほか、家庭と行政とのパイプ役として子育ての見守り役であることを伝えます。			<p>○継続実施</p> <p>○主任児童委員(民生児童委員)により、生後4か月児のいる家庭への訪問活動を実施しました。訪問では、子育ての不安や困りごとを訊ねたり、地域の子育て情報をお届けするとともに、更生保護女性会の『生まれてきてくれてありがとう』セットや、紙おむつ処分費支援のための燃やすごみ袋を配布(令和6年度新規)しました。</p> <p>○家庭訪問数 543 件。</p>	こども課

②安全安心なまちづくりを推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
子育てにやさしい街づくり事業	他の関連する計画や各整備計画との整合を図りながら、歩道整備等(階段のスロープ化など)子育て親子の外出を支援し、利用しやすい環境整備を進めます。			<p>市道改良において、公園周辺や市街地など、年次計画で歩道整備を進めています。</p> <p>市道2-49号長野原線(時又)L=103.0m(片歩道)、市道1-27号大休妙琴線(切石)L=48.0m(片歩道)、市道座光寺250号線(座光寺)L=122.0m(片歩道)、市道松尾64号線(代田)L=42.0m(水路有蓋化)、市道山本367号線(山本)L=30.0m(水路有蓋化)、市道上郷60号線(飯沼)L=69.0m(水路有蓋化)の整備を実施しました。</p> <p>その他、上郷地区北区ゾーン30プラス整備計画に基づき、1-85号桜畑線(高陵中学校前)においてスムーズ横断歩道2箇所、また県道歩道未整備区間対策として隣接する市道千代77号線(千栄)L=10.0m(階段)の整備を実施しました。</p>	土木課
青少年育成事業	地育力による人づくり、青少年の健全育成や青少年保護活動等を行うため、引き続き青少年育成センターを運営します。また本市の青少年健全育成基本方針に基づき、青少年の健全育成に関する活動を担うため、青少年育成推進委員を置きます。青少年育成推進委員は地域団体、関係機関等との連携による啓発・巡視などの活動を行い青少年が健全に育つ環境整備に努めます。			<p>○情報交換、情報共有のための全体会議を実施しました。(1回)</p> <p>○「青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)」、「子ども・若者育成支援強調月間(11月)」、「わが家の結いタイム推進月間(7月、11月、2月)」に啓発活動を実施しました。(青少年健全育成、家庭教育の啓発を兼ねて行っているため、合計3回)</p> <p>○県主催の研修会(1回)</p>	生涯学習・スポーツ課

子どもの見守り活動推進事業	犯罪や事故のない安全安心なまちを目指して、市・警察・福祉・教育関係機関やPTA・安心子どもの家・子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアの連携による防犯活動です。引き続き、子どもたちが安心して地域で過ごせるよう、ボランティア活動の普及啓発を進めます。また、警察・学校等からの安心メールなどを活用し、犯罪やトラブルが起きないように地域づくりに努めます。			○不審者や熊に関する情報など、児童生徒の身に危険が及ぶ可能性がある事案が発生した際は、速やかに情報を全校と共有するとともに、状況により警察、学校、家庭、地域等関係者と連携し、児童生徒の安全確保を図りました。	危機管理課 生涯学習・スポーツ課 学校教育課 保育家庭課
中山間地域振興事業	飯田市中山間地域振興計画に基づき、人口減少を最小限に留めるため、近居・同居支援などの補助メニューや空き家活用事業と合わせ、地域への人財※誘導を推進していきます。 ※人が地域にとって財産であるという意味で中山間地域振興事業において使用しています。			○子育て世代が親世代との近居や同居を目的に、中山間地域へ家を新築・増築・リフォームするための支援を実施。 ○R6補助金交付件数:6件	結いターン移住定住推進課

③地育力による子育て応援を推進

事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
居場所づくり事業	学習・自然体験学習・遊びの場など、子どもたちが自ら企画・運営する活動や居場所づくりを応援します。 ひきこもりや不登校などの子どもが抱える悩み・苦しみに対して、電話相談や訪問活動を実施し、社会参加に向けて本人や家族への継続した支援を行います。支援にあたってはNPO法人フリーウイングと引き続き連携します			○飯田長期欠席児童生徒支援ネットワーク協議会等を通じて、不登校児童生徒の支援や居場所づくりを行っている団体との情報共有や連携を図りました。 ○不登校児童生徒等を対象に、自然体験活動を実施しました。 ○希望する不登校児童生徒による事業所における職業体験活動等を実施しました。	公民館 学校教育課
【追加事業】 地域こどもの生活支援事業	○多様かつ複合的な困難に直面している子ども等の居場所づくりを支援します。			○夏休みの居場所をはじめ、多様かつ複合的な困難に直面している子ども等の居場所づくりに取り組む者に対して、新たに地域こどもの生活支援事業補助金を創設し交付しました。 ○補助対象とした感環KUMEハウスでは、全市の小学生向けに夏休みの居場所を提供するとともに、多様かつ複合的な困難に直面している小中学生等への食事や体験の提供に取り組みました。	こども課
子育てに関する地域課題の把握と検討	地域福祉計画を踏まえつつ、主任児童委員会などを通じて子育てに関する地域課題を把握し検討していきます。			○各地区の主任児童委員が、ブロック会を通じて地域の課題を共有し、活動の検討を行いました。 ○主任児童委員会において、地区の活動内容について報告し合い、情報を共有しました。特に令和6年度は、新たに取組んだ	こども課

				<p>おめでとう赤ちゃん訪問での「もやすゴミ袋の配布」について、訪問先の様子や取組の効果等について話し合いました。</p> <p>○子育て応援サイトへの投稿、母子モによるプッシュ通知、ゆいきつず広場公式 Instagram を活用し、こども・子育て関連情報の発信を充実しました。</p> <p>○子育て応援サイトには、夏休みのこども・子育て関連イベントや居場所情報などをカレンダー方式で掲載し、子育て家庭の利用に供しました。</p>	
--	--	--	--	--	--

④教育・保育人材の確保を、地域の中から発掘

事業名	事業内容	現状 (平成 30 年度)	事業規模 (令和6年度)	令和6年度	担当課等
				実施状況	
教育・保育人材確保事業	<p>幼児教育・保育施設の安定的な運営を支援するため、幼児教育・保育人材の発掘や就業支援、人材確保のための移住定住を促進します。また、保育従事者等の技能向上やキャリアアップなどの支援、質の向上を図る活動支援を行います。</p>			<p>○飯田短期大学と協働し、保育士資格を持たない保育補助員のスキルアップを図る保育補助員支援員研修を実施しました。</p> <p>○保育士を目指す高校生や短大生等を対象にアルバイト雇用しました。(40人)</p> <p>○民間保育所等における幼児教育保育人材の採用と定着に向けた支援を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職(復職)支度支援 11 件 ・宿舍借上支援 20 件 ・インフルエンザ予防接種 484 人 <p>○県内外の保育士養成校に「飯田の保育の魅力」を知ってもらえるよう、学校訪問を行いました。</p>	保育家庭課
地域協働型保育所等運営モデルの推進	<p>地域の協力・協働を得て、公立保育所等の保育標準時間の運営のための人材を確保します。</p> <p>①地域の協力・協働を受けながら公立保育園の開所時間を延長していく。(上限は保育標準時間)</p> <p>②延長する時間帯の保育は、地域から発掘された地元人材を市がパート職員として任用して運営する。なお、地元人材が当該地元保育園へ勤務するよう配慮する。</p> <p>③延長される時間帯の園児は核家族世帯である場合が多いことから、地域との協働により園内イベントを企画開催するなど、対象家庭が「地域が見守っている」と安心を感じられるよう配慮する。</p>			<p>○「地域協働型運営モデル」を実践しました。</p> <p>・丸山、上久堅、川路、三穂保育園の長時間保育の地元人材の雇用を引き続き行いました。</p>	保育家庭課

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の展開

施策の方向性	(1) 全地区において、11時間以上の保育サービスがあるまちを目指します (2) 全地区において、3歳未満児を家庭で養育しながら、3歳以上児が無償で幼児教育施設へ通えることができるまちを目指します (3) 乳児・3歳未満児の子育てに寄り添い、効果的に支援するまちを目指します (4) 教育・保育施設については、地区ごとの特性に応じて個別にマネジメントします (5) 行政が、多様な主体による教育・保育の運営をしっかりとサポートします	保育家庭課
	令和5年度 実施状況	令和6年度 実施状況
<p>○保育要件の有無にかかわらず、就学前3年間幼児教育を受けることができるよう民間保育所7園が保育所型認定こども園に、民間保育所2園が幼保連携型認定こども園に移行しました。</p> <p>○1号認定については、計画値に対して94人上回りましたが、認定こども園(幼保連携型・地方裁量型・保育所型)の弾力的な対応により、量の見込みを確保しています。</p> <p>○2号認定については、中学校区域の保育需要に対する利用定員は確保しています。</p> <p>○3号認定(2・1歳児及び0歳児)については、利用定員の弾力的な運用(利用定員120%)や中学校区間での入所調整により、保育需要に対する利用定員の確保ができています。</p> <p>○広域入所の受け入れについては、3号認定にあつては、原則として利用定員の100%までとし、年度途中の入所を市民優先としました。</p> <p>○3歳未満児の配置基準を上回る職員を雇用し、年度途中の3歳未満児の入所定員枠を確保する民間保育所等に対して当該職員の人件費に要する経費の一部を支援しました。</p>		<p>○保育要件の有無にかかわらず、就学前3年間幼児教育を受けることができるよう民間保育所1園が保育所型認定こども園に、民間保育所1園が幼保連携型認定こども園に移行しました。</p> <p>○3歳未満児保育の受入数増加を図り、小規模保育事業A型を認可施設として開所しました。それにより未満児の受入数が10名増加しました。</p> <p>○1号認定については、計画値に対して90人上回りましたが、認定こども園(幼保連携型・地方裁量型・保育所型)の弾力的な対応により、量の見込みを確保しています。</p> <p>○2号認定については、中学校区域の保育需要に対する利用定員は確保しています。</p> <p>○3号認定(2・1歳児及び0歳児)については、利用定員の弾力的な運用(利用定員120%)や中学校区間での入所調整により、保育需要に対する利用定員の確保ができています。</p> <p>○広域入所の受け入れについては、3号認定にあつては、原則として利用定員の100%までとし、年度途中の入所を市民優先としました。</p> <p>○3歳未満児の配置基準を上回る職員を雇用し、年度途中の3歳未満児の入所定員枠を確保する民間保育所等に対して当該職員の人件費に要する経費の一部を支援しました。</p>

教育・保育の量の見込み及び確保の状況

【1号認定 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	R06実績					
			R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	人	量の見込み	290	220	214	208	204	200
		確保の内容	290	220	214	208	204	200
		差引	0	0	0	0	0	0

【2号認定 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	全体						飯田東・西中学校区					
			R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
2号認定	人	量の見込み(教育)	230	337	329	318	312	306	55	53	53	50	51	50
		量の見込み(保育)	1,539	2,244	2,186	2,188	2,076	2,036	370	349	351	345	340	327
		確保の内容(教育)	230	337	329	318	312	306	55	53	53	50	51	50
		確保の内容(保育)	1,539	2,244	2,186	2,188	2,076	2,036	370	349	351	345	340	327
		差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単位	数値区分	緑ヶ丘中学校区						旭ヶ丘中学校区						
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	
人	量の見込み(教育)	52	84	75	76	73	70	38	69	71	64	63	61	
		量の見込み(保育)	349	541	490	520	476	475	255	463	471	438	423	407
		確保の内容(教育)	52	84	75	76	73	70	38	69	71	64	63	61
		確保の内容(保育)	349	541	490	520	476	475	255	463	471	438	423	407
		差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単位	数値区分	竜峽・竜東中学校区						高陵中学校区						
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	
人	量の見込み(教育)	17	27	25	29	30	32	35	61	60	56	54	52	
		量の見込み(保育)	111	182	169	198	194	212	231	409	395	386	363	343
		確保の内容(教育)	17	27	25	29	30	32	35	61	60	56	54	52
		確保の内容(保育)	111	182	169	198	194	212	231	409	395	386	363	343
		差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
単位	数値区分	鼎中学校区						遠山中学校区						
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	
人	量の見込み(教育)	33	43	45	43	41	41	1	0	0	0	0	0	
		量の見込み(保育)	217	289	301	295	276	269	5	11	9	6	4	3
		確保の内容(教育)	33	43	45	43	41	41	1	0	0	0	0	0
		確保の内容(保育)	217	289	301	295	276	269	5	11	9	6	4	3
		差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【3号認定(2・1歳) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	全体						飯田東・西中学校区					
			R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
3号認定 (2・1歳)	人	量の見込み	957	1,098	1,064	1,058	1,046	1,037	247	160	153	152	152	155
		確保の内容	957	1,022	1,023	1,030	1,037	1,037	247	284	284	284	284	284
		差引	0	△ 76	△ 41	△ 28	△ 9	0	0	124	131	132	132	129
単位	数値区分	緑ヶ丘中学校区						旭ヶ丘中学校区						
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	
人	量の見込み	201	256	254	250	246	241	164	201	189	193	191	188	
	確保の内容	201	218	218	223	223	223	164	182	185	185	188	188	
	差引	0	△ 38	△ 36	△ 27	△ 23	△ 18	0	△ 19	△ 4	△ 8	△ 3	0	
単位	数値区分	竜峡・竜東中学校区						高陵中学校区						
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	
人	量の見込み	45	94	103	98	100	102	169	197	182	183	178	175	
	確保の内容	45	39	41	41	44	44	169	175	175	175	175	175	
	差引	0	△ 55	△ 62	△ 57	△ 56	△ 58	0	△ 22	△ 7	△ 8	△ 3	0	
単位	数値区分	鼎中学校区						遠山中学校区						
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	
人	量の見込み	128	188	182	181	178	175	3	2	1	1	1	1	
	確保の内容	128	112	112	114	115	115	3	12	8	8	8	8	
	差引	0	△ 76	△ 70	△ 67	△ 63	△ 60	0	10	7	7	7	7	

【3号認定(0歳) 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容】

区分	単位	数値区分	全体						飯田東・西中学校区					
			R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
3号認定 (0歳)	人	量の見込み	236	276	270	263	260	257	67	53	52	52	51	52
		確保の内容	236	219	229	238	251	257	67	80	80	80	80	80
		差引	0	△ 57	△ 41	△ 25	△ 9	0	0	27	28	28	29	28
単位	数値区分	緑ヶ丘中学校区						旭ヶ丘中学校区						
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	
人	量の見込み	38	84	83	80	78	75	34	64	62	60	59	58	
	確保の内容	38	27	32	37	43	49	34	24	26	29	34	34	
	差引	0	△ 57	△ 51	△ 43	△ 35	△ 26	0	△ 40	△ 36	△ 31	△ 25	△ 24	
単位	数値区分	竜峡・竜東中学校区						高陵中学校区						
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	
人	量の見込み	8	20	21	22	23	24	49	27	25	24	24	23	
	確保の内容	8	4	9	10	12	12	49	52	52	52	52	52	
	差引	0	△ 16	△ 12	△ 12	△ 11	△ 12	0	25	27	28	28	29	
単位	数値区分	鼎中学校区						遠山中学校区						
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	
人	量の見込み	38	28	27	25	25	25	2	0	0	0	0	0	
	確保の内容	38	28	28	28	28	28	2	4	2	2	2	2	
	差引	0	0	1	3	3	3	0	4	2	2	2	2	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

①延長保育事業

【担当課:保育家庭課】

通常保育の保育時間は午前8時から午後4時です。一般的な長時間保育実施園では午前7時30分から午後7時まで実施しており時間を延長した保育も実施しています。

数値区分	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	355	754	737	717	703	690
確保の内容(人日)	355	754	737	717	703	690
差引	0	0	0	0	0	0

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○通常保育の時間を超過して保育を必要としている家庭のニーズに年度を通じて応えられるよう人材確保など各園、努めました。	○家庭状況に応じ、通常保育の時間を超過して保育利用を必要としている家庭の希望に添えるよう人材確保等に努めました。

②子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

【担当課:こども課】

保護者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

【量の見込み及び確保の内容(ショートステイ)】

数値区分	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	142	174	168	162	157	152
確保の内容(人日)	142	174	168	162	157	152
差引	0	0	0	0	0	0

【量の見込み及び確保の内容(トワイライトステイ)】

数値区分	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	25	1	1	1	1	1
確保の内容(人日)	25	1	1	1	1	1
差引	0	0	0	0	0	0

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○市内の乳児院1か所及び児童養護施設3カ所において、養育が困難となり一時的に保護が必要となった18歳未満の児童に対し実施しました。 ○利用枠が広くないため希望者の調整に苦慮しました。	○市内の乳児院1か所及び児童養護施設3カ所と里親において、養育が困難となり一時的に保護が必要となった18歳未満の児童に対し実施しました。 ○施設の利用枠が少ないため、希望する日程の調整に苦慮しました。

③地域子育て支援拠点事業(子育てつどいの広場)

【担当課:こども課】

妊娠期から就園前までの親子が無料で気軽に利用できる子育て支援施設です。親子が遊び交流できる居場所、子育て相談、子育て情報の提供や子育て講習会などを行います。

数値区分	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	36,420	46,319	45,461	44,412	43,565	42,879
確保の内容(か所)	11	12	12	12	12	11

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○コロナ感染症が5類へ移行したため、利用数制限を解除するとともに、対面型・集合型の子育て講座やお楽しみ企画を展開しました。未就親子の交流や悩みの共有の場となりました。 ○「いいだ子育て応援ひろば」を開催し、180組以上の親子に参加してもらいました。	○対面型・集合型の子育て講座やお楽しみ企画を展開しました。未就親子の交流や悩みの共有の場となりました。 ○「いいだ子育て応援ひろば」を開催し、220組の親子に参加してもらいました。

④一時預かり事業(在園児除く)

【担当課:保育家庭課】

保護者の就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者が用事を済ませたりリフレッシュしたりする機会を提供するため、保育所、認定こども園で一時的な預かりを実施します。

数値区分		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
預かり保育	量の見込み(人日)	402	905	882	854	837	821
	確保の内容(人日)	402	905	882	854	837	821
差引		0	0	0	0	0	0

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○一時的に家庭での保育が困難な家庭や保護者の用事やリフレッシュの機会を確保するための支援を年度を通じて行なえるよう努めました。	○一時的に家庭での保育が困難な場合や、保護者のニーズに合わせて一時的な保育利用が行えるように努めました。

⑤認定こども園における預かり保育事業(幼稚園型)

【担当課:保育家庭課】

認定こども園の教育時間終了後に、定期的な預かり保育を希望する保護者のニーズや子育て支援の観点から認定こども園によって異なりますが園内で継続的に預かり保育を実施します。

数値区分		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
預かり保育 (幼稚園型)	量の見込み(人日)	42,434	40,950	39,780	38,610	37,830	37,050
	確保の内容(人日)	42,434	40,950	39,780	38,610	37,830	37,050
差引		0	0	0	0	0	0

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○1号認定児童の受入れ施設が増加し、各園定期的に預かり保育を希望する保護者のニーズに応え、継続的に預かり保育を行いました。	○家庭状況により預かり保育のニーズが増えていることがあるため、継続的に利用してもらえるよう努めました。

⑥病児・病後児保育事業(おひさまはるる)

【担当課:保育家庭課】

保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気の子どもを個別に保育するため医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。

数値区分		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)		637	716	709	702	695	688
確保の内容(人日)		637	716	709	702	695	688
差引		0	0	0	0	0	0

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○病児保育を必要とする保護者(医療、介護、流通業、公務員など)の支援に努めました。	○病児保育を必要とする保護者(医療、介護、流通業、公務員など)の支援につながりました。また、病児保育予約システムの開発(業務委託)・導入を行い、病児保育利用者や病児保育施設職員の利便性向上に努めました。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

【担当課:こども課】

地域において育児援助を受けたい人、援助を行いたい者がそれぞれ会員となり、事務局が連絡調整を行いお互いに助け合う活動を推進支援します。

数値区分	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人日)	1,953	1,380	1,349	1,312	1,287	1,264
確保の内容(人日)	1,953	1,380	1,349	1,312	1,287	1,264
差引	0	0	0	0	0	0

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○子育てをしながら、安心して働くことのできる環境づくりのために、依頼会員・協力会員相互の援助活動が行われ子育てを地域で助け合う一助になっています。協力会員が「つどいの広場」を活用して、こどもを一時預かりできるようになりました。	○子育てをしながら、安心して働くことのできる環境づくりのために、依頼会員・協力会員相互の援助活動が行われ子育てを地域で助け合う一助になっています。昨年からつどいの広場で一時預かりができるようになり、申込みがQRコードでできるため、つどいの広場での回数が増加しました。

⑧利用者支援に関する事業(基本型・母子保健型⇒R6からこども家庭センター型)

【担当課:こども課、保健課】

子育てに関する総合的な支援の中核として、子育て支援員の配置により子育てに関わる相談・支援・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や子育て支援事業の情報提供も行います。また、母子保健コーディネーターの配置により妊娠期からの相談支援体制を整え実施します。

数値区分	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
基本型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)	1	1	1	1	1
母子保健型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)	1	1	1	1	1

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○母子保健コーディネーター、及び子育て支援員を配置し、妊娠期から子育て期に必要な情報提供や相談への対応、関係機関との連絡調整等を行いました。 ○窓口、電話、ゆいきつず広場、乳幼児健診や関係機関等の様々な場面で相談を受け、保護者が安心して子育てできるよう、専門スタッフでの対応や、継続した支援を実施しました。	○母子保健コーディネーター、及び子育て支援員を配置し、妊娠期から子育て期に必要な情報提供や相談への対応、関係機関との連絡調整等を行いました。 ○窓口、電話、ゆいきつず広場、乳幼児健診や関係機関等の様々な場面で相談を受け、保護者が安心して子育てできるよう、専門スタッフでの対応や、継続した支援を実施しました。

⑨妊婦健診事業

【担当課:保健課】

受診券方式により厚生労働大臣の定める基準に従って妊婦健康診査の受診を推進します。

数値区分	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	6,477	9,018	8,766	8,552	8,351	8,225
確保の内容	実施場所: 県内医療機関、県外子個別契約医療機関 検査項目: 基本健診14枚、追加検査5枚、超音波検査4枚 実施時期: 4/1~3/31					

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診を定期的受診できるよう、費用の助成をしました。	○安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診を定期的受診できるよう、費用の助成をしました。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【担当課:保健課】

生後2か月頃の乳幼児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の発育状況を把握し母親の育児不安を軽減します。訪問ができないご家庭に対しては、必ず保健師の電話相談などですべての乳幼児の健康管理を行います。

数値区分	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	562	731	711	693	677	667
確保の内容(人)	558	731	711	693	677	667
差引	4	0	0	0	0	0

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○未実施4人は、入院中や転出入のためであり、それ以外すべての2か月児に対し状況把握した。入院中の児については電話での相談支援を行いました。	○未実施4名のうち、3名は転入前自治体で訪問済2名と希望されない方が1名。入院中の1名については、電話での相談支援を行いました。

⑪養育支援家庭訪問事業

【担当課:こども課】

子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、子育てが安定してできるように支援することで、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組みます。

数値区分	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(人)	292	223	223	223	223	223
確保の内容	実施体制:10人 実施機関:こども課					

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	○子育て支援ネットワーク協議会が調整機関となり、養育が困難な家庭に対し面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、安定した子育てができるよう支援し相談内容に沿った対応を心掛けることで不安や孤立化の防止に努めた。 ○養育支援に関する専門は保健師、公認心理師、家庭児童相談員(教員OB)、社会福祉士。 ○養育家事援助スタッフは保育士、子育てOB等が養育支援家庭訪問登録員研修を受講し登録員として活動した。(訪問登録員40人)	○要保護児童対策地域協議会が調整機関となり、養育が困難な家庭に対し面接相談・訪問援助・こどもの発達指導などを実施して、安定した子育てができるよう支援し相談内容に沿った対応を心掛けることで不安や孤立化の防止に努めた。 ○養育支援に関する専門は保健師、公認心理師、家庭児童相談員(教員OB)、社会福祉士。

⑫ 放課後児童健全育成事業

【担当課:学校教育課】

放課後に帰宅しても家族がいない小学生の安全安心な居場所づくりとして児童館・児童センター・児童クラブの事業を実施します。子どもたちの将来の自立に向け、自主性・創造性・社会性の向上に努めます。土曜日は保護者当番制とせず児童支援員により運営できるよう地域人材を確保するよう見直しを進めます。

単位:人

認定区分	数値区分	全体						丸山小学校						追手町小学校					
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	853	973	970	967	964	962	76	84	83	82	81	80	26	20	20	20	20	20
	確保の内容	853	998	1,000	1,000	1,000	1,000	76	80	80	80	80	80	26	25	25	25	25	25
	差引	0	25	30	33	36	38	0	△4	△3	△2	△1	0	0	5	5	5	5	5
高学年 4～6年生	量の見込み	120	49	49	49	49	49	1	4	4	4	4	4	9	1	1	1	1	1
	確保の内容	120	49	49	49	49	49	1	4	4	4	4	4	9	1	1	1	1	1
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	973	1,022	1,019	1,016	1,013	1,011	77	88	87	86	85	84	35	21	21	21	21	21
	確保の内容	973	1,047	1,049	1,049	1,049	1,049	77	84	84	84	84	84	35	26	26	26	26	26
	差引	0	25	30	33	36	38	0	△4	△3	△2	△1	0	0	5	5	5	5	5
認定区分	数値区分	浜井場小学校						座光寺小学校						松尾小学校					
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	18	23	23	23	23	23	39	45	45	45	45	45	139	140	140	140	140	140
	確保の内容	18	25	25	25	25	25	39	50	50	50	50	50	139	140	140	140	140	140
	差引	0	2	2	2	2	2	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0
高学年 4～6年生	量の見込み	2	1	1	1	1	1	14	3	3	3	3	3	0	7	7	7	7	7
	確保の内容	2	1	1	1	1	1	14	3	3	3	3	3	0	7	7	7	7	7
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	20	24	24	24	24	24	53	48	48	48	48	48	139	147	147	147	147	147
	確保の内容	20	26	26	26	26	26	53	53	53	53	53	53	139	147	147	147	147	147
	差引	0	2	2	2	2	2	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0
認定区分	数値区分	下久堅小学校						上久堅小学校						千代小学校					
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	12	25	25	25	25	25	13	15	15	15	15	15	14	12	12	12	12	12
	確保の内容	12	28	28	28	28	28	13	16	16	16	16	16	14	12	12	12	12	12
	差引	0	3	3	3	3	3	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
高学年 4～6年生	量の見込み	8	2	2	2	2	2	11	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1
	確保の内容	8	2	2	2	2	2	11	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	20	27	27	27	27	27	24	16	16	16	16	16	17	13	13	13	13	13
	確保の内容	20	30	30	30	30	30	24	17	17	17	17	17	17	13	13	13	13	13
	差引	0	3	3	3	3	3	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
認定区分	数値区分	千栄小学校						龍江小学校						竜丘小学校					
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	2	8	8	8	8	8	18	30	29	28	27	26	45	60	60	60	60	60
	確保の内容	2	8	8	8	8	8	18	28	30	30	30	30	45	70	70	70	70	70
	差引	0	0	0	0	0	0	0	△2	1	2	3	4	0	10	10	10	10	10
高学年 4～6年生	量の見込み	1	0	0	0	0	0	6	2	2	2	2	2	12	4	4	4	4	4
	確保の内容	1	0	0	0	0	0	6	1	1	1	1	1	12	4	4	4	4	4
	差引	0	0	0	0	0	0	0	△1	△1	△1	△1	△1	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	3	8	8	8	8	8	24	32	31	30	29	28	57	64	64	64	64	64
	確保の内容	3	8	8	8	8	8	24	29	31	31	31	31	57	74	74	74	74	74
	差引	0	0	0	0	0	0	0	△3	0	1	2	3	0	10	10	10	10	10

認定区分	数値区分	川路小学校						三徳小学校						山本小学校					
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	28	20	20	20	20	20	18	23	22	21	20	20	38	53	53	53	53	53
	確保の内容	28	22	22	22	22	22	18	22	22	22	22	22	38	53	53	53	53	53
	差引	0	2	2	2	2	2	0	△1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0
高学年 4～6年生	量の見込み	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	11	2	2	2	2	2
	確保の内容	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	11	2	2	2	2	2
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	29	21	21	21	21	21	18	24	23	22	21	21	49	55	55	55	55	55
	確保の内容	29	23	23	23	23	23	18	23	23	23	23	23	49	55	55	55	55	55
	差引	0	2	2	2	2	2	0	△1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0
認定区分	数値区分	伊賀良小学校						鼎小学校						上郷小学校					
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6
低学年 1～3年生	量の見込み	120	140	140	140	140	140	146	160	160	160	160	160	101	110	110	110	110	110
	確保の内容	120	140	140	140	140	140	146	160	160	160	160	160	101	110	110	110	110	110
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高学年 4～6年生	量の見込み	13	7	7	7	7	7	21	7	7	7	7	7	7	5	5	5	5	5
	確保の内容	13	7	7	7	7	7	21	7	7	7	7	7	7	5	5	5	5	5
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	量の見込み	133	147	147	147	147	147	167	167	167	167	167	167	108	115	115	115	115	115
	確保の内容	133	147	147	147	147	147	167	167	167	167	167	167	108	115	115	115	115	115
	差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定区分	数値区分	上村小学校						和田小学校											
		R06実績	R2	R3	R4	R5	R6	R06実績	R2	R3	R4	R5	R6						
低学年 1～3年生	量の見込み	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0						
	確保の内容	0	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0	0						
	差引	0	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0						
高学年 4～6年生	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	確保の内容	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0						
	差引	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0						
計	量の見込み	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0						
	確保の内容	0	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0						
	差引	0	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0						

当年度評価	令和5年度	令和6年度
	実施状況	実施状況
A	公立23か所、私立5か所、計28か所で計942人を受け入れました。うち4年生以上の受け入れ実績があるのは20か所でした。また、8か所では5、6年生を受け入れることができました。	28支援単位(公立23か所、私立5か所)で、973人の児童を受け入れました。4年生以上の児童を19支援単位で受け入れました。また、5支援単位では5、6年生を受け入れることができました。

4-2 こども家庭支援

1 こども課での相談・支援

こども課では、発達相談、教育相談、虐待を早期に予防する相談など、広く子育ての悩みに対応した相談を扱う。必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげる。

(1) 相談実績

ア 令和6年度新規相談受付経路別件数

	都道府県			市町村			保育所	児童福祉施設	指定医療機関	認定こども園	警察等	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童・本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他								幼稚園	学校	教育委員会							
R6相談件数	47	2	0	14	147	6	7	1	0	85	0	0	12	0	26	0	0	0	33	3	0	6	389
R6虐待相談件数	8	0	0	1	8	1	0	1	0	4	0	0	0	0	18	0	0	0	1	0	0	1	43

イ 令和6年度新規年齢別相談種類別受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ				
0歳	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	23
1歳	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	21	1	34
2歳	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	50	2	75
3歳	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	34	2	56
4歳	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	7	3	34
5歳	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	2	0	6	1	59
6歳	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	9
7歳	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
8歳	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	8
9歳	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	10
10歳	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8
11歳	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9
12歳	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	12
13歳	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	7
14歳	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	8
15歳	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	4
16歳	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
17歳	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
18歳以上	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
計	43	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	2	3	120	30	389	

ウ こども課の新規・継続相談

年度	新規 ケース数	継続 ケース数	計
R 2	499	666	1,165
R 3	473	684	1,157
R 4	464	641	1,105
R 5	401	563	964
R 6	389	443	832

エ 被虐待児童の年齢

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生	計
R 2 受付	4	14	6	14	8	11	8	19	9	4	97
	4.1%	14.4%	6.2%	14.4%	8.2%	11.3%	8.2%	19.6%	9.3%	4.1%	100%
R 3 受付	5	8	8	8	6	4	6	26	9	5	85
	5.9%	9.4%	9.4%	9.4%	7.1%	4.7%	7.1%	30.6%	10.6%	6.0%	100%
R 4 受付	2	2	4	7	3	3	7	41	10	5	84
	2.4%	2.4%	4.8%	8.3%	3.6%	3.6%	8.3%	48.8%	11.9%	6.0%	100%
R 5 受付	1	2	3	2	1	3	5	25	7	2	51
	2.0%	3.9%	5.9%	3.9%	2.0%	5.9%	9.8%	49.0%	13.7%	3.9%	100%
R 6 受付	0	3	2	5	2	5	1	19	5	1	43
	0.0%	7.0%	4.7%	11.6%	4.7%	11.6%	2.3%	44.2%	11.6%	2.3%	100%

オ 被虐待児童の年代・虐待種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	10	0	0	0	2
4～6歳	6	0	1	1	0
小学生	11	0	7	1	3
中学生	2	0	3	0	2
高校生・その他	0	0	1	0	1
計	29	0	12	2	43

カ 虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	計
虐待相談件数	11	0	24	1	7	43

(2) 相談等の支援実績

子育て世帯に対する訪問支援は、支援が必要な家庭に対し計画的に家庭支援を行うことで、児童虐待防止に繋げる。家事・育児支援には、研修により養成された子育て世帯訪問支援員（令和6年度登録者数36人）があたるほか、こども課専門職による家庭訪問や面接等の専門的支援を実施することで児童虐待を防ぐ。

訪問・支援件数

年度	子育て世帯訪問支援事業		虐待防止のための専門的支援	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数
R 2	5	50	245	2,398
R 3	5	70	280	2,245
R 4	4	41	350	2,785
R 5	5	45	308	2,546
R 6	2	12	247	2,040

2 飯田市要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第 25 条に基づき設置。要保護児童、特定妊婦等の通告を受付け、当該ケースの家庭養育状況等の調査に基づき、緊急度判断も含めた対応の必要性や支援方針を決定する。また、支援機関との情報の共有化を図り、支援方針に沿った各機関の役割分担を取りまとめ、効果的な支援を実施する。併せて、ケース進行管理を実施する。

- (1) 代表者会議 年 1 回
- (2) 実務者会議 年 4 回
- (3) 受理会議 週 1 回
- (4) 個別ケース会議 随時

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- ・飯田医師会
- ・長野県助産師会飯下地区
- ・飯田人権擁護委員協議会中部支部
- ・長野県飯田保健福祉事務所
- ・飯田広域消防本部
- ・市内の小・中学校
- ・市内の児童養護施設、乳児院
- ・長野県飯田養護学校
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・飯田市教育委員会
- ・飯田下伊那歯科医師会
- ・飯田市民生児童委員協議会
- ・長野県飯田児童相談所
- ・市内保育所
- ・市内の児童センター及び児童クラブ
- ・飯田市地域子育て支援拠点つどいの広場
- ・飯伊圏域障がい者総合支援センター
- ・飯田市ファミリーサポートセンター
- ・飯田市子ども未来健康部（子ども課・保育家庭課・保健課）
（調整機関）飯田市子ども未来健康部子ども課
- ・長野県看護協会飯田支部
- ・飯田警察署
- ・市内認定こども園

3 発達支援

- (1) 保育所・認定こども園巡回訪問相談

こども家庭課職員が保育所・認定こども園からの依頼で訪問し、支援を必要としているこどもの発達特性についてアセスメントを行い、集団場面での対応方法や環境調整について園職員とともに検討する。また、必要に応じて保護者に対してもこどもの発達特性への理解や関わり方について助言を行うなど、園と協働して保護者支援に取り組む。

巡回相談件数

年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
巡回相談件数	93	110	106	113	74

(2) 親子支援グループ『ゆいっこ』・入園前発達支援学級

ア 親子支援グループ『ゆいっこ』

乳幼児健診（1歳6か月～2歳）における継続相談児童と家庭を対象とし、こどもの支援ニーズをアセスメントするとともに、こどもの発達や家庭状況に合った子育てを保護者が見つけていけるよう伴走し、早期支援を実施する。

1 グループ3～4組で実施し、1クール5回とする

実施回数 21回 利用親子のべ組数 74組

イ 入園前発達支援学級

次年度、保育所・認定こども園に入る予定の、発達に特性のあるこどもや支援を必要とする親子を対象としたグループ活動。それぞれのこどもの発達に応じた活動場面設定と個別配慮により、こどもの集団参加意欲や、認知・運動機能、コミュニケーションスキル、集団活動の中で必要となる生活スキルの習得等を促す。併せて、保護者の子育て相談や保育園・認定こども園の入園に向けてつなぎ支援を実施する。

実施回数 40回 実組数 9組 のべ利用人数 231組。

(3) 5歳児相談事業

幼児期から就学期へ、スムーズな連携のためにも就学前の時期に集団の中でのこどもの発達状況を確認し、特性に合わせた適切な支援につなげる必要がある。5歳児相談事業をこどもの成長を見守っていくためのひとつの機会として位置づけ、5歳頃に高まってくる社会性の部分に着目しながら集団生活や家庭内でのこどもの様子を振り返り、それぞれのこどもについて今後伸ばしていきたい力を保護者と支援者が共有していく取り組みを行う。

公立園 14園で実施（令和7年度以降、民間園にも拡充予定）。

4 ゆいきつず広場事業

就学前の親子が集まれる場として、スタッフが常駐した「ゆいきつず広場」を市役所りんご庁舎内の「キッズルーム」に設置しており、親子で一緒に遊んだり、他の利用者と交流したり、子育ての相談もできる。また、広場では親子で楽しく学ぶ「ゆいきつず講座」開催し、毎月「ゆいきつず通信」を発行して情報発信を行っている。

・ ゆいきつず広場の新規登録者数

	新規登録者	利用親子組数	
平成27年度	992	2,282	7月開始
平成28年度	791	4,648	
平成29年度	652	5,107	
平成30年度	678	4,931	
令和元年度	394	4,290	休館1か月
令和2年度	94	953	休館2か月
令和3年度	190	1,623	休館1.5か月
令和4年度	212	1,597	
令和5年度	352	3,489	
令和6年度	427	3,753	

・ 広場新規利用者年代
(令和6年度)

年代	新規利用人数
0歳	195
1歳	114
2歳	51
3歳	27
4歳	21
5歳	16
6歳(未就学)	3

・ ゆいきつず講座利用
年代(令和6年度)

年代	利用組数
0歳	37
1歳	32
2歳	14
3歳	1
4歳以上	0

5 地域子育て支援拠点

就園前の子育て中の親子が利用し交流や講習会、子育てに関する情報提供、相談を行っている。特定のデイリープログラムを持たず自由に出入りできる。

令和6年度	実施曜日	実施時間	年間実施日数	年間利用延べ数			1日平均 利用人数
				おとな	子ども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	235	3,095	3,350	6,445	27.4
わいわいひろば	月～金	9:30～14:30	231	3,963	4,098	8,061	34.9
子育てサロンおしゃべりサラダ	月～金	10:00～15:00	243	1,640	1,746	3,386	13.9
アイキッズスクエアいくら	火～木	9:30～15:00	156	1,484	1,706	3,190	20.4
ひだまりサロン	月～金	10:00～15:00	236	1,916	2,521	4,437	18.8
くまさんのおうち	月水金	10:00～15:00	161	291	316	607	3.8
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	48	234	246	480	10.0
親子であそぼ♪森っこ	火～土	10:00～15:00	233	3,460	3,657	7,117	30.5
ゆるり飯沼	火～土	10:00～15:00	248	848	885	1,733	7.0
KanKanリトルジャイアント	月～金	10:00～15:00	239	436	485	921	3.9
KanKanリトルスキッパー	木	10:00～15:00	45	21	22	43	1.0
計			2,075	17,388	19,032	36,420	17.6

平成17年度： 民営型1か所、公営型2か所 計3か所設置

平成18年度： 既存3か所の開設時間の拡大

新たに民営型2か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成19年度： 新たに民営型1か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成20年度： 新たに民営型2か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成21年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成22年度： 新たに民営型1か所増設（わいわいひろば）公営型1か所廃止

平成23年度： 機能拡充型として隔週1日開所の出張ひろば1か所設置（おしゃべりポトフ）

平成24年度： 民営型1か所廃止（カンガルークラブ）

平成25年度： 民営型1か所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成26年度： 民営型2か所増設（ゆるり飯沼、KanKanリトルジャイアント）

平成28年度： 出張型1か所増設（KanKanリトルスキッパー）

令和3年度： 既存施設の開設日数の拡大（ひだまりサロン、なかよし広場ぞうさん、KanKanリトルジャイアント）

令和5年度： 民営型1か所廃止（なかよし広場ぞうさん）

令和6年度： 出張型1か所廃止（おしゃべりポトフ）

4-3 こども発達センターひまわりの現況

(令和7年3月31日)

1 児童発達支援センター事業

通所する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子どもに、一人ひとりに合わせた発達支援を実施し、家族支援を通して家庭と協力しながら子どもの心身の成長発達を援助していく。

(1) 通園事業

ア 児童数 定員 36名

登録児童数 43名 (途中入退所含む)

イ 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	22	21	23	18	21	23	21	21	20	19	19	245
延べ利用数	589	754	746	775	533	690	769	690	647	675	585	536	7989

ウ 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	阿南町	喬木村	阿智村	豊丘村	下條村	中川村	合計
26	4	7	0	1	0	2	1	2	43

エ 年齢別登録児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	0	1	4	10	7	6	28
女	0	0	2	7	6	0	15
合計	0	1	6	17	13	6	43

オ 児童の転園・卒園状況 18名 (途中転園含む)

保育園・認定こども園	10
児童発達支援施設	0
小学校	1
特別支援学校	5
未定	0

カ 他機関からの受け入れ

- | | | |
|----------------|----|--------|
| ① 実習生・職場体験受け入れ | 延べ | 129名 |
| ② ボランティア受け入れ | 年間 | 6回 21名 |
| ③ 他機関からの見学及び視察 | 年間 | 2回 15名 |

(2) 相談支援事業

障害児相談支援

利用計画作成	56件	継続支援利用援助	107件
--------	-----	----------	------

2 広域的地域相談支援事業

長野県から「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障がい者相談支援事業（障がい児）」の委託を受けて、飯田下伊那 14 市町村を対象に、障がいや発達に特性のあるこどもへ、専門的な視点に基づく発達支援、家族支援及び支援者支援を関係機関と連携を図りながら行う。

令和 6 年度より、南信州広域連合から「医療的ケア児等総合支援事業」の委託を受けて医療的ケア児等コーディネーターが配置され、日常的に医療的ケアが必要な医療的ケア児等や家族が安心して地域生活を送り続けることができるよう地域の体制整備を行う。

- (1) 早期発達支援グループ らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計 4 グループ
実施回数 80 回 延べ利用人数 349 名

- (2) 地域グループへの支援

	飯田市
回数	12
延べ人数	75

- (3) 療育相談、発達検査（外来相談）
延べ利用者数 5,356 名
- (4) 保育園、認定こども園、学校、施設等支援実施回数
訪問支援 268 回 施設支援 545 回
- (5) 医療的ケア児等に関する相談数
延べ件数 58 件

3 児童発達支援事業（重症心身障害児）

重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通所形態で、遊びや生活を通して心身の成長発達を援助していく。医療的ケア等、多様な支援が必要な家庭が地域の中で孤立しないよう、家族支援も重点的に行う。

- (1) 児童数
定員 一日 5 人程度
登録児童数 4 名（途中登録含む）

- (2) 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	22	21	23	18	21	23	21	21	20	19	19	245
延べ利用数	33	47	45	41	29	41	57	55	53	52	48	44	545

- (3) 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	合計
2	1	1	4

- (4) 年齢別登録児童数

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
男	0	0	0	1	2	0	3
女	0	0	0	0	1	0	1
合計	0	0	0	1	3	0	4

5 保育家庭課

5-1 児童福祉関係

1 保育所等の数及び利用定員の推移

令和7年4月1日現在の認可保育所は4か所、幼保連携型認定こども園は9園、保育所型認定こども園は26園、地方裁量型認定こども園は1園、事業所内保育所は3園、家庭的保育事業施設は1園、小規模保育事業施設は1園である。

少子化の影響により、全体的に入所児童数は減少傾向であるが、3歳未満児保育のニーズは依然高い状況である。

施設数及び利用定員

区分 年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
R 3	16	1,345	29	2,796	45	4,141
R 4	16	1,125	30	2,801	46	3,926
R 5	16	1,125	30	2,744	46	3,869
R 6	15	1,022	30	2,700	45	3,722
R 7	15	1,022	30	2,714	45	3,736

*施設数に分園を含む。

*令和6年11月に小規模保育事業施設 IRIECOCO 保育園を開設した。また、令和6年度末で千代保育園千栄分園が本園に統合された。このため、施設数の増減なし。

2 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(令和7年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
丸山保育園				2	3	4	9	0	0	9	23
座光寺保育園	2	5	11	18	16	18	70	0	0	70	110
下久堅保育園		4	12	6	15	11	48	0	0	48	90
上久堅保育園				2	4	3	9	0	0	9	23
龍江保育園		5	5	7	12	10	39	0	0	39	80
竜丘保育園				14	9	12	35	0	0	35	60
川路保育園				13	10	13	36	0	0	36	45
三穂保育園		1	8	3	7	10	29	0	0	29	45
山本保育園		2	4	6	5	8	25	0	0	25	70
中村保育園		1	11	11	17	8	48	0	0	48	90
殿岡保育園		5	13	14	23	8	63	0	0	63	90
鼎みつば保育園	2	15	17	29	26	25	114	1	0	115	150
上郷西保育園		4	5	15	16	20	60	0	0	60	100
上村保育園	0	2	1	1	1	0	5	0	0	5	23
和田保育園	0	0	0	1	1	2	4	0	0	4	23
公立計	4	44	87	142	165	152	594	1	0	595	1,022
あふち保育園	0	0	0	0	1	0	1			1	
下市田保育園	0	0	0	1	0	0	1			1	
わかばこども園	0	0	0	0	0	1	1			1	
市外公立委託計	0	0	0	1	1	1	3			3	

園名	飯田市入所児童							他市町村	自由契約	合計	利用定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
時又保育園	2	13	18	22	13	22	90	1	0	91	90
慈光保育園	1	4	5	5	6	6	27	0	0	27	30
さくら保育園	1	9	12	14	13	11	60	1	0	61	60
あすなろ保育園	2	10	8	5			25	0	0	25	30
私立保育園計	6	36	43	46	32	39	202	2	0	204	210
飯田仏教保育園	4	22	22	32	22	24	126	6	0	132	170
飯田中央保育園	2	11	15	19	9	21	77	4	0	81	135
飯田子供の園保育園	2	7	6	8	8	4	35	1	0	36	50
風越こども未来園	3	15	20	22	17	23	100	1	0	101	123
伊賀良保育園	2	12	27	25	34	32	132	0	0	132	150
育良保育園	3	12	13	19	19	21	87	1	0	88	120
羽場こども未来園	3	6	11	13	16	17	66	2	0	68	76
明星保育園	3	23	20	31	27	29	133	0	0	133	120
高松保育園	0	9	15	9	14	10	57	1	0	58	60
千代保育園	0	10	9	6	5	5	35	0	0	35	45
慈光松尾こども園	2	32	36	50	49	49	218	0	0	218	230
上郷なかよし保育園	5	37	37	39	25	33	176	7	0	183	210
鼎あかり保育園	4	26	23	41	35	40	169	1	0	170	150
松尾あかり保育園	4	16	20	27	28	17	112	0	0	112	105
慈光幼稚園	1	9	31	28	38	38	145	2	0	147	180
飯田ルーテル幼稚園	0	2	3	10	11	14	40	4	0	44	80
聖クララ幼稚園		14	23	32	39	29	137	2	0	139	135
入舟幼稚園・入舟保育園	0	6	15	21	16	23	81	5	0	86	95
勅使河原学園	3	11	17	17	19	19	86	6	0	92	125
ビバ・チャイルド	0	7	4	4	6	9	30	2	0	32	45
野あそび保育みつけ		1	1	2	7	4	15	7	0	22	25
私立認定こども園計	41	288	368	455	444	461	2,057	52	0	2,109	2,429
保育室コッコロ	0	4	5				9	0	0	9	10
輝山会記念病院事業所内保育所 八重のさくら保育園	0	3	3				6	0	0	6	40
川路おむすび保育園		7	3				10	1	0	11	10
私立事業所内保育所計	0	14	11				25	1	0	26	60
自然保育のつばら			2				2	0	0	2	5
家庭的保育事業計			2				2	0	0	2	5
IRIECOCO 保育園	3	1	2				6	1	0	7	10
小規模保育事業計	3	1	2				6	1	0	7	10
市内私立計	50	339	426	501	476	500	2,292	56	0	2,348	2,714
ばどま	0	0	0	0	±	0	1	0	0	1	
市外私立委託計	0	0	±	0	±	0	1	0	0	1	
市内施設合計	54	383	513	643	641	652	2,886	57	0	2,943	3,736
認可計	54	383	513	644	642	654	2,890	57	0	2,947	

3 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に、令和元年10月1日から保育園・認定こども園等の利用料の無償化を実施している。

【国制度】	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業等	認定こども園		認可外保育施設等
		1号認定	預かり保育	
	2号・3号認定		新2号・新3号	新2号・新3号認定
3～5歳児クラス	無償化	無償化	上限月額 11,300円	上限月額 37,000円
満3歳児	—	無償化	上限月額 16,300円 (非課税世帯のみ)	—
住民税非課税世帯 0～2歳児クラス	無償化	—	—	上限月額 42,000円

※新2号・新3号：保育の必要性の認定が必要。

※認可外保育施設等：届出済認可保育施設、一時預かり保育、ファミリーサポートセンター、病児保育

4 副食費の免除

給食費のうち、おかず・おやつなどの副食費は、保育料に含まれている額（認定こども園1号認定以外）であったが、保育料無償化に合わせて、実費負担となった。

低所得世帯への配慮として、市民税所得割額が一定額未満の世帯の副食費は免除となっている。市独自の取り組みとして、22歳未満の兄・姉が2人以上いる1号認定・2号認定の子どもについて世帯の市民税所得割額に関係なく副食費が免除となっている。

1号認定（満3歳以上・教育区分）

世帯	22歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円未満世帯	副食費免除		
市民税所得割額 77,102円以上世帯	実費徴収		

2号認定（4月1日時点で満3歳以上・保育区分）

世帯	22歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 57,700円未満世帯 (ひとり親・障がい世帯については77,101円未満)	副食費免除		
市民税所得割額 77,102円以上世帯	実費徴収		

5-2 児童手当関係

1 児童手当の支給

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもと、高校生年代までの児童を養育する方に手当を支給する国の制度。

(1) 手当の額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）	
3歳未満	15,000円	（多子加算） 第3子以降：30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄弟等（22歳年度末まで）のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいう。

(2) 支給方法

年6回（原則として、偶数月にそれぞれの前月分まで（2か月分）を支給）

(3) 支給状況（毎年2月末現在の認定者数）

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受給者数	6,810人	6,712人	6,373人	6,153人	7,161人
支給児童延べ人数（月）	11,880人	11,691人	11,081人	10,632人	12,964人

5-3 ひとり親関係

1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（令和7年4月から）

区分	月額	児童加算額
		第2子以降1人につき
全部支給の場合	46,690円	11,030円
一部支給の場合	所得額に応じ 46,680円～11,010円	所得額に応じ 11,020円～5,520円

※一部支給は所得に応じて10円きざみの額

（計算式）

〈第1子〉手当額＝46,680－{(受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額)×0.0256619}

〈第2子以降加算額〉

手当額＝11,020－{(受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額)×0.0039568}

※計算式の{ }内の額は10円未満四捨五入

(2) 支給方法

年6回 奇数月

(3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
985人	946人	937人	903人	847人	805人	786人

2 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

3名（令和7年5月末現在）

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円、最終学年 月40,000円増

3 自立支援教育訓練給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく特定の講座を受講した際に、本人が支払った受講料の一部を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

1名（令和6年度実績）

(3) 自立支援教育訓練給付金の額

対象講座の受講料（入学金、授業料等の総額）の60%（上限あり）

※資格取得や就職等した場合は受講料の25%を追加支給（上限あり）

4 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

5 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
100人	90人	130人	120人	100人	100人	100人

(2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（令和7年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：令和7年8月11日実施

イ 親と子の集い事業：令和7年5月3日実施

6 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
交通災害遺児見舞金	長野県社会福祉協議会	150,000円

5-4 結婚新生活支援事業

1 結婚新生活支援事業補助金の交付

若い世代の婚姻に伴う新生活への経済的な不安を軽減することで結婚の機運を高めるため、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（新居の住宅費及び新居への引越費用）を補助する。

(1) 対象者

婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下の新婚世帯であり、補助の対象となる市内の住宅に夫婦が居住する世帯

(2) 補助額

1世帯あたり補助額	夫婦の合計所得額 (奨学金を返済している場合は年間返済額を控除)	
	500万円未満	500万円以上
夫婦ともに39歳以下	上限30万円	上限10万円 (令和6年度～)
夫婦ともに29歳以下	上限60万円	

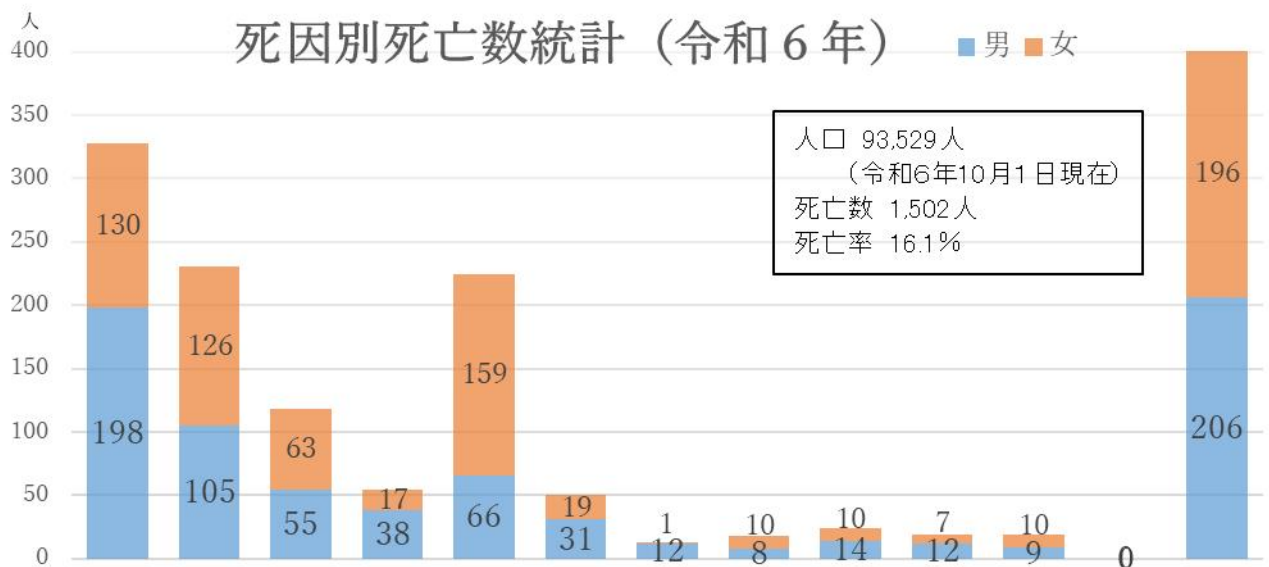
(3) 申請状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	10件	51件	86件

6 保健課

6-1 人口動態

年	人口	出生				合計特殊 出生率	死亡				自然 増加	備考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
H20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	人口 H20.10.1 現在
H21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	人口 H21.10.1 現在
H22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	人口 H22.10.1 現在
H23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	人口 H23.10.1 現在
H24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	人口 H24.10.1 現在
H25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	人口 H25.10.1 現在
H26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	人口 H26.10.1 現在
H27	101,743	422	406	828	8.1	1.77	639	637	1,276	12.5	△448	人口 H27.10.1 現在
H28	100,957	422	388	805	8.0	1.75	633	629	1,262	12.5	△457	人口 H28.10.1 現在
H29	100,077	421	366	787	7.9	1.76	686	641	1,327	13.3	△540	人口 H29.10.1 現在
H30	99,157	408	331	739	7.5	1.72	654	689	1,343	13.5	△604	人口 H30.10.1 現在
R 1	98,129	364	362	726	7.4	1.75	671	694	1,365	13.9	△639	人口 R 1.10.1 現在
R 2	97,039	345	309	654	6.7	1.64	624	695	1,319	13.6	△665	人口 R 2.10.1 現在
R 3	97,049	340	347	687	7.1	1.63	610	697	1,307	13.5	△620	人口 R 3.10.1 現在
R 4	95,934	329	310	639	6.7	1.55	655	764	1,419	14.8	△780	人口 R 4.10.1 現在
R 5	94,851	328	299	627	6.6	1.55	683	757	1,440	15.2	△813	人口 R 5.10.1 現在
R 6	93,529	309	242	551	5.9	1.51	754	748	1,502	16.1	△951	人口 R 6.10.1 現在



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死亡数	328	231	118	55	225	50	13	18	24	19	19	0	402
死因別死亡率 (人口10万対)	350.7	247.0	126.2	58.8	240.6	53.5	13.9	19.2	25.7	20.3	20.3	0.0	429.8
死亡割合(%)	21.8	15.4	7.9	3.7	15.0	3.3	0.9	1.2	1.6	1.3	1.3	0.0	26.8

年間の死因別死亡数

死因別死亡率(年間) = $\frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 100,000$

10月1日現在日本人口

6-2 母子保健

1 令和6年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上
初妊婦数	280	2	59	99	78	35	7
経産婦数	300	1	19	58	126	77	19
総届出数	580	3	78	157	204	112	26

2 パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	実人員			延人員			妊婦内訳（再掲）	
		妊婦	夫	計	妊婦	夫	計	第1子	第2子以上
R 1	14	109	95	204	166	152	318	104	5
R 2	11	73	68	141	115	107	222	71	2
R 3	14	143	141	284	207	201	408	141	2
R 4	19	174	167	341	323	316	639	238	13
R 5	20	193	187	380	236	227	463	191	2
R 6	20	143	141	284	203	187	390	136	2

3 令和6年度 産後支援事業

産後間もない時期に、家事や育児の支援を受ける際にかかる費用を助成。母子手帳交付時にこども1人あたり1,000円の助成券を10枚交付、1回の利用につき2枚まで使用可能

利用 実人数	利用 延件数	利用内容内訳（複数実施あり）								
		食事 の支度	衣類 の洗濯	掃除・ 整理	買い物	授乳 補助	おむつ 交換補助	沐浴 補助	育児環 境整備	その 他
20人	146件	114	-	28	-	2	8	-	2	14

※利用延件数は補助券使用枚数

4 令和6年度 授乳・育児相談助成事業

(1) I期（利用期間：出産日～1年未満）

	産婦内訳		何回目		時期（産後）			内容（複数実施あり）		
	初産婦	経産婦	1回目	2回目	1か月未満	1か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	乳房ケア	授乳相談・ 育児相談	産後の健康 相談
実施数 延 297										
実 219	156	141	207	90	113	141	43	222	235	89

(2) II期（利用期間：出産1年後～2年未満）※令和5年度からII期開始

	産婦内訳		何回目		時期（産後）		内容（複数実施あり）		
	初産婦	経産婦	1回目	2回目	1年～ 1年6か月未満	1年6か月～ 2年未満	乳房ケア	授乳相談・ 育児相談	産後の健康 相談
実施数 延 47									
実 31	20	27	29	18	35	12	34	25	14

5 令和6年度 産後ケア事業（宿泊型）

利用人数	延利用日数	利用日数内訳（人）						
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
28人	88日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
		2	11	7	3	1	2	2

6 新生児聴覚検査補助事業

年度	受検者数（人）	検査方法内訳（人）		要再検者数（人）		
		自動 ABR	OAE	実人数	右	左
R5	581	578	3	2	2	-
R6	534	532	2	10	6	8

7 1か月児健康診査補助事業

年度	受診者数（人）	判定			
		異常なし	既医療	要経過観察	要紹介
R6	462	428	3	21	10

8 令和6年度 乳幼児訪問

実施数	①未熟児		②新生児 （①を除く）		③乳児 （①②を除く）		幼児		母子相談 電話・面接
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
	12	12	2	2	490	547	18	34	1,194

9 先天性股関節脱臼検診状況

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
受診者数（人）	男 329	男 163	男 252	男 166	男 334
	女 326	女 135	女 234	女 167	女 304
受診率（%）	89.0	45.0	69.4	53.8	97.0
要治療者	男（人）	-	1	-	0
	女（人）	3	4	-	0

※R 1～4年度は新型コロナウイルス感染症対応のため中止となった期間がある。

※レントゲン撮影を全員に実施する先天性股関節脱臼検診は令和5年度途中で終了となった。

令和6年2月から日本整形外科学会及び小児整形外科学会の「乳児股関節二次検診への紹介基準」に従い、2か月児訪問及び4か月児健診においてスクリーニングを行い、「推奨項目」に該当する児を精密検査（二次検診）へ紹介する方法に変更となった。

年度	一次スクリーニング実施数		精検者数	精検結果			治療者数 ※
	2か月児訪問	4か月児健診		処置不要	経過観察	要治療	
R 5	男 39		男 3	男 3	男 0	男 0	男 0
	女 38		女 8	女 5	女 3	女 0	女 0
R 6	男 295	男 304	男 53	男 42	男 7	男 0	男 0
	女 235	女 249	女 114	女 87	女 20	女 2	女 5

※治療者は検診以外で診断を受けたものも含む。

10 令和6年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数(率)	フォロー児数(率)
4か月児健診	48	569	553	97.2	1 (0.2)	34 (6.1)
7か月児相談	48	585	575	98.3	2 (0.3)	56 (9.7)
12か月児相談	48	607	588	96.9	9 (1.5)	51 (8.7)
1歳6か月児健診	43	619	602	97.3	6 (1.0)	54 (9.0)
2歳児相談	45	634	610	96.2	12 (2.0)	128 (21.0)
3歳児健診	45	676	655	96.9	12 (1.8)	32 (9.9)

11 あそびの広場

年度	参加人数	延人数	令和6年度初回参加者の主訴
R 2	23 (継続8、新規15)	63	(複数回答)
R 3	24 (継続10、新規14)	58	・発達の遅れ 12
R 4	22 (継続6、新規16)	65	・母乳相談・離乳食・体重増加 2
R 5	20 (継続3、新規17)	62	・母親の育児不安、接し方 5
R 6	22 (継続5、新規17)	74	

12 乳幼児学級 (令和6年度)

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
橋北 橋南 東野	0歳児学級	0歳	10	12	83
	1歳児学級	1歳	18	18	197
	2歳児学級	2歳	10	7	42
	3歳児学級	3歳	10	14	79
	2・3歳児学級	2～3歳	5	15	44
羽場	0・1歳児学級	0～1歳	17	27	206
羽場 丸山	2・3歳児学級	2～3歳	11	16	82
丸山	すくすく学級	0～1歳	17	22	130
伊賀良	0歳児学級 A	0歳	8	12	75
	0歳児学級 B	0歳	6	13	59
	1歳児学級 A	1歳	14	21	134
	1歳児学級 B	1歳	14	24	172
	2歳児学級	2歳	14	17	141
	3歳児学級	3歳	13	14	109
山本	おたまっこ学級	0～3歳	16	21	106
三穂	ひよっこくらぶ	0～3歳	12	3	29
鼎	0歳児学級 (さくらんぼA)	0歳	7	18	83
	0歳児学級 (さくらんぼB)	0歳	5	8	18
	1歳児学級 (りんご学級)	1歳	11	21	142
	1歳児学級 (いちご学級)	1歳	11	16	133
	2歳児学級 (みかん学級)	2歳	11	13	74
	2歳児学級 (たんぼぼ学級)	2歳	16	22	179
	つくし学級	3歳	17	17	154

竜 丘	0・1歳児学級	0～1歳	11	20	96
	2・3歳児学級	2～3歳	11	14	81
川 路	すくすく学級	0～3歳	12	20	109
松 尾	0歳児学級	0歳（4～9月生）	5	18	62
	1歳児学級Aチーム	1歳（4～9月生）	9	19	65
	1歳児学級Bチーム	1歳（10～3月生）	9	27	140
	2歳児学級Aチーム	2歳（4～9月生）	9	10	42
	2歳児学級Bチーム	2歳（10～3月生）	9	10	46
	3歳児学級	3歳	9	8	48
上久堅 千代 龍江	どんぐり学級	0～3歳	11	10	50
下久堅	ぽっかぽか	0～3歳	11	13	88
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1歳	12	18	71
	たんぼぼ学級	2～3歳	13	8	61
上 郷	0歳児学級	0歳	6	21	79
	1歳児学級	1歳	10	13	59
	1歳児学級	1歳	10	20	114
	2歳児学級	2歳	12	22	150
	3歳児学級	3歳	12	11	67
上 村 南信濃	ひよこの会	0～3歳	10	14	51
合 計			464	667	3950

スタッフ・講師：保育士・保健師・公民館

栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア・運動指導士等

○年度比較

年度	実施回数	参加実組数	参加延組数
H30	582	996	6,010
R 1	512	889	5,016
R 2	326	646	2,938
R 3	333	772	3,455
R 4	471	702	4,139
R 5	453	709	4,048
R 6	464	667	3,950

13 令和6年度 出産・子育て応援給付金

年度	件数（件）	給付金額（円）
R 5（遡及分を含む）	2,720	136,000,000
R 6	1,100	55,000,000

6-3 成人保健

1 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

検診種別	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
子宮頸がん検診	2,802	2,524	2,833	2,758	2,551	2,619
乳がん検診	4,949	4,742	5,026	4,807	4,494	4,555
肺がん検診	7,908	6,394	7,577	7,453	6,931	6,676
大腸がん検診	8,586	8,569	8,875	8,784	8,383	8,209
胃がん検診	3,572	967	3,671	3,451	3,140	2,798

(1) 子宮頸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率)	精密検査結果				未受診
			がん	異形成	その他	異常なし	
R 1	2,802	52(1.9)	-	32	9	10	1
R 2	2,524	47(1.9)	-	19	4	20	4
R 3	2,833	52(1.8)	1	16	10	23	2
R 4	2,759	41(1.5)	-	20	3	17	1
R 5	2,551	48(1.9)	-	15	16	11	6

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(2) 乳がん検診

ア 乳房エコー検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果(※重複あり)							未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
R 1	2,181	57(2.6)	3	7	8	20	6	10	3	-
R 2	1,993	42(2.1)	3	9	7	8	11	2	-	2
R 3	2,126	46(2.2)	4	10	9	13	7	2	3	2
R 4	1,982	43(2.2)	1	8	4	13	11	5	-	1
R 5	1,830	22(1.2)	1	4	1	8	6	-	-	3

イ マンモグラフィ検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果						未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	
R 1	2,768	95(3.4)	7	15	18	6	10	38	1
R 2	2,749	95(3.5)	8	8	22	11	15	25	6
R 3	2,900	74(2.6)	7	4	16	5	17	17	5
R 4	2,825	64(2.3)	5	7	15	6	13	17	1
R 5	2,664	75(2.8)	9	15	13	6	9	21	2

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(3) 肺がん検診

ア ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
R 1	2,957	320(10.8)	4	4	238	54	20
R 2	2,637	150(5.7)	3	3	106	11	25
R 3	3,103	157(5.1)	5	2	119	17	13
R 4	3,104	138(4.4)	7	3	100	17	11
R 5	2,792	126(4.5)	3	3	94	14	12

イ レントゲンデジタル撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	その他	異常なし	未確定	未把握	
R 1	4,951	195(3.9)	8	81	83	9	3	11
R 2	3,757	139(3.7)	4	66	40	18	11	9
R 3	4,474	140(3.1)	4	60	51	11	4	6
R 4	4,349	163(3.7)	7	62	67	11	2	14
R 5	4,139	132(3.2)	8	65	44	6	2	7

(4) 大腸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	ポリープ	その他	未把握	異常なし	
R 1	8,586	731(8.5)	20	263	112	63	131	142
R 2	8,569	674(7.9)	14	248	80	15	136	181
R 3	8,875	481(5.4)	7	174	73	27	86	114
R 4	8,784	406(4.6)	12	157	54	60	78	45
R 5	8,383	412(4.9)	11	163	59	72	66	41

(5) 胃がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
R 1	3,572	395(11.1)	5	312	33	18	27
R 2	967	98(10.1)	2	85	3	1	7
R 3	3,671	341(9.3)	5	253	38	10	35
R 4	3,451	219(6.3)	5	165	20	24	5
R 5	3,140	163(5.2)	5	122	10	21	5

(6) がん検診推進事業

ア 子宮頸がん検診 (20歳)

年度	年齢	対象者数	受診者数	受診率
R 3	平成12年4月2日～平成13年4月1日生	484	46	9.5%
R 4	平成13年4月2日～平成14年4月1日生	457	42	9.2%
R 5	平成14年4月2日～平成15年4月1日生	430	44	10.2%

R 6	平成 15 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日生	428	38	8.9%
-----	----------------------------------	-----	----	------

イ 乳がん検診（マンモグラフィ検査）（40 歳）

年度	年齢	対象者数	受診者数	受診率
R 3	昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日生	563	220	39.1%
R 4	昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日生	511	180	35.2%
R 5	昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日生	508	168	33.1%
R 6	昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日生	506	190	37.5%

(7) 胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診者数計	検診方法	受診者数	検査結果	
						異常なし	要精密検査
R 1	40 歳	1,221	234	集団検診	165	134 人	31 人 (18.8%)
	45 歳	1,189		個別検診	69	52 人	17 人 (24.6%)
R 2	40 歳	1,156	226	集団検診	142	122 人	20 人 (14.1%)
	45 歳	1,265		個別検診	84	68 人	16 人 (19.0%)
R 3	40 歳	1,111	213	集団検診	147	124 人	23 人 (15.6%)
	45 歳	1,116		個別検診	66	50 人	16 人 (24.2%)
R 4	40 歳	1,030	204	集団検診	143	122 人	21 人 (14.7%)
	45 歳	1,049		個別検診	61	38 人	23 人 (37.7%)
R 5	40 歳	1,050	181	集団検診	117	89 人	28 人 (23.9%)
	45 歳	1,053		個別検診	64	31 人	33 人 (51.6%)

(8) 飯田市国民健康保険特定健康診査

ア 特定健康診査の受診率（法定報告）

特定健康診査: 飯田市国保に加入している 40 歳～74 歳の方を対象とした年に 1 回の健康診査。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
H30	14,932 人	5,976 人	40.0%
R 1	14,496 人	6,125 人	42.3%
R 2	14,396 人	4,564 人	31.7%
R 3	14,020 人	5,746 人	41.0%
R 4	13,211 人	5,612 人	42.5%
R 5	12,465 人	5,559 人	44.6%

イ 特定保健指導の対象者と終了率（法定報告）

特定保健指導: 特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し、継続支援を 3 か月以上実施し、評価を行う。特定保健指導対象者は、追加リスクの数と喫煙歴の有無により、積極的支援と動機付け支援に分ける。

積極的支援: 初回面接後、面接・電話等により 3 か月以上の継続的支援を行う。算定要件により 180 ポイント以上の支援を実施する。

動機付け支援: 初回面接後、3 か月以上経過後に再度支援を実施する。

年度	特定保健指導対象者数			特定保健指導終了者数	特定保健指導終了率
	積極的支援対象者	動機付け支援対象者			
H30	570人	168人	402人	450人	78.9%
R 1	601人	155人	446人	477人	79.4%
R 2	449人	85人	364人	324人	72.2%
R 3	601人	164人	437人	457人	76.0%
R 4	517人	141人	376人	374人	72.3%
R 5	459人	123人	336人	344人	74.9%

※特定保健指導対象者以外に、重症化予防・受診(精密検査)が必要・情報提供の各対象者に保健指導を実施。実施人数については、「2 健康教育 (1) 個別健康教育の実施状況」に掲載。

ウ 特定健康診査結果有所見率経年変化(法定報告)

*第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)にあわせた指標へ変更。

高血圧	高血圧者Ⅱ度(160/100)以上の割合		4.4%
	高血圧者Ⅰ度(140/90)以上の割合	男性	26.4%
		女性	21.4%
糖尿病	血糖異常者(HbA1c6.5%以上)の割合		7.6%
	HbA1c6.5%以上の者で糖尿病治療中の者の割合		68.2%
脂質異常症	脂質異常者(LDL-C160mg/dl以上)の割合	男性	6.7%
		女性	8.3%
メタボ	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	男性	39.6%
		女性	12.1%
	BMI25以上の者の割合(40~64歳)	男性	29.5%
		女性	18.1%

(9) 生活保護受給者、被支援者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付)に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、特定健診(集団)に合わせて、健康増進事業として実施している。

令和6年度受診者数：5人

(10) 後期高齢者健康診査

長野県後期高齢者医療制度の加入者を対象として健康診査を実施している。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
R 1	15,970人	375人	2.3%
R 2	15,859人	405人	2.6%
R 3	15,632人	659人	4.2%
R 4	15,989人	997人	6.2%
R 5	18,832人	1,506人	8.0%
R 6	18,725人	2,094人	11.0%

※令和5年度より、受診率を求める際の対象者数が、被保険者から要介護3~5を除いた数から被保険者数に変更となった。

※データ出典：KDB 帳票「地域の全体像の把握」より(令和5年度~)

健診結果から、生活習慣病重症化予防対象者には、保健指導を実施している。

R6年度後期高齢者健診受診者のうち290人に保健指導を実施した。

2 健康教育

(1) 実施回数と参加人数（令和6年度）

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブ シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性 肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開催回数	206	22	55	0	47	0	330
参加延人員	3,814	436	767	0	789	7	5,813

個別健康教育の実施状況（令和年6度）

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であって医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託
高 血 圧	130	-	126	-	163	-	151	-
脂質異常症	169	-	167	-	196	-	195	-
糖 尿 病	131	-	130	-	173	-	173	-
喫 煙	0	-	0	-	2	-	2	-
計	430	-	423	-	534	-	512	-

(2) ウェルビクスフォロー教室

ア 実施地区：丸山 竜丘（H15年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18年開始）

橋北 伊賀良（H19年開始）

※R5年度、座光寺地区は休会。

イ 対 象 者：65歳以上の一般市民

ウ 内 容：ずくバンドを利用した筋力づくりを中心に、介護予防のための運動を定期的実施。

現在は、自主活動グループで活動している。

エ 参加状況（令和6年度）

会場数	実施回数	実人員	男性	女性	参加延べ人数
16	658	221	7	214	5,815

(3) 消防団健康教室（令和6年度）

令和2年度から3年間で全分団員に健診を含めた健康教室を開催したところ、基準値から外れた要指導者が51.7%おり、また、腹囲やBMIの項目でも基準値以上になっている者が多いなど青壮年世代の健康課題が明らかとなった。そのため、令和5年度から全分団対象に健康教室を実施することとした。

ア 対象

全分団（18分団）

イ 内容

・令和2年～令和4年度 消防団健診結果について

- ・肥満と生活習慣病の関係について、禁煙について
- ・各分団の要望に応じた内容

ウ スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士

エ 教室参加状況

分団名	人数	分団名	人数	分団名	人数
1 (橋南)	4	7 (竜丘)	18	13 (千代)	3
2 (橋北・東野)	5	8 (三穂)	11	14 (上久堅)	8
3 (羽場・丸山)	4	9 (山本)	10	15 (鼎)	9
4 (座光寺)	7	10 (伊賀良)	15	16 (上郷)	8
5 (松尾)	24	11 (川路)	3	17 (上村)	9
6 (下久堅)	11	12 (龍江)	11	18 (南信濃)	21

参加合計 178 名

(4) 企業出前健康講座

平成 25 年度から平成 28 年度まで来所方式で行っていた「企業健康教室」を、平成 29 年度から、職場へ出向く方式である「企業出前健康講座」として実施方法を改めた。

ア 対象

飯田市内の事業所または青壮年の団体

イ 内容

前半：飯田市からの健康情報

後半：①～⑥から選択

- ① からだを知ろう ② からだを見える化 ③ プラステン講座 ④ 歯周病は大丈夫？
- ⑤ 今日の食事はどうする？ ⑥ 働く人のこころの健康

ウ 開催状況

	R2	R3	R4	R5	R6
講座実施回数	5	10	10	26	35
実施団体数	5	10	6	19	9
受講人数 (延べ)	166	157	323	855	1343

(5) 広報活動

ア いいだFM「かざこし歳時記 健康いいだ」2か月に1回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介

放送日：偶数月 第4月曜日

イ 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年12回

健康づくりに取り組む市民の紹介

ウ 健康いいだ21 ホームページ

市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントのPR、健康情報のお知らせ

3 健康相談事業

(1) 健康増進（健康相談） 令和6年度

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高血圧	89	724
	脂質異常症	4	25
	糖尿病	9	19
	歯周疾患	45	843
	骨粗鬆症	2	55
	女性の健康	—	—
	病態別（肥満、心臓病等）	7	27
総合健康相談		351	7928
計		601	10148

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 270 日

相談延人員 7,402 人

4 訪問指導事業

訪問指導実施状況（母子保健を除く）令和6年度

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39歳以下	3	3
	40～64歳	9	17
	65歳以上	22	28
	計	34	48
個別健康教育対象者	39歳以下	0	0
	40～64歳	0	0
	65歳以上	0	0
	計	0	0
閉じこもり予防	39歳以下	1	1
	40～64歳	4	5
	65歳以上	8	10
	計	13	16
介護家族	39歳以下	0	0
	40～64歳	1	1
	65歳以上	7	7
	計	8	8
寝たきり者	39歳以下	0	0
	40～64歳	0	0
	65歳以上	1	1
	計	1	1
認知症の者	64歳以下	1	1

	65歳以上	12	18
	計	13	19
その他	39歳以下	4	10
	40～64歳	21	51
	65歳以上	49	71
	計	74	132
合計		143	224

6-4 介護予防事業

1 いきいき教室

【事業経過】

- 平成 6年 12月 脳刺激訓練教室としてCブロックで開始
平成 8年 4月 脳刺激訓練教室としてBブロックで開始
*浜松医療センターの高槻絹子先生の指導により、浜松方式（二段階方式）による早期発見と回復法を取り入れた。
- 平成 9年 4月 老人保健法B型リハビリ事業として全市 33 会場で開始
平成 12年 4月 介護保険制度開始
平成 13年 4月 B型リハビリから「いきいきリハビリ」と名称変更し 92 会場で開始
平成 16～17年 保健指導係に介護予防担当保健師の設置
*介護保険認定者の増加率が高いことから、筋骨格器系の介護予防に重点をおき、お達者度測定および運動指導を強化した。
*平成 16 年から名古屋市立大学竹島研究室の指導によりずくバンド運動を取り入れた。
- 平成 18年 介護保険改正 介護予防事業 地域支援事業 1次予防事業
平成 28年 4月 介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業
令和 2年 4月 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業

【目的】

- 老化等による心身機能の低下を防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症や筋力低下によるフレイルや要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。
- *高齢者の自立（自立生活の助長、フレイル及び要介護状態の予防）
 - *高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）
 - *支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談、健康についての学習、転倒予防やフレイル予防の運動、ゲーム・レクリエーション、手芸工作、季節の行事、

参加状況の推移

年度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
R 2	92	723	1,096	6,331	9.0	120	2	21	84	245	365	274	105
R 3	92	772	1,034	6,706	9.0	125	3	24	89	208	326	288	96
R 4	88	931	988	7,553	8.0	127	1	22	89	167	339	274	96
R 5	85	934	924	7,182	8	101	2	18	78	160	322	244	100
R 6	80	873	905	7,032	8	82	3	23	90	150	305	236	98

新型コロナウイルスの流行により、R 2年度および3年度の実施回数は例年より減少した。

2 健脚大学フォロー教室

平成 16 年より名古屋市立大学竹島研究室の指導により、後期高齢者を対象にずくバンドによる筋力アップ・バランス運動等を集中的に実施。現在は、運動指導員が指導している。

【目的】体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】概ね 75 歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

【実施会場】橋北・伊賀良・鼎・松尾・上郷、H29 年から上村が追加

(1) 実施状況

年度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
R 2	6	83	143	1,355	16.3
R 3	6	86	131	1,231	14.3
R 4	6	108	115	1,296	12.0
R 5	6	108	113	1,281	11.9
R 6	6	112	117	1,356	12.1

新型コロナウイルスの流行により、R 2年度および3年度の実施回数は例年より減少した。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

(1) からだ健康塾

高血圧や糖尿病の学習を中心に、脳血管疾患や認知症、フレイルの予防を目的に実施。後期高齢者集団健診実施地区を対象に開始し、令和 6 年度より全市の参加希望者を対象に実施している。

【実施会場】下久堅公民館

【内容】テーマに合わせた健康講話、栄養指導、口腔保健指導、フレイル予防運動

年度	実施テーマ	実施回数	参加者実数	参加延べ人数
R 4	高血圧	6	9	43
R 5	糖尿病	5	14	48
R 6	高血圧	5	18	56

(2) ほっ湯アップルフレイル予防運動教室

令和 5 年度より開始。フレイル予防を目的に運動を中心とした教室を実施。

【実施会場】健康増進施設「ほっ湯アップル」

【内容】フレイル予防運動（転倒予防・バランス運動、筋力アップ体操）

年度	実施回数	参加者実数	参加延べ人数
R 5	3	14	27
R 6	3	24	62

6-5 精神保健

1 精神訪問指導

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
精神保健	178	118	167	114	136

2 こころの相談窓口

- * 実施日 毎月第2月曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）
- * 会場 飯田市保健センター
- * 相談員 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 精神保健福祉士
- * 実施状況（R 6年度）

- ① 実施回数 9回
- ② 相談実人数 14人
- ③ 相談延べ人数 14人
- ④ 相談者の年齢内訳

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
相談者		3	1	1	4	2	2	1	14
対象者		3	1	2	3	1	1		11

- ⑤ 本人からの相談 8名、家族からの相談 6名

3 こころの健康づくり

（1）広報・啓発活動

- ① ホームページ・啓発動画（Youtube）、7月の広報いいだ特集号でこころの健康について掲載
- ② 自殺予防週間（9月）
ポスターとパネルの展示
- ③ 自殺対策強化月間（3月）
チラシ「ひとりで悩んでいませんか？相談できる場所がある」の各戸配布
のぼり旗・ポスターの掲示
自治振興センターへの啓発パネルの展示（松尾・伊賀良・鼎・上郷）
飯田中央図書館と駅前図書館での関係書籍の展示
いいだFM（こころの健康・飯田市の取り組みについて）
- ④ 中学生を対象としたSOSの出し方教育
R 6年度9校で実施（内、旭が丘中学校のみ全校放送で実施）
- ⑤ 高校生・中学生を対象とした啓発
（市内高校5校の生徒と中学生に、学校を通じて啓発ウェットティッシュを配布）
- ⑥ 働き盛り世代への啓発（胃がん検診受診者へ相談案内チラシ・啓発ポケットティッシュの配布）

(2) 研修会の開催

① こころの健康講座（ゲートキーパー講座）

健康福祉委員会・民生児童委員協議会・企業への出前健康講座、いきいき教室、健康教室などで実施。また、窓口業務の多い市職員を対象に、ゲートキーパー研修（web研修）を実施。

6-6 栄養指導

1 母子保健（令和6年度）

対象者		集団指導		個別指導		内 容
		回数	延人数	回数	延人数	
乳幼児 健診・ 相談	4か月児	48	553	48	273	離乳食の開始と進め方
	7か月児	48	575	48	424	離乳食中期・後期の進め方、1日の目安量、 形態、3回食にむけて、実物展示
	12か月児	48	588	48	374	1日の目安量、実物展示
	1歳 6か月児	43	602	43	379	幼児食について 噛むことの大切さ、おやつとの与え方
	2歳児	—	—	45	610	幼児食について 噛むことの大切さ、おやつとの与え方
	3歳児	45	655	45	372	好き嫌いなく、しっかり食べよう
離乳食 講座	初期	12	85	12	85	離乳食の作り方のデモンストレーション、 離乳食の進め方・個別相談
	後期	12	62	12	62	
乳幼児学級		20	201	58	58	乳幼児期の食事とおやつとの進め方・相談
ぱくぱくキッチン		5	67	—	—	調理体験、試食
その他（乳幼児）		—	—	174	174	個別相談・電話相談
その他（小中学生）		5	87	87	87	ファミリークッキング
合 計		237	2,922	571	2,625	

2 生活習慣病予防及び健康増進（令和6年度）

対象者	集団指導		個別指導		内 容
	回数	延人数	回数	延人数	
消防団健康教室 （分団別）	5	49	-	-	若い頃からの生活習慣病予防のための食事について
特定保健指導	-	-	431	431	特定健診結果に基づく栄養指導
高齢者いきいき教室等（単発事業）	40	576	/	/	低栄養予防のための食事
まちづくり委員会 健康福祉委員会等	13	146	/	/	生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員	4	78	/	/	伝達講習会、文化祭
その他	/	/	10	10	訪問指導、健康相談
合 計	62	849	441	441	

6-7 歯科保健

1 母子歯科保健（令和6年度）

対象者	回数	延人数	内 容
妊婦	10	149	妊娠中の口腔内の変化について、歯科検診のすすめ
1歳児	48	588	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの指導、上顎前歯唇面のむし歯予防
1歳6か月児	43	601	卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫、口腔機能の発達について
2歳児	45	610	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3歳児	45	653	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖についての相談 6歳臼歯の重要性とむし歯予防
小学校歯科 保健指導	13	1097	むし歯、歯周病予防、口腔機能向上のための健康講話、ブラッシング指導
その他	120	545	乳幼児学級・療養センター等での歯科保健指導、乳幼児訪問指導・つどいの広場・遊びの広場・離乳食教室・栄養相談日等での個別歯科口腔保健指導
合計	323	4244	

歯科検診結果

	該当児 数 (人)	受診児 数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1人当たり むし歯本数 (本)
1歳6か月児	619	601	97.1	2	0.3	6	3.0	0.01
3歳児	676	653	96.6	38	5.8	98	2.6	0.15

2 成人歯科保健

(1) 令和6年度 歯科健診事業（歯っぴー歯科健診）

○内容

医療保険の種類にかかわらず、指定年齢の対象者に対し、健診費用 3,300 円を助成する。

対象者	該当者数	受診者数	受診率	備考
20 歳	873	100	11.5%	※令和6年度から開始
30 歳	847	137	16.2%	※令和6年度から開始
40 歳	987	153	15.5%	※令和4年度から開始
合計	2707	390	14.4%	

○歯科健診結果（判定区分）

年齢	受診者数	異常なし	要指導	要精検	4mm以上のポケットを有するもの(再掲)
20 歳	100	27(27.0%)	43(43.0%)	30(30.0%)	28(28.0%)
30 歳	137	14(10.2%)	51(37.2%)	72(52.6%)	66(48.2%)
40 歳	153	22(14.4%)	55(35.9%)	76(49.7%)	71(46.6%)
合計	390	63(16.2%)	149(38.2%)	178(45.6%)	165(42.3%)

(2) その他事業（令和6年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	18	185	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象に歯周病についての啓発、歯科相談、ブラッシング指導
12 か月児母親の歯科相談	48	566	12 か月児相談時に母親の口腔内チェック、歯科相談、定期検診の重要性、歯周病の原因と対策について
各種健康教室等	12	896	歯と口のはたらき、歯の喪失による障害とその原因、歯周病の原因と対策、ブラッシング指導、定期歯科検診の重要性
合計	78	1647	

3 高齢者歯科保健（令和6年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室 通所型B事業	35	467	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
一体的事業健康 教室	7	84	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介・口腔の健康と全身疾患の関係について
各種健康教室等	23	401	歯と口のはたらき、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能 向上の講話 健口体操の紹介
ハイリスク アプローチ	71	48	ハイリスク者を対象に電話・訪問指導を実施。個々の口腔機能 低下や生活環境にも配慮し、口腔体操の紹介や歯科受診の勧奨

6-8 献血

1 飯田市献血実績

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飯伊献血実績	2,477	2,759	2,545	2,761	2,769
飯田市実績	1,911	2,083	1,886	2,000	1,961
200ml 献血者	1	2	5	6	8
400ml 献血者	1,910	2,081	1,881	1,994	1,953

6-9 健康福祉委員等活動

1 組織の概要

平成19年3月までは飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに50世帯～100世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成19年4月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で625人が活動している。

各地区健康福祉委員等人数（令和6年度）

(単位：人)

ブロック	A		B		C		D		E	
地区	橋北	10	三穂	9	竜丘	12	松尾	34	座光寺	39
	橋南	30	山本	20	川路	16	下久堅	19	上郷	73
	羽場	30	伊賀良	79	鼎	80	上久堅	4	上村	8
	丸山	31					千代	28	南信濃	7
	東野	30					龍江	46		

2 健康福祉委員等研修会

各地区の代表者連絡会を開催し、研修の内容を各地区に伝達している。

日時	内容	参加者数
令和6年5月22日	飯田市健康福祉委員等代表者会 研修『健康いいだ21』について	20名

6-10 食生活改善推進活動

1 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2 飯田市食生活改善推進協議会

10支部から2名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいた21の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

事業名	日程	内容	参加者
飯田市総会・研修会	令和6年4月19日	・「健康いいた21（第三次）について」	47名
飯伊総会	令和6年4月22日	・健康体操「よろこびを忘れずに」 ・講演「ルミナコイド？その魅力を伝えます」（講師：旭松食品株式会社 研究開発本部長兼研究所長）	32名
県定期総会	令和6年5月29日	・代議員参加	4名
飯田市伝達講習会①	令和6年6月14日	・「ストレッチ体操」（講師：健康運動指導士） ・「ファミリークッキング献立」	19名
飯田市伝達講習会②	令和6年7月19日	・「ボランティア活動でフレイル予防」（講師：飯田市社会福祉協議会） ・「暑い夏を乗り切る！フレイル予防レシピ」	19名
飯田市伝達講習会③	令和6年10月1日	・「みどりの食料システム戦略について」（講師：関東農政局） ・「みどりの食料システム戦略に関わる飯田市の取り組み～環境負荷低減の配慮された農作物、有機食品について～」（講師：農業課生産振興係） ・「生涯骨太クッキング ～メタボ予防からフレイル予防へ～」	20名
県推進大会	令和6年10月24日	・第54回長野県食生活改善推進大会	13名
飯田市伝達講習会④	令和7年1月16日	・「高野豆腐の健康機能性についての新情報と新商品紹介」（講師：旭松食品株式会社 研究開発本部長兼研究所長） ・「こうや豆腐を活用しよう」（講師：旭松食品株式会社研究開発本部研究所管理栄養士）	20名

3 活動内容

活動内容	回数	普及対象者数（人）	参加会員延数（人）
伝達講習会	38	332	187
子どもの食生活に関する活動	41	643	119
若者・働き世代の食生活に関する活動	75	1,030	50

高齢者の食生活に関する活動	10	274	24
その他（地区イベントへの参加・飯伊事業への参加等）	56	12,427	409
自己学習	1,377	-	-
合計	1,597	14,706	789

6-11 救急医療対策事業

1 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制		
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔在宅〕		
	診療科目	内科・小児科・外科・産婦人科	
	診療日	日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日	
	診療時間	午前9時～午後6時（産婦人科は午前9時～正午）	
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔口腔衛生センター〕		
	診療科目	歯科	
	診療日	日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日	
	診療時間	〔口腔衛生センター〕 午前9時～正午	
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔薬剤師会調剤薬局〕		
	受付時間	休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日） 午前9時～午後6時	
		夜間（年間） 午後7時～午後10時30分	
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔眼科当番〕		
	診療時間	夜間 午後7時～午後10時	
		深夜 午後10時～翌朝8時30分	
		飯田病院 飯田市立病院	
休日夜間急患診療所運営事業(第1次救急医療体制)	診療科目	内科・小児科	
	診療日	休日（日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日）	
	および	午前9時～午後0時30分	
	診療時間	夜間（年間） 午後7時～午後10時	
病院群輪番制病院運営事業(第2次救急医療体制)	診療科目	内科・外科	
		病院群輪番制協定病院名	
	飯田市内	飯田市立病院 飯田病院 健和会病院	輝山会記念病院 慶友整形外科病院
	下伊那郡内	下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院
休日夜間テレフォンセンター	紹介時間	24時間体制（午後10時から翌朝8時30分までは、音声案内）	

2 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月

（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

区分		年度						
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
休日	診療日数	75	79	73	73	73	75	75
	利用者数	1,201	861	257	243	446	794	765
	1日平均	16.0	10.3	3.5	3.3	6.1	10.6	10.2
夜間	診療日数	365	366	365	365	365	366	365
	利用者数	4,295	3,680	1,239	1,425	1,472	2,623	2,496
	1日平均	11.7	10.1	3.4	3.9	4.0	7.2	6.8

6-12 保健センターの概要

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534	飯田市鼎上山 1890-1	飯田市上郷飯沼 3145-1
規模	鉄骨造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内
敷地面積	17,689.99	2,399.34	3,062.56
床面積 1 階	218.35	433.32	1,178.70
2 階	219.11	(庁舎と併設)	(内保健センター 37.58)
3 階	219.11		991.98
延床面積	656.57	433.32	2,217.82
			(内保健センター 237.58)
開館	平成 28 年 11 月 7 日	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
建設費	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円 (上郷公民館全体建設費)

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター
財源内訳			
国庫補助金	—	18,390 千円	—
県費補助金	—	8,000 千円	—
起債	168,600 千円	192,400 千円	—
一般財源	9,114 千円	217,620 千円	—
合計	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円

6-13 予防接種

1 令和6年度実施状況

		対象疾病 (ワクチン種類)		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	前年度以前の 予診票での 接種	接種総数 (飯田市実施分) ※1		
個別 接種	乳 幼 児	ロタウイルス	ロタリックス	1回目	533	308	96.6	9	317	
			ロタテック			207		8	215	
			ロタリックス	2回目	533	284	88.2	39	323	
		ロタテック	186			34		220		
			ロタテック	3回目	533	169	※2	48	217	
			B型肝炎	1回目	533	514	96.4	21	535	
				2回目	533	470	88.2	76	546	
				3回目	533	258	48.4	313	571	
			H i b感染症、	初回	6	6	100.0	202	208	
				追加	514	482	93.8	55	537	
			小児の肺炎球菌 感染症	初回	1,599	1,415	88.5	223	1,638	
				追加	604	529	87.6	53	582	
			ジフテリア、百日 せき、破傷風、急 性灰白髄炎、H i b感染症(五種混 合)	1 期	初 回	1,597	1,410	88.3	21	1,431
					追 加	90	47	52.2	0	47
			ジフテリア、百日 せき、破傷風、急 性灰白髄炎(四種 混合)	1 期	初 回	6	6	100.0	202	208
		追 加			765	467	61.0	186	653	
		急性灰白髄炎	1 期	初 回	—	—	—	—	—	
				追 加	—	—	—	1	1	
		結核 (B C G)			533	376	70.5	184	560	
		麻しん、風しん (MR)	1期	604	532	88.1	48	580		
			2期	685	661	96.5	0	661		
		水痘	1回目	604	526	87.1	53	579		
			2回目	615	401	65.2	173	574		
		日本脳炎	1 期	初 回	1,344	902	67.1	393	1,295	
				追 加	638	335	52.5	323	658	
			2期	792	422	53.3	444	866		
		児 童	ジフテリア、破 傷風(二種混合)		2期	822	403	49.0	346	749
	※3	ヒトパピローマウイ ルス感染症	1回目	439	136	31.0	965	1,101		
			2回目	439	66	15.0	1,038	1,104		
			3回目	439	6	1.4	854	860		
	高齢者	高齢者のインフルエンザ		32,242	20,052	62.2		20,052		
		新型コロナウイルス感染症		32,518	9,267	28.5		9,267		

	高齢者の肺炎球菌感染症	1,523	352	23.1		351
--	-------------	-------	-----	------	--	-----

- ※1 健康管理システムより
- ※2 ロタウイルスワクチンは、2種類あり、接種者がどちらかを選択し接種する。ロタリックスは2回、ロタテックは3回接種するため、予診票は全員に3枚配布しているが、3枚目の予診票は使用しない者がいる。このことから、3回目の接種率は算出することができない。
- ※3 令和4年度より積極的な勧奨が再開した。通常の定期接種に加え、キャッチアップ接種も令和4年度から令和7年度末まで行われる（キャッチアップ接種対象者：平成9年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれの女子）。予診票発送数は、中学1年生（平成23年度生）のみ。

2 風しんの追加的対策（令和元年度から令和6年度まで実施）

風しんの予防接種の公的な接種を受ける機会がなかった対象者へ抗体検査と麻しん風しん予防接種を無料で実施。

対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性（約10,879人）

実施年度	抗体検査実施者	うち定期接種対象者	接種者
令和元年度～令和6年度	5,927	1,345	1,216

6-14 不妊及び不育症治療費助成事業

1 制度の概要

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでも恵まれず不妊治療を受けようとする夫婦、または妊娠はするが流産・死産を繰り返すため不育症治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした、飯田市独自の事業。（長野県と同制度と併せた活用も可能）

助成の対象

《不妊治療費》

次のいずれにも該当する方

- (1) 夫婦の双方又は一方が、助成金の交付申請をした日を基準日として、当該基準日前1年以上飯田市に住んでいること。
- (2) 夫婦であること。（事実婚の状態にある男女を含む。）
- (3) 一般不妊治療又は特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がなく、又は、極めて少ないと医師に診断されていること。
- (4) 長野県が指定する指定医療機関において、治療を受けていること。
- (5) 夫婦に市民税等の滞納がないこと。

《不育症治療費》

上記（1）、（2）、（5）のいずれにも該当する、不育症の治療を受けた夫婦で、治療によって出産の見込みがあると医師に診断された方。

不育症治療費助成の対象となる費用

- (1) 国内の医療機関において実施（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。）された次のものとする。
 - ア 不育症の診断に係る検査

イ 不育症と診断された者が妊娠した際に行われたヘパリン療法、アスピリン療法及びステロイド療法

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) 次の費用は助成の対象としない。

ア 食事代、文書料等直接治療に関係ない費用

イ 出産（流産・死産等も含む）に係る費用

助成金の額及び回数

(1) 不妊検査・一般不妊治療

- ・自己負担額（人工授精にあつては3回までの費用）。上限10万円。
- ・1回の妊娠（治療の中止を含む）につき1回。

(2) 特定不妊治療

- ・自己負担額の2分の1の額。上限10万円。
- ・1年度あたり2回。

(3) 共通事項

- ・年齢制限はなし
- ・他団体（長野県等）から助成金等を受けているときは、自己負担額から当該金額を控除して助成金を算定する。

2 申請実績

《特定不妊治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H30	75	113	9,832,592
R 1	86	127	11,351,129
R 2	93	149	13,436,166
R 3	99	144	12,789,482
R 4	97	126	8,082,830
R 5	71	108	6,617,134
R 6	76	111	6,147,069

《一般不妊治療費（検査・人工授精）》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
R 3	48	48	3,261,545
R 4	37	37	1,725,740
R 5	48	48	2,460,010
R 6	43	43	2,039,635

《不育症治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
----	---------	------	---------

H30	-	-	-
R 1	1	1	50,000
R 2	-	-	-
R 3	1	1	50,000
R 4	1	1	18,470
R 5	2	2	54,732
R 6	-	-	-

3 令和6年度不妊・不育相談

* 実施日（予約制）週1回、9：00～19：00の間

* 会場 市保健センター 相談室

* 相談員 体外受精コーディネーター・助産師

* 実施状況

① 実施回数 8回

② 相談数 8組（夫婦4組・妻のみ4組、夫のみ0組）

* 相談者

① 妻の年齢内訳

	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～	計
人数	-	1	4	1	1	-	7

② 妊娠の経験 あり3組 なし4組

③ 治療の経験 あり2組 なし5組

* 相談内容（複数実施あり）

（6件）妊娠しやすいからだ作り、夫婦生活について

（7件）検査について（女性の検査・男性の検査）

（7件）治療について（タイミング療法・薬・人工授精・体外受精）

（7件）医療機関について（かかるタイミング、対応できる治療、診療時間等）

（2件）治療と仕事との両立について

（8件）不妊治療費、助成制度について

（1件）年齢と妊娠率について

（0件）流産・不育症について

（3件）気持ちの整理がしたい

（0件）養子縁組について

（0件）その他

6-15 骨髄バンクドナー助成事業

1 制度の概要

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）及びドナーが勤務する事業所の負担軽減と、骨髄移植の推進及びドナー登録者の拡大を推進するため、提供者と提供者が勤務する事業所に対し、助成金を交付する。

助成の対象

次のいずれにも該当する方及びその方を雇用する国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く）

- (1) ドナーであり、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けていること。
- (2) 骨髄等を提供した日及び助成金申請時において市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されていること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 飯田市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) の地方公共団体等から骨髄の提供に係る助成金等の交付を受けていないこと。

助成の対象及び額

(1) ドナー

骨髄等の提供に係る同意をした以後の入通院等1日につき2万円（1回の提供につき上限10日）通院等に要した日数は、骨髄等の提供に係る同意をした以後の、次に掲げる通院等に係る日数を合計したものとする。ただし、骨髄等の採取術またはこれに関連した医療措置によって生じた健康被害に係る通院等の日数は含まれない。

- ア 健康診断に係る通院
- イ 自己血貯血に係る通院
- ウ 骨髄等採取に係る入院
- エ その他、骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院等

(2) 事業所

骨髄等の提供に係る同意をした以後のドナーの入通院等1日につき1万円（1回の提供につき上限10日）。

2 申請実績

年度	ドナー			事業所			総助成額 (円)
	申請者数	延べ日数	助成額 (円)	申請者数	延べ日数	助成額 (円)	
R 5	2	20	400,000	1	8	80,000	480,000
R 6	1	9	180,000	-	-	-	180,000

※R 2から助成制度を開始し、R 2からR 4までは申請実績なし

6-16 がん患者へのアピアランスケア助成事業

1 制度の概要

がんの治療により生じた外見（アピアランス）の変化に悩む者を支援し、就労及び社会参加の促進並びに療養生活の質の維持及び向上を図るため、医療用補整具の購入に要した費用に対して助成金を交付する。

助成の対象

次のいずれにも該当する方

- (1) 申請をする日に飯田市に住んでいること。

- (2) 過去に県内の他市町村から同補助金の助成を受けていないこと。
- (3) 過去に他の都道府県や他の都道府県の市町村から同補助金の助成を受けていないこと。

助成の対象及び額

(1) 助成対象

以下の、外見の変容を補完する補正具等の購入費用。

ア 頭髪補正具：ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子

イ 乳房補正具：補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房（乳房再建手術は対象外）

ウ その他：エピテーゼ（体の部位を補完するもの）

(2) 助成回数

各補正具 各1回（乳房補正具は、左右それぞれ1回ずつ）

(3) 助成額

購入費用額の1/2（千円未満端数切捨、最大2万円）

2 申請実績

年度	頭髪補正具		乳房補正具 右		乳房補正具 左		その他補正具		合計	
	申請 件数	助成額 (円)	申請 件数	助成額 (円)	申請 件数	助成額 (円)	申請 件数	助成額 (円)	申請 件数	助成額 (円)
R 5	33	619,000	2	40,000	1	20,000	—	—	36	679,000
R 6	35	679,000	1	17,000	—	—	—	—	36	696,000

※R 5から制度を開始

6-17 後期高齢者医療制度

1 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする、独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

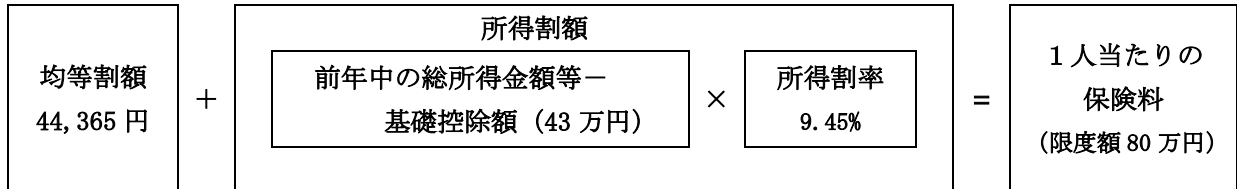
(1) 後期高齢者医療のポイント

- ・医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、一定所得がある方は2割、現役並み所得の方は3割です。
- ・すべての被保険者の方に、保険料を負担していただきます。
- ・保険料の額は、前年の被保険者の所得に応じて決定されます。
- ・保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と、口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。
- ・資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ・窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

(2) 保険料のしくみ

- ・ 保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。
- ・ 保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

(3) 令和7年度の保険料額



所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって、次のように軽減されます。

7割軽減 → 43万円+①以下

5割軽減 → 43万円+30.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）
+①以下

2割軽減 → 43万円+56万円×被保険者数+①以下

① ・ ・ 世帯内に給与取得者が2人以上のときは次の算式による金額を加える

10万円×(給与所得者等の数－1)

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、制度加入から2年間は「均等割額」が5割軽減され、所得割額負担はありません。

2 後期高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	受給者数計 人	伸率 %	対人 口比 %	75歳 以上	65歳以上75歳 未満国民年金 法施行令別表 該当	受給者数 人	伸率 %	対人 口比 %
				人	人			
H29	17,954	1.1	17.6	17,689	265	342,120	1.8	16.6
H30	18,087	0.7	17.9	17,838	249	347,792	1.7	16.9
R 1	18,262	0.9	18.0	18,025	237	354,312	1.8	17.2
R 2	18,182	△0.4	18.2	18,167	230	356,475	0.6	17.6
R 3	17,983	△1.1	18.5	17,886	242	355,948	△0.1	17.6
R 4	18,196	1.2	18.6	17,986	210	363,965	2.3	18.1
R 5	18,556	2.0	19.2	18,349	207	373,735	2.7	18.6
R 6	18,853	1.6	19.8	18,669	184	383,530	2.6	19.3

3 後期高齢者医療の状況（令和6年度）

(1) 医療費

	総医療費 (千円)	医療給付費 (千円)		再掲(千円)				
		うち 7割分	うち 8,9割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費	
飯田市	16,598,141	15,203,668	854,522	14,349,146	14,819,029	94,207	133,132	143,144
長野県	333,444,224	305,541,338	15,931,657	289,609,681	297,493,077	2,517,501	2,145,114	3,142,949

	葬祭費(千円)		対象人員 (人)	1人当たり 医療費 (円)
	件数(件)	金額		
飯田市	1,219	60,950	18,853	880,398
長野県	23,131	1,156,550	383,530	869,408

(2) 飯田市の保険料収納状況

① 現年度分

特別徴収(年金天引き)					普通徴収(口座振替・現金納付)				
調定額 (A)	収入額 (B)	還付 未済 (D)	未納 額 (E)	還付未済 控除後徴 収率(%)	調定額(A)	収入額 (B)	還付 未済(D)	未納額 (E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
846,513	847,665	1,132	0	100.00	568,412	567,081	100	1,428	99.75

単位：千円、%

合 計					
調定額 (A)	収入額(B)	不納欠損額 (C)	還付未 済(D)	未納額(E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
1,414,925	1,414,726	2	1,232	1,428	99.90

② 過年度分

単位：千円、%

普通徴収(現金納付)					
調定額 (A)	収入額(B)	不納欠損額 (C)	還付 未済(D)	未納額(E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
2,210	2,083	54	0	73	94.25

6-18 医療給付事業

1 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式、満18歳年度末までは現物給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども(0~満18歳年度末)と、障がい者のうち0~満18歳年度末までは所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書(レセプト)ごとに500円の受給者負担あり

※令和6年8月から、こども福祉医療の受給者負担は300円

対象者：出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間のこども
ひとり親家庭等の子で、18歳以上20歳未満の高等学校等に在学中の学生

- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)

(5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の申請と交付	所 得 制 限		負担区分	一部負担
		本 人	配偶者・扶養義務者等		
子ども					
0歳～中学校卒業年度末	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり
中学校卒業後～満 18 歳年度末		なし	なし	市 100	
障がい者					
身障手帳 1・2 級	保健課 医療給付係	特別障害者手当 準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
身障手帳 3 級		所得税非課税者		市 100	
		特別障害者手当 準拠(所得税非課税者除く)			
療育手帳 A 1・A 2・B 1		特別障害者手当 準拠		県 1/2 市 1/2	
65 歳以上国民年金法 施行令別表該当		所得税 非課税者			
精神保健福祉手帳 1, 2 級 (通院のみ)		特別障害者手当 準拠(所得税非課税者除く)		市 100	
精神通院 (精神保健福祉手帳 1、2 級を除く)	特別障害者手当 準拠				
ひとり親家庭等					
母子家庭の母、父子家庭の父	保健課 医療給付係	児童扶養手当 準拠 (一部支給)	児童扶養 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
母子・父子家庭の子		児童扶養手当 準拠			
父母のない子					

* 障がい者のうち、満 18 歳年度末までは所得制限なし。負担区分県 1/2、市 1/2

2 福祉医療制度に対する所得制限一覧（R7.8.1現在）

（1）障がい者に対する所得制限

	扶養親族等数	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額	所得額
特別障害者手当（障がい者本人に支給）	0	3,661,000	6,287,000
	1	4,041,000	6,536,000
	2	4,421,000	6,749,000
	3	4,801,000	6,962,000
	4	5,181,000	7,175,000
	5	5,561,000	7,388,000

- * 所得額（本人）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額（配偶者・扶養義務者等）＝特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人）＝扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。
- * 所得制限限度額（配偶者・扶養義務者等）＝扶養親族等が2人以上の場合は、扶養親族等1人につき213,000円を加算し、扶養親族等が老人扶養親族であるときは、その額に老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額とする。

（2）母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

	扶養親族等数	本人 （母又は養育者）	孤児等の養育者 母（養育者）の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	所得額
		所得額	
児童扶養手当（母子家庭の母等に支給）	0	2,080,000	2,360,000
	1	2,460,000	2,740,000
	2	2,840,000	3,120,000
	3	3,220,000	3,500,000
	4	3,600,000	3,880,000
	5	3,980,000	4,260,000

- * 所得額＝児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額（本人） ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。
- * 所得制限限度額（孤児等の養育者等） ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円（扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算）を加算した額とする。

3 子ども医療費給付金

(1) 給付実績 (決算ベース)

(単位：給付額 円、対象者 人)

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
給付額	205,992,507	225,839,756	244,804,221	283,354,535	291,025,281
県費	51,759,000	48,866,000	66,534,000	74,925,000	223,227,169
市費	154,233,507	176,973,756	178,270,221	208,429,535	67,798,112
対象者	14,708	14,894	14,557	14,298	13,939

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児(所得制限なし、1,000円の一部負担金)
- S49. 4. 1 3歳未満児(所得制限なし、一部負担金を廃止)
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入(10日以上入院については所得制限なし)
ただし、10日未満入院は市単で実施
- H6. 10. 1 入院時食事代を支給対象
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H9. 9. 1 外来、調剤について支給対象
- H11. 4. 1 4歳未満児(所得制限なし) 3歳児は市単 予算額 2,300万円
- H12. 4. 1 4歳児(所得制限あり) 4歳児は市単 予算額 450万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児(所得制限あり) 市単 予算額 200万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
(所得税非課税世帯)
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合 2割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当法準拠の所得制限を導入
 - ・ 0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 外来 児童手当+所得税非課税(市単)
- H17. 8. 1 0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
4歳～小学校就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1 0歳～小学校就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1 0歳～小学校卒業年度末まで拡大
- H21. 10. 1 県制度変更 受給者負担金 300円→500円(飯田市は300円据置)
- H22. 4. 1 県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大(外来は据置)
- H22. 4. 1 0歳～中学校卒業年度末まで拡大(平成22年4月診療分から適用)
- H22. 10. 1 受給者負担金 300円→500円(平成22年10月診療分から適用)
- H27. 4. 1 県制度変更 入院のみ中学校卒業年度末まで拡大(外来は据置)
- H28. 4. 1 0歳～満18歳の年度末まで拡大(平成28年4月診療分から適用)
- H30. 8. 1 長野県統一の現物給付方式を導入(平成30年8月診療分から適用)
- R3. 8. 1 子ども柔道整復療養費現物支給対象拡大、精神2級通院全診療科拡大
- R4. 4. 1 県制度変更 外来のみ小学校3年生まで拡大(入院は据置)
- R6. 4. 1 県制度変更 外来のみ中学校卒業年度末まで拡大(入院は据置)
- R6. 8. 1 こども福祉医療 受給者負担額 500円→300円(令和6年8月診療分から適用)

4 令和6年度給付状況

(1) 重度心身障がい者

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
重 心 県 単	92,419,303	26,532	1,333	105.7	97.9
市 単	9,750,478	7,080	535	114.6	110.3
県 単 65歳以上国民年金別表該当	131,742,287	50,762	2,038	98.9	94.1
合 計	233,912,068	84,374	3,906	102.1	97.4

(2) 子ども

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)
県 単 小学3年生までの入院・外来 小4～中3の入院	223,227,169	121,456	13,939
市 単 小4～満18歳年度末の外来 高1～満18歳年度末の入院	67,798,112	32,593	
合 計	291,025,281	154,049	13,939

(3) 母子等

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	37,915,167	18,792	1,738	94.9	97.6

(4) 父子

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	1,933,500	892	106	89.9	101.0

(5) 総合計

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
総 合 計	564,786,016	258,107	19,689	101.8	97.5

6-19 国民健康保険

1 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況が継続している状況である。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、高齢者や保険税負担能力の比較的低い方が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成30年4月から都道府県も保険者となり責任を負う新制度が施行された。県からは、令和3年3月に「保険料水準等の統一に向けたロードマップ」が示され、事業費納付金の算定における二次医療圏の医療費水準の統一が始まってきている。

あん分率については、令和7年度は据置としたが、令和8年度以降に向け被保険者数、基金残高、国の動向を的確に把握し、社会保障制度の根幹であるという考えに立ち、保険者として責任を持った安定運営に努める。

令和6年12月2日から、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行した。マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付しており、これまでどおりの保険診療を受けられる。

2 保険給付等の状況（令和6年度）

(1) 被保険者の一部負担金

① 自己負担割合（病院窓口等での負担割合）

70歳以上 75歳未満の ・現役並み所得者(131頁参照)	3割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと2割負担の人でも一律3割負担。申請により認められると差額分を後で支給。個人単位で一医療機関の窓口払いは高額療養費の自己負担限度額までとなる。 改正 令和2年8月1日から被保険者証と高齢者受給者証が一体化された。被保険者証の有効期間も8月1日から翌年7月31日の1年間に変更。
70歳以上 75歳未満の ・一般 (現役並み所得者・低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ以外の方) ・低所得者Ⅰ(131頁参照) ・低所得者Ⅱ(131頁参照)	2割	
義務教育修学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前)	2割	
上記以外	3割	

② 入院時食事代の標準負担額（1食の食事代にかかる費用のうち一定額を自己負担）

一般（下記以外）	1食 510円 (一部300円の場合あり)	住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日までの入院	1食 240円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	長期該当 1食 190円
低所得者Ⅰ	1食 110円	長期該当認定には申請が必要。

③ 入院時の食費・居住費の標準負担額（療養病床に入院したときに一定額を自己負担）

	食費（1食当たり）	居住費（1日当たり）	住民税非課税世帯等の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 オンライン資格確認システムで負担区分が確認できる医療機関では認定証は不要。 長期入院該当には申請が必要。対象は非課税世帯の指定難病者または入院医療の必要性の高い者である。
一般（下記以外）	510円 （一部医療機関では450円）	370円 （難病患者は0円）	
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	90日までの入院240円 90日を超える入院190円 （指定難病・入院医療の必要性が高い者に限る）		
低所得者Ⅰ	140円		

(2) 療養費等の支給

① 療養費（申請による支給）

次のような場合は、いったん全額自己負担になるが、国保担当窓口へ申請し、審査で決定されれば、自己負担分を除いた額が支給される。

- ・ 事故や急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき。
- ・ 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき。
- ・ 手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき（医師が必要と認めた場合）。
- ・ 海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）。
- ・ はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）。
- ・ 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。

② 高額療養費

同じ月内の医療費の一部負担金が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給される。事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代・食費・居住費の減額の対象となる。マイナ保険証での受診者については、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

自己負担額の計算方法

- ・ 月の1日から末日までの受診について計算。
- ・ 2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算。
- ・ 同じ医療機関でも歯科は別計算。また、外来と入院も別計算。
- ・ 入院時食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外。

※70歳以上75歳未満の人は、外来・入院・医療機関・診療科の区分なく合算する。

ア 70歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

所得区分		自己負担限度額（月額）		世帯合算
		3回目まで	4回目以降	
ア	国保税課税所得が 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	それぞれ 21,000円 以上
イ	国保税課税所得が 600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	

ウ	国保税課税所得が 210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	それぞれ 21,000円 以上
エ	国保税課税所得が 210万円以下の 住民税課税世帯	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

○世帯合算：同じ世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。

○多数該当：過去12か月間で、限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上にあった場合の4回目以降の限度額を適用する。

イ 70歳以上75歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

自己負担割合	所得区分	自己負担限度額（月額）		
		3回目まで		4回目以降
3割	現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
	現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
	現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
自己負担割合	所得区分	外来 （個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
			3回目まで	4回目以降
2割	一般（課税所得145万円未満等）	18,000円	57,600円	44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

○現役並み所得者とは、同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円以下の場合も「一般」の区分となる。

○低所得者Ⅱとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額80万円。令和3年8月以降は、給与所得からさらに10万円を控除）を差し引いたときに0円にならない世帯。

○低所得者Ⅰとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額80万円。令和3年8月以降は、給与所得からさらに10万円を控除）を差し引いたときに0円になる世帯。

○外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ 70歳以上と70歳未満の合算

70歳以上75歳未満の人の限度額を適用後、70歳未満の人の自己負担額（21,000円以上）と合算して、70歳未満の人の限度額を適用する。

エ 厚生労働省の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関などの窓口へ提出すれば、自己負担は1か月10,000円まで

となる。慢性腎不全で人工透析を要する 70 歳未満の所得区分ア・イの人は、自己負担は 1 か月 20,000 円までとなる。

③ 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合は、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して、次の表の限度額（年額）を超えたときには、申請によりその超えた分が支給される。

○合算した場合の限度額（年額：8月～翌年7月）

70 歳未満の人がいる世帯		70 歳以上 75 歳未満の人がいる世帯	
ア	2,120,000 円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000 円
イ	1,410,000 円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000 円
ウ	670,000 円	現役並み所得者Ⅰ	670,000 円
エ	600,000 円	一般	560,000 円
オ	340,000 円	低所得者Ⅱ	310,000 円
		低所得者Ⅰ	190,000 円

○低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

④ 移送費

重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請により国保で移送が必要と認められた場合に支給される。

⑤ 訪問看護療養費

医師が必要と認められた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

(3) その他の給付

① 出産育児一時金 500,000 円（令和 5 年 4 月 1 日以降の出産から適用）

被保険者が出産したときに支給、妊娠 12 週（85 日）以降であれば死産・流産でも支給される。（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

② 葬祭費 50,000 円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

③ 結核精神給付金

法に規定された感染症医療又は施行令に規定された精神通院医療を受けたときは、当該被保険者が属する世帯主等に対し支給する。

(4) 国保の給付が受けられない事例

① 病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・経済上の理由による妊娠中絶。

② 業務上のケガや病気

雇用主が負担すべきものである（労災保険に加入していれば、その対象となる）。

③ 国保の給付が制限されるとき

故意の犯罪行為や故意の事故。

けんかや泥酔などによる傷病。

医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3 国民健康保険税の状況（令和7年度）

(1) 国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)の合算額で課税される。(介護納付金課税額については40歳から64歳までの方)

(2) 国民健康保険税の税率等（按分率）

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の税率は異なる。

- ① 所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ② 資産割額 固定資産税額を基に算出する（飯田市では平成29年度まで賦課）。
- ③ 均等割額 被保険者1人当たりにかかる税額。
- ④ 平等割額 被保険者の1世帯当たりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	—	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

課税限度額は、医療分 650,000 円、支援金分 240,000 円、介護分 170,000 円。

(3) 軽減措置

① 低所得世帯に対する応益割額の軽減

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者）の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。(所得の申告がない場合は軽減の適用外)

総 所 得 金 額	軽減率
43 万円+10 万円×（一定の給与所得者等の数－1）以下のとき	7 割
43 万円+10 万円×（一定の給与所得者等の数－1） +（29 万 5 千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）以下のとき	5 割
43 万円+10 万円×（一定の給与所得者等の数－1） +（54 万 5 千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）以下のとき	2 割

② 特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人残された状態を継続する世帯は申請により、5年経過する月までを特定世帯、以降8年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。(①と併用)

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	2 分の 1
特定継続世帯	4 分の 1

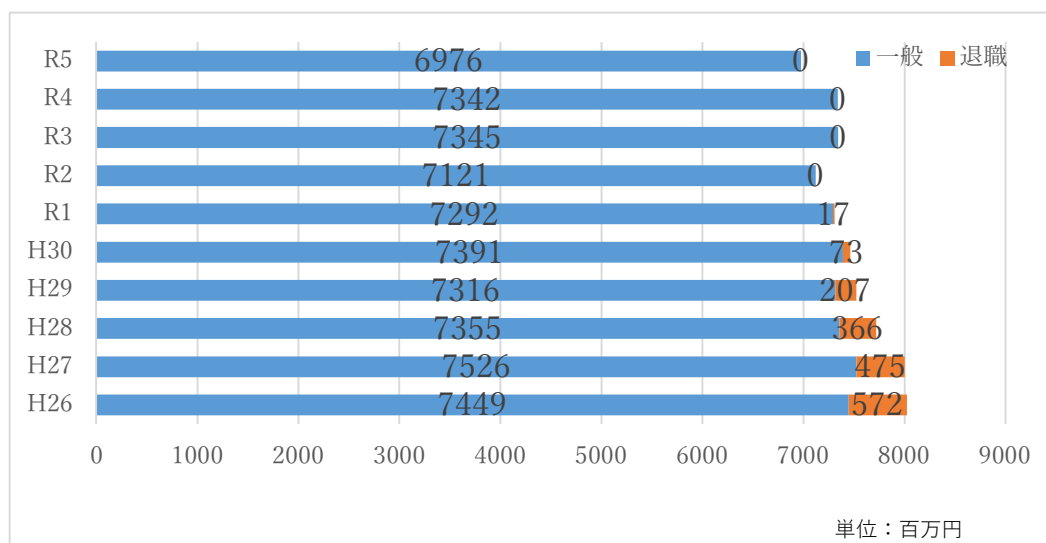
③ 非自発的失業者（65歳未満）に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止めなど）で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を30/100とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。(①②と併用)

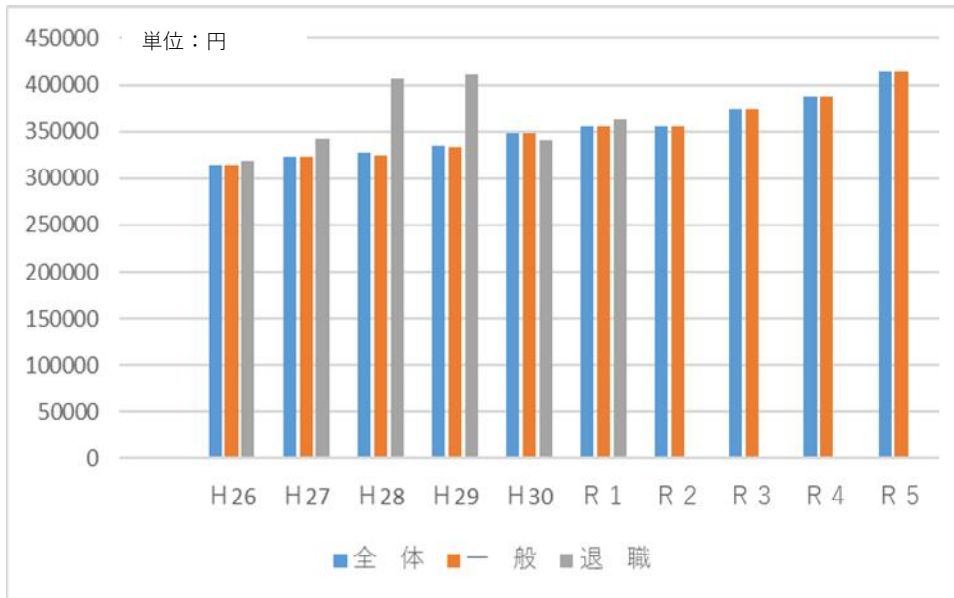
4 被保険者等の状況

年度	世帯数			全市人口 (年度平均)	国保被保険者 (年度平均)	加入率 %	退職被保険者 等(再掲)		介護第2号被 保険者(再掲)	
	全市 (年度平均)	国保世帯 (年度平均)	加入率 %				被保険者 (年度平均)	該当割合 %	被保険者 (年度平均)	該当割合 %
H26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	1,798	7.0	8,688	34.1
H27	39,591	14,420	36.4	104,195	24,734	23.7	1,386	5.6	8,252	33.4
H28	39,770	13,985	35.2	103,561	23,581	22.8	901	3.8	7,632	32.4
H29	39,844	13,587	34.1	102,707	22,494	21.9	503	2.2	7,126	31.7
H30	39,937	13,209	33.2	101,727	21,468	21.1	214	0.5	6,785	31.6
R 1	40,010	12,827	32.1	100,752	20,529	20.4	46	0.1	6,432	31.3
R 2	40,098	12,656	31.6	99,645	20,061	20.1	-	-	6,211	31.0
R 3	40,104	12,524	31.2	98,520	19,625	19.9	-	-	5,946	30.3
R 4	40,211	12,288	30.6	97,379	18,943	19.5	-	-	5,728	30.2
R 5	40,326	11,856	29.4	96,268	17,951	18.6	-	-	5,408	30.1

5 総医療費の推移



6 一人当たりの医療



7 一人当たりの医療費の伸び率

区分 年度	全 体		一 般		退 職	
	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)
H26	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8
H27	323,491	2.9	322,343	2.6	342,844	7.7
H28	327,411	1.2	324,285	0.6	406,103	18.5
H29	334,446	2.1	332,690	2.6	411,223	1.3
H30	347,692	4.0	347,758	4.5	341,168	△1.7
R 1	356,037	2.4	356,022	2.4	362,668	6.3
R 2	354,993	△0.3	354,991	△0.3	-	-
R 3	374,748	5.6	374,748	5.6	-	-
R 4	387,597	3.4	387,597	3.4	-	-
R 5	388,620	0.2	388,620	0.2	-	-
R 6	408,301	5.1	408,301	5.1	-	-

8 保険給付の状況

(1) 療養の給付諸率

年度	入院			入院外			歯科			計		
	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)
H26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649
H27	19.7	14.8	109,765	797.9	1.5	113,160	162.1	2.2	21,205	979.7	1.9	244,130
H28	20.2	14.5	113,078	819.2	1.5	115,275	162.5	2.1	21,790	1,001.9	1.9	250,144
H29	21.2	14.6	118,021	819.4	1.5	117,284	168.3	2.1	21,768	1,008.9	1.9	257,073
H30	22.7	15.0	125,911	830.7	1.5	121,988	175.3	1.9	22,510.	1,028.7	1.8	270,409
R1	21.1	14.7	127,614	845.2	1.5	125,058	185.6	1.8	22,755	1,051.9	1.8	275,402
R2	20.2	15.1	129,853	801.0	1.4	123,007	179.7	1.8	23,268	1,000.9	1.8	276,127
R3	21.1	15.6	137,068	838.5	1.4	130,505	190.0	1.8	24,056	1,049.6	1.8	291,628
R4	21.4	15.4	143,117	861.9	1.4	135,707	198.4	1.7	25,311	1,081.8	1.8	304,135
R5	20.7	15.8	132,081	879.8	1.4	139,656	209.4	1.6	26,495	1,109.8	1.7	298,233
R6												

(2) 保険者負担額

年度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢者 支援金 (千円)	前期高齢 者納付金 (千円)	介護 納付金 (千円)
	件数(件)	給付額 (千円)	件数(件)	給付額(千 円)	件数(件)	給付額 (千円)			
H26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	567,828
H27	375,185	5,761,397	14,122	83,746	11,324	775,356	1,339,388	819	510,102
H28	370,026	5,557,846	12,900	77,309	11,378	753,291	1,277,954	836	484,180
H29	355,859	5,415,647	11,840	73,327	11,730	734,627	1,239,417	4,474	481,003
H30	345,409	5,386,583	11,095	66,371	11,926	782,698	575,697	-	195,796
R1	337,777	5,295,768	11,336	65,833	12,149	760,436	593,275	-	223,977
R2	316,597	5,164,009	10,148	60,377	11,505	775,164	577,231	-	217,893
R3	325,487	5,351,052	10,166	60,976	12,335	798,690	566,090	-	199,000
R4	323,767	5,352,204	10,012	56,611	12,604	803,074	561,874	-	200,401
R5	315,741	5,066,957	10,109	60,134	12,253	752,550	610,672	-	196,329
R6		5,172,897		59,227		796,010	604,669	-	199,531

9 令和5年度保健事業

事業名	内 容
<p>1 特定健康診査等事業</p>	<p>(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を令和5年度までに25%減少することを目標として実施。</p> <p>① 40～74歳の国保被保険者 14,522人（R5.4.1現在） そのうち対象者 12,465人</p> <p>② 助成額 ア 集団健診（主に40～64歳） 検査料 5,830円（うち自己負担額1,000円） 40歳時及び非課税世帯は自己負担額なし イ 個別健診（主に65～74歳） 検査料 8,899円（うち自己負担額1,000円） 非課税世帯は自己負担額なし</p> <p>③ 受診者数 5,559人</p> <p>(2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。</p> <p>① 情報提供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。</p> <p>② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1回以上の面接による支援と3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 336人 ・評価終了者 262人</p> <p>③ 積極的支援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後継続的な支援を行い、3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 123人 ・評価終了者 82人</p> <p style="text-align: right;">※R5年度法定報告数値最終版</p>
<p>2 歯科健診事業</p>	<p>(1) 歯科健診費用助成</p> <p>① 対象者 20歳～64歳の国保被保険者</p> <p>② 検査料 6,600円（うち自己負担額1,000円）</p> <p>④ 受診者数 42人</p>

事業名	内 容
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">医療費適正化事業</p>	<p>レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。</p> <p>(1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検</p> <p>(2) 医療費通知 3回(11～12月、1～5月、6～10月診療分)</p> <p>(3) 医療費分析 KDB、国保連リスト、健診結果を活用</p> <p>(4) 医療費適正化に関する啓発活動 パンフレット・チラシの配布、広報いいたへの掲載、資格喪失届の勧奨通知、退職者医療制度被扶養者届の勧奨通知など</p>

7 飯田市社会福祉協議会

7-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

1 名称

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会
 設立 昭和 26 年 7 月
 社会福祉法人認可 昭和 38 年 7 月 15 日

2 所在地

飯田市東栄町 3108 番地 1 飯田市福社会館（さんとびあ飯田）

3 運営

(1) 組織及び議決機関（令和 7 年 4 月 1 日現在）

ア 執行及び議決機関

会長	1 名	監事	2 名
副会長	2 名	理事（会長、副会長、常務理事を含む）	11 名
常務理事	1 名	評議員	12 名

イ 部会、委員会の設置

- ①地域福祉活動推進委員会
- ②善意銀行運営委員会
- ③結婚相談員会
- ④ボランティアセンター運営委員会

ウ 職員体制 173 名（常勤職員のみ。他非常勤 176 名）

総括 常務理事		1 名
総務課	総務係	11 名
	市役所派遣	2 名
地域福祉課	地域福祉推進係	10 名
	生活相談支援係	6 名
	飯田市生活就労支援センターまいさぼ飯田	4 名
	いいだ地域包括支援センター	10 名
	いがら地域包括支援センター	4 名
	南信濃地域包括支援センター	2 名
	いいだ成年後見支援センター	5 名
在宅サービス課	在宅サービス係	2 名
	ヘルパーステーション	13 名
	とおやまヘルパーステーション	2 名
	上郷デイサービスセンター	11 名
	竜東デイサービスセンター	14 名
	北部デイサービスセンター	10 名
	いいだデイサービスセンター	7 名
	居宅介護支援センター	6 名
	とおやま居宅介護支援センター	1 名
施設サービス課	特別養護老人ホーム飯田荘	28 名

	特別養護老人ホーム遠山荘	24名
--	--------------	-----

(2) 事業（令和6年度実績）

ア 地域福祉部門

	事業	主な内容
地区への助成・当事者支援等に関する事業	①地域福祉活動支援事業	・地区慰霊祭事業への協力参加
	②地域福祉コーディネーター設置事業	・福祉関係事業を支援するコーディネーターを配置し、地域に密着して、社会資源や課題の把握、地区が行う地域福祉を推進する
	③地域支え合い活動推進事業	・16地区で住民支え合いマップの作成更新
	④家庭介護者交流事業	・家庭介護者ふれあい相談事業 102名参加
	⑤福祉サービス利用援助事業	・判断能力が不十分な高齢者、障がい者等に対する金銭管理や福祉サービス利用援助を行う日常生活自立支援事業
	⑥配食サービス事業	・遠山地域における一人暮らし高齢者等の食事の確保と安否確認を目的としてボランティアが弁当を配達する事業 年間 1,995食
	⑦有償移送サービス事業	・要介護高齢者・障がい者等で公共交通機関を利用することが困難な方の援助をする事業 12地区で実施 年間 2,395回
	⑧地域支え合い活動推進事業	・住民の支え合い活動等の事業を支援 (ふれあいサロン、世代間交流・福祉教育、有償サービス立上げ支援等)
	⑨ファミリーサポートセンター	・仕事と家庭の両立のため、子育て支援や生活支援を受けたい者で行いたい者を会員とし、相互の援助活動を支援 会員数 965名 延べ 1,676回
	⑩母子寡婦福祉推進事業	・寡婦いきいき事業、学習支援事業の助成
	⑪子ども・若者生活応援事業	・困難を抱える子育て世帯と養護施設を退所した若者を対象に食糧を支援する、もぐもぐさぼーたー事業を実施 年 9回 延べ 209世帯
	⑫身体障がい者福祉推進事業	・障がい者関係団体活動助成 ・「障がい者趣味教室」「障がい者文化芸術作品展」開催
	⑬地域介護予防活動推進事業	・通所型サービスB事業の推進 12地区で実施 ・おまめで健康教室（地域住民を対象とした介護予防研修会）年 11回 延べ 263名

事業		内容
相談・貸付事業等	① 特別心配ごと相談事業	・相談延べ件数 124 件 ・相談員 1 名（専任相談員）
	② 法律相談事業	・法律相談延べ件数 127 件 ・女性のための法律相談延べ件数 50 件 ・相談員は、弁護士会の協力による
	③ 結婚相談事業	・相談延べ件数 182 件 ・相談員 20 名、結婚支援アドバイザー 1 名
	④ 貸付事業	・生活福祉資金 9 件 3,391,000 円 ・生活つなぎ資金 4 件 97,000 円
	⑤ 善意銀行事業	・善意銀行預託 3,320,865 円
共同募金配分事業	① まちづくり委員会配分	・まちづくり委員会の各種地域福祉事業への配分
	② 民間福祉施設配分	・私立保育園 6 園、障がい者施設 6 施設、児童福祉施設 1 施設に配分
	③ 歳末激励金配分	・特別支援学級設置学校、児童福祉施設に配分
	④ 地域福祉推進事業配分・市社会福祉協議会配分	・NPO 等ボランティア団体公募分 2 団体に配分 ・社協地域福祉関係一般事業へ配分（福祉教育推進、障がい者活動支援、ボランティア推進他）
	⑤ 児童福祉事業配分	・市内小中学校図書整備助成 28 校に配分

イ ボランティア部門

事業		内容
福祉教育推進事業	① 福祉活動体験事業	・小・中・高校生を対象として施設実習や高齢者体験等を実施 参加者延べ 7,867 名
	② 福祉活動実践校事業	・小学校 5 校、中学校 2 校に助成
	③ 福祉講座講師派遣事業	・手話、点字、車イス、高齢者疑似体験、多文化理解、要約筆記、認知症サポーター養成講座、ボランティア講話 延べ 284 名の講師を派遣
ボランティア活動推進等に関する事業	① ボランティアグループ活動支援	・ボランティアグループ等の活動に対して 28 団体に助成
	② ボランティア養成事業	・ボランティア入門講座、障がい者活動サポーター養成講座、学生向けボランティア養成講座を実施 受講者 128 名
	③ 災害救援ボランティアコーディネーター養成事業	・被災時のボランティア需給調整役となる災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座 12 名 ・災害救援ボランティアコーディネーター修了者のフォローアップ講座 60 名 ・災害時助け合い講座 41 名
	④ ボランティアセンター企画運営機器貸出事業等	・備品の貸出 ・フードドライブ活動 寄付者 445 名
	⑤ 障がい者社会参加促進事業	・障がい者趣味教室（チョークアート、料理教室 3 回） 57 名
	⑥ 介護予防サポーター養成事業	・介護予防教室を運営する地区のボランティア養成講座 修了者 52 名 ・介護予防サポーターフォロー講座 104 名

■関係団体等の支援

団体名	主な支援内容
飯田市身体障がい者福祉協会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
飯田市手をつなぐ育成会	活動に協力（助成金の交付）
飯田市更生保護女性会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
認知症の人と家族の会長長野支部飯田地区 （わたの実会）	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力

■赤い羽根共同募金実績（令和6年度の募金額）

募金種別	目標額 (円)	実績額 (円)	実績率 (%)	備考
戸別募金	8,890,000	8,063,100	90.70	目安額1戸650円
法人募金	2,600,000	2,432,227	93.55	市内886社
街頭募金	600,000	679,914	113.32	赤十字奉仕団等の奉仕等で実施
学校募金	30,000	39,240	130.80	市内小・中・高等学校等
職域募金	220,000	176,648	80.29	市役所、消防本部、その他の職場
歳末たすけあい募金	160,000	116,740	72.96	歳末たすけあい、各団体・個人等
合計	12,500,000	11,507,869	92.06	

ウ 飯田市福祉会館（さんとぴあ飯田）管理運営

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、高齢者や障がい者はもちろん、若者を含めたすべての市民が一体となって、活力ある福祉、健康都市づくりを進めることが重要です。

平成8年12月に開所した当会館には、飯田市社会福祉協議会事務局、（福）長野県知的障がい者育成会Lサポート、（特非）飯伊圏域障がい者総合支援センター「ほっとすまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっています。

■令和6年度飯田市福祉会館利用状況

開館日数 347日

	福祉会館		ボランティアルーム	利用人員計
	利用団体数	利用人員数	利用人員数	
利用団体等数	3,675団体	20,350人	679人	21,029人
前年度比	99.6%	109.7%	105.1%	109.5%

8 保健・社会福祉施設等一覽

8-1 市内保健福祉施設

1 保健センター

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
飯田市保健センター	大久保町 2534 番地	飯田市	0265-22-4511
鼎保健センター	鼎上山 1890 番地 1	〃	0265-22-7100
上郷保健センター	上郷飯沼 3145 番地 1 飯田市上郷公民館内	〃	0265-24-7744

2 診療所 (市立分のみ)

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
休日夜間急患診療所	東中央通 5 丁目 96 番地	飯田市	0265-23-3636
千代診療所	千代 932 番地 5	〃	0265-59-2014
三穂診療所	伊豆木 4321 番地 1	〃	0265-27-4139
上村診療所	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2050
上村歯科診療所	上村 846 番地	〃	0260-36-2089

3 授産施設

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
今宮福祉企業センター	今宮町 4 丁目 5608 番地 9	飯田市	30	0265-22-3536
上久堅福祉企業センター	上久堅 7513 番地 1	〃	20	0265-29-7026
鼎福祉企業センター	鼎中平 1961 番地	〃	30	0265-22-2901
上郷福祉企業センター	上郷飯沼 1743 番地 1	〃	30	0265-22-4039
上村福祉企業センター	上村 605 番地	〃	15	0260-36-2069
南信濃福祉企業センター	南信濃和田 1541 番地	〃	20	0260-34-2246

4 老人福祉施設

※特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは、介護保険事業者一覧へ掲載

(1) 養護老人ホーム

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員		電話番号
			入所	ショート	
信濃寮	鼎一色 551 番地	(福) 萱垣会	80		0265-22-1338
ハートヒル川路	川路 3457 番地 1	(福) ゆいの里	100	2	0265-27-2208

(2) 軽費老人ホーム

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
ヴィラ緑風苑	山本 6719 番地	(福) 綿半野原積善会	50	0265-25-3960
ケアハウスかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	(福) 八反田	30	0265-53-7728

(3) 老人福祉センター

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
山本老人福祉センター	箱川 22 番地 1	飯田市	0265-25-2277

(4) 介護予防拠点施設

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
飯田市介護予防拠点施設 (おまめでサロン)	東栄町 3137 番地 2	飯田市	0265-48-5206
ふれあいの郷松ぼっくり	松尾城 4014 番地	〃	0265-22-0091 (松尾自治振興センター)
上村ふれあいセンター	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2211 (上村自治振興センター)

5 権利擁護、高齢者相談施設等

(1) 地域包括支援センター

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	担当地区	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 銀座掘端ビル 2 階	橋北、橋南、羽場、 丸山、東野、松尾、 下久堅、上久堅	0265-56-1595
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎西鼎 620 番地 1 アビタシオン水の手 B	鼎	0265-53-9411
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	山本、伊賀良	0265-28-2361
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	千代、龍江、竜丘、 川路、三穂	0265-27-6052
飯田市かみさと地域包括支援センター	上郷黒田 317 番地 1	上郷、座光寺	0265-48-5501
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	上村、南信濃	0260-34-1066

(2) いいだ成年後見支援センター

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	摘要	電話番号
いいだ成年後見支援センター	東栄町 3108 番地 1 さんとぴあ飯田 2 階	成年後見制度の 相談窓口	0265-53-3187

8-2 児童福祉施設等

1 児童福祉施設

(1) 乳児院

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越乳児院	丸山町 4 丁目 7490 番地 3	(福)飯田風越福祉会	10	0265-22-4127

(2) 児童養護施設

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越寮	丸山町 4 丁目 7537 番地 10	(福)飯田風越福祉会	50	0265-22-1489
おさひめチャイルドキャンプ	仲ノ町 305 番地 6	(福)長姫福祉会	30	0265-22-3875

(3) 児童発達支援事業 (重症心身障害児)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	飯田市	5	0265-23-6097

(4) 公立保育所型認定こども園 (15 園)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
丸山保育園	今宮町 2 丁目 113 番地 2	飯田市	23	0265-22-2077
座光寺保育園	座光寺 1716 番地	〃	110	0265-22-1147
下久堅保育園	下久堅知久平 940 番地 2	〃	90	0265-29-8055
上久堅保育園	上久堅 7606 番地	〃	23	0265-29-7053
龍江保育園	龍江 4680 番地	〃	80	0265-27-3681
竜丘保育園	桐林 378 番地	〃	60	0265-26-8417
川路保育園	川路 3467 番地 2	〃	45	0265-27-3202
三穂保育園	伊豆木 5451 番地 14	〃	45	0265-27-3774
山本保育園	山本 3340 番地 2	〃	70	0265-25-2440
中村保育園	中村 1840 番地 1	〃	90	0265-25-7217
殿岡保育園	下殿岡 1020 番地	〃	90	0265-25-3707
鼎みつば保育園	鼎名古熊 2339 番地	〃	150	0265-53-3277
上郷西保育園	上郷黒田 1488 番地	〃	100	0265-22-2441
上村保育園	上村 856 番地 18	〃	23	0260-36-2143
和田保育園	南信濃和田 2596 番地	〃	23	0260-34-2306

(5) 私立保育所 (4園)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
時又保育園	時又 329 番地	(福)松美会	90	0265-26-9208
慈光保育園	宮の前 4410 番地 1	(福)慈光福祉会	30	0265-23-1390
さくら保育園	山本 600 番地 1	(福)洗心会	60	0265-28-1050
あすなる保育園	育良町 3 丁目 15 番地 2	(福)あすなる会	30	0265-23-4656

(6) 私立保育所型認定こども園 (11園)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
飯田仏教保育園	箕瀬町 1 丁目 2453 番地	(福)たちばな会	170	0265-24-0402
飯田中央保育園	中央通り 2 丁目 9 番地	(福)白鳥会	135	0265-22-4134
飯田子供の園保育園	馬場町 3 丁目 501 番地	(福)子供の園	50	0265-22-1389
伊賀良保育園	大瀬木 1103 番地	(福)笠松会	150	0265-25-7123
育良保育園	北方 130 番地	(福)白鳥会	120	0265-23-5873
明星保育園	鼎切石 3928 番地	(福)明星会	120	0265-24-8020
高松保育園	上郷黒田 236 番地	(福)伊那福祉会	60	0265-22-4095
千代保育園	千代 932 番地 5	(福)千代しゃくなげの会	45	0265-59-2144
上郷なかよし保育園	上郷飯沼 2000 番地 1	(福)たちばな会	210	0265-22-2440
鼎あかり保育園	鼎中平 2010 番地 1	(福)萱垣会	150	0265-23-2341
松尾あかり保育園	松尾寺所 5645 番地 1	(福)萱垣会	105	0265-52-2289

(7) 私立幼保連携型認定こども園 (9園)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越こども未来園	丸山町 2 丁目 6728 番地	(福)和順福祉会	123	0265-22-2389
羽場こども未来園	白山通り 3 丁目 351 番地 2	(福)和順福祉会	76	0265-23-1388
慈光松尾こども園	松尾城 3796 番地 3	(福)慈光福祉会	230	0265-22-2244
慈光幼稚園	伝馬町 2 丁目 31 番地	(学)高松学園	180	0265-24-0415
飯田ルーテル幼稚園	仲ノ町 1 丁目 7 番地	(学)飯田ルーテル学園	80	0265-48-0506
聖クララ幼稚園	松尾代田 1420 番地 1	(学)マリア学園	135	0265-22-2916
入舟幼稚園・入舟保育園	宮ノ上 4730 番地	(学)入舟幼稚舎	95	0265-24-5350
勅使河原学園	上郷黒田 1881 番地 1	(学)勅使河原学園	125	0265-22-7720
ビバ・チャイルド	鼎上山 1815 番地	(福)一陽会	45	0265-48-6335

(8) 地方裁量型認定こども園 (1園)

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
野あそび保育 みっけ	北方 3489 番地 132	(有)ネイチャーセンター	25	0265-48-8007

(9) 事業所内保育施設 (3園)

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
保育室コッコロ	八幡町 592 番地	ナビ・スタッフ(株)	10	0265-24-6220
八重のさくら保育園	毛賀 1707 番地	(医)輝山会	40	0265-26-7722
川路おむすび保育園	川路 3467 番地 2	(福)ゆいの里	10	0265-49-3067

(10) 家庭的保育事業 (1園)

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
自然保育 のっばら	上郷飯沼 3545 番地	(合)にじいろたね	5	0265-22-7278

(11) 小規模保育事業A型 (1園)

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
IRIECOCO 保育園	大瀬木 4338 番地 2	(株)HEART	10	0265-32-1201

2 その他の子育て支援施設等

(1) 児童センター・児童クラブ

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
丸山児童センター	今宮町 2 丁目 113 番地 1	飯田市	50	0265-52-3463
丸山児童センター第 2	今宮町 2 丁目 113 番地 1	〃	30	0265-21-1023
座光寺児童センター	座光寺 1726 番地 1	〃	50	0265-53-2530
竜丘児童センター	桐林 245 番地 1	〃	50	0265-26-8614
竜丘児童センター第 2	桐林 245 番地 1	〃	20	0265-26-8624
山本児童センター	竹佐 693 番地 1	〃	50	0265-25-8835
鼎児童センター	鼎中平 2451 番地 9	〃	50	0265-52-0910
浜井場児童クラブ	小伝馬町 1 丁目 3503 番地	〃	25	0265-22-8656
橋南児童クラブ	本町 1 丁目 15 番地	〃	35	0265-52-6135
松尾第 1 第 2 児童クラブ	松尾城 4014 番地	〃	100	0265-52-6050
松尾第 3 児童クラブ	松尾城 3800 番地 1	〃	40	0265-52-1151
下久堅児童クラブ	下久堅知久平 118 番地 1	〃	30	0265-29-7648
上久堅児童クラブ	上久堅 1995 番地 10	〃	30	0265-29-7201
龍江児童クラブ	龍江 3539 番地	〃	35	0265-27-4544
川路児童クラブ	川路 3457 番地 1	〃	25	0265-27-5160
三穂児童クラブ	伊豆木 3778 番地	〃	20	0265-27-2166

伊賀良第1第2児童クラブ	大瀬木 1106 番地 1	〃	100	0265-25-4222
上郷第1第2第3児童クラブ	上郷飯沼 3118 番地	〃	120	0265-52-5544
鼎児童クラブ	鼎中平 1958 番地 3	〃	40	0265-23-2162
いくら児童センター	北方 130 番地	(福)白鳥会	40	0265-23-5873
千代学童クラブ	千代 932 番地 5	(福)千代しゃくなげの会	20	0265-59-2144
鼎あかり第1第2児童クラブ	鼎中平 2010 番地 1	(福)萱垣会	50	0265-23-2341
明星児童クラブ	鼎切石 3928 番地	(福)明星会	40	0265-24-8020
松尾あかり児童クラブ	松尾寺所 5645 番地 1	(福)萱垣会	50	0265-48-6979

(2) つどいの広場

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
座光寺つどいの広場	座光寺 1008 番地	(特非)おしゃべりサラダ	0265-23-9666
子育てサロン おしゃべりサラダ	追手町 2 丁目 630 番地 8	(特非)おしゃべりサラダ	0265-49-5266
アイキッズスクエアいくら	北方 130 番地 (育良保育園併設)	(福)白鳥会	0265-52-4158
ひだまりサロン	鼎名古熊 597 番地 1	(特非)ひだまり	0265-52-2239
くまさんのおうち	千代 932 番地 5 (千代公民館内)	(福)千代しゃくなげの会	080-6011-0930
わいわいひろば	松尾代田 610 番地 (飯田短期大学内)	学校法人高松学園	0265-22-0070 (内線 193)
親子であそぼ♪森っこ	丸山町 4 丁目 5500 番地 1(か ごこし子どもの森公園内)	(一社)子どもの森ネットワーク	0265-59-8080
ゆるり飯沼	上郷飯沼 2241 番地 1 (飯田市上郷地域休養施設 内)	(公社)飯田広域シルバー人材センター	080-6996-0836
KanKan リトルジャイアント	伊豆木 5444 番地 1	(一社)感環自然村	0265-49-8132
KanKan リトルスキッパー	川路 4992 番地 5 (天竜峡温 泉交流館「ご湯っくり」館 内)	(一社)感環自然村	0265-49-8132

8-3 介護保険事業者

1 居宅介護支援事業

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
愛・居宅介護支援事業所 飯田	育良町3丁目1番地1	0265-48-5692
飯田市社協居宅介護支援センター	上郷黒田360番地4 高松ビル1階	0265-53-7581
飯田市社協とおやま居宅介護支援センター	南信濃和田1550番地	0260-34-1062
飯田市立病院居宅介護支援センター	八幡町438番地	0265-21-1206
医療法人輝山会輝山会総合介護支援センター	毛賀1707番地	0265-26-8111
医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	本町4丁目5番地	0265-24-3800
えがお居宅介護支援事業所	上殿岡509番地4	0265-28-2757
介護支援センターますと	羽場町1丁目6番地11	0265-56-2660
介護相談センターゆい	龍江3283番地1	0265-27-2929
介護のかふね居宅支援事業所	北方2456番地3	0265-48-0428
居宅介護支援飯田病院	大通1丁目30番地2	0265-22-5150
居宅介護支援事業所めぐりかなえ	鼎上山2662番地1	0265-56-8525
居宅介護支援事業所たまゆら	羽場町1丁目7番地9	0265-49-3711
居宅介護支援事業所虹	鼎名古熊2105番地1 ローズアネックスビルⅡ2階	0265-49-8845
居宅介護支援センターわたはん	三日市場2100番地	0265-25-0029
居宅介護支援事業所ピュアスマイル飯田	山本581番地2	0265-49-0533
居宅介護支援事業所HUG	桐林2075番地3	0265-26-6324
グループかけはし居宅介護支援事業所	上郷黒田2763番地1	0265-53-3800
ケアプランセンターあさがお	南信濃八重河内302番地32	0260-31-0517
ケアプランセンターみんと	座光寺3531番地6 松村接骨院内	0265-49-7288
健和会特定在宅総合支援センター	鼎上山1552番地1	0265-56-8113
菅沼病院	鼎中平1970番地	0265-22-0532
共に歩む会介護相談所	羽場赤坂2021番地50	0265-52-2446
ニチイケアセンター飯田	大瀬木298番地1	0265-28-1532
みつばさ居宅介護支援事業所	上殿岡692番地2	0265-49-4530
有限会社わくわく	松尾寺所7043番地1	0265-53-4335
ゆめの郷ケアプランセンター	松尾代田910番地1	0265-52-4653

2 介護予防支援事業所

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター (橋北・橋南・羽場・丸山・東野 ・松尾・下久堅・上久堅)	銀座3丁目7番地銀座堀端ビル2階	0265-56-1595
飯田市のかなえ地域包括支援センター (鼎)	鼎西鼎 620 番地 1 アビタシオン水の手B	0265-53-9411
飯田市いがら地域包括支援センター (山本・伊賀良)	三日市場 406 番地 31	0265-28-2361
飯田市かわじ地域包括支援センター (千代・龍江・竜丘・川路・三穂)	川路 3467 番地 2	0265-27-6052
飯田市のかみさと地域包括支援センター (座光寺・上郷)	上郷黒田 317 番地 1	0265-48-5501
飯田市南信濃地域包括支援センター (上村・南信濃)	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1066
愛・居宅介護支援事業所 飯田	育良町3丁目1番地1	0265-48-5692
居宅介護支援飯田病院	大通1丁目30番地2	0265-22-5150
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335

3 訪問介護 (ホームヘルプサービス)

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
愛・訪問介護ステーション飯田	育良町3丁目1番地1	0265-48-5453
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポートヘルパーステーション	羽場町1丁目7番地9	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協とおやまヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通1丁目30番地2	0265-22-5260
介護支援センターいこいの里	羽場権現 1607 番地 1	0265-22-3622
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0117
北方ヘルパーステーションかふね	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
こころ訪問介護事業所	松尾上溝 6301 番地 1	0265-23-1174
社会福祉法人ぼけっと	白山通り1丁目310番地1	0265-21-6212
なの花	羽場町2丁目13番地16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル2階	0265-56-0261
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平2号室	0265-48-5473
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8510
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
ヘルパーステーションきらら	座光寺 6653	080-5593-6950

ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
ヘルパーステーションみつばさ	上殿岡 692 番地 2	0265-49-4305
ヘルパーセンターしなの	鼎一色 551 番地	0265-22-1338
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008
訪問介護かなえ	中央通り 2 丁目 1 番地 セントラルホテル 3 階	0265-23-3337
訪問介護ステーション おしばな	飯田市松尾町 3 丁目 10 番地 1	0265-49-0704
訪問介護福寿	鼎西鼎 591 番地 8	0265-21-3205
みまもりの郷・南信州上郷	上郷黒田 4410 番地	0265-49-4417

4 訪問入浴介護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
アサヒサンクリーン在宅介護センター飯田	松尾代田 1522 今村コーポテナント	050-3317-1711
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1527
訪問入浴 福寿	飯田市鼎西鼎 591 番地 8	0265-21-3205

5 訪問看護ステーション

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市訪問看護ステーション	八幡町 438 番地 (飯田市立病院)	0265-21-1299
飯伊訪問看護ステーション	鼎切石 4358 番地 1	0265-56-4311
ふたば訪問看護ステーション	上郷黒田 1436 番地 1	0265-59-7627
訪問看護ステーション affection	鼎上茶屋 3340 番地 1 味の万世 2 階	0265-48-8124
訪問看護ステーションオリーブ	毛賀 1627	0265-54-1553
訪問看護ステーション健和会	鼎上山 1552 番地 1	0265-21-4525
訪問看護ステーションわか葉	松尾寺所 7337 番地	0265-49-8918
訪問看護ステーションわか葉上村支所	上村 846 番地	0260-31-0130
みつばさ訪問看護ステーション	上殿岡 692 番地 2 みつばさレジデンス飯田内	0265-49-0732

6 訪問リハビリテーション

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院	八幡町 438 番地	0265-21-1255
飯田病院附属仲ノ町診療所	仲ノ町 1 丁目 2 番地	0265-49-3083
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-6866
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	0265-48-5588
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-2371
瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218 番地 2	0265-24-6655

7 通所介護（デイサービス）

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	0265-28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
飯田市かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	0265-25-7953
健和会デイサービスセンター	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-4643
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	0265-59-8510
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1537

8 通所リハビリテーション（デイケア）

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	0265-21-1165
介護保険施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-6866
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	0265-48-5588
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-3133
仲ノ町診療所 通所リハビリテーション丘の上	仲ノ町 1 丁目 2 番地	0265-49-3085

9 福祉用具貸与

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	0265-26-8661
介護のかふね	北方 2456 番地 3	0265-25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	0265-53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	0265-23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
福祉住環境ひいらぎ	松尾上溝 2797 番地 3	0265-49-8020

中日本メディカルリンク株式会社	松本市丸の内 8-3	0263-28-6180
-----------------	------------	--------------

10 特定福祉用具販売 (R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	0265-26-8661
介護のかふね	北方 2456 番地 3	0265-25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	0265-53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	0265-23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
福祉住環境ひいらぎ	松尾上溝 2797 番地 3	0265-49-8020

11 短期入所生活介護（専用施設のみ掲載） (R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
ショートステイしろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515
ショートステイたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-2885

12 特定施設入居者生活介護 (R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
特定施設入居者生活介護信濃寮	鼎一色 551 番地	0265-22-1338
養護老人ホームハートヒル川路	川路 3457 番地 1	0265-27-2208

13 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） (R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田ケアハートガーデングループホーム北方の郷	北方 1558 番地	0265-28-2551
グループホームあぐり山本	竹佐 653 番地 1	0265-28-1173
グループホームあすか	座光寺 4021 番地 3	0265-54-3700
グループホームあやめ	川路 2682 番地	0265-48-6972
グループホームいこいの里	羽場権現 1611 番地 2	0265-48-0611
グループホーム切石	鼎切石 5117 番地 16	0265-48-8015
グループホーム笠松の風	飯田市北方 2210 番地 1	0265-48-0118
グループホームげんき	座光寺 3601 番地 12	0265-49-5152
グループホームこかげ	下久堅知久平 1715 番地 1	0265-28-8110
グループホームこころ	松尾上溝 6301 番地 1	0265-23-1174
グループホーム下瀬	下瀬 247 番地 1	0265-48-0448
グループホーム大門	大門町 22 番地	0265-48-0877

グループホームたまゆら	北方 2613 番地 13	0265-25-0203
グループホームひだまり	駄科 846 番地 1	0265-26-1047
グループホームみつばさ	龍江 4510 番地 1	0265-48-5460
グループホームみつばさの丘	龍江 4140 番地	0265-49-5515
グループホーム陽気	鼎下山 270 番地 1	0265-23-4552
グループホームわだの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405

14 小規模多機能型居住介護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
ことぶき庵	上郷飯沼 479 番地 3	0265-21-0530
小規模多機能型居宅介護あんきの森	毛賀 1139 番地 28	0265-53-3020
小規模多機能型居宅介護さくらまち	桜町 1 丁目 13 番地 1	0265-53-4355
小規模多機能型居宅介護サテライト松島	桜町 1 丁目 21 番地	0265-48-5236
小規模多機能型居宅介護サテライト三日市場	三日市場 1291 番地 31	0265-25-0246
小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-24-0084

15 認知症対応型通所介護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田ケアハートガーデン グループホーム北方の郷	北方 1558 番地	0265-28-2551
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
グループホームわだの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
宅老所まつお	松尾久井 2542 番地 1	0265-22-4758
茶屋町デイサービスセンター	飯田市鼎下茶屋 2178 番地 2	0265-49-3785
デイサービスあぐり山本	竹佐 653 番地 1	0265-28-1173
デイサービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	0265-24-8001
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446

16 地域密着型介護老人福祉施設

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
第2やまりきの郷サテライト 下茶屋の庵	飯田市鼎下茶屋 2178 番地 2	0265-49-3785
特別養護老人ホームたまゆら	北方 3354 番地 1	0265-25-3590
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	0265-48-0806

17 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
定期巡回ステーション 青空	鼎下山 270 番地 1	0265-23-4552
定期巡回ステーション OneMade	八幡町 2038 番地 2	0265-54-0010

18 夜間対応型訪問介護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
定期巡回ステーション OneMade	八幡町 2038 番地 2	0265-54-0010

19 地域密着型通所介護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	0265-59-1150
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	0265-53-4339
かやの木診療所	中村 76 番地 1 号	0265-25-8112
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
観生庵	飯田市松尾明 5194 番地 5	0265-48-9049
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	0265-48-6069
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
暮らしのデイサービス りんごみち	飯田市鼎上山 2696 番地 2	070-1291-3503
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅幼老所しろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 4463 番地 1	0265-25-0180
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
だんらんの家 かみさと	上郷別府 159 番地 1	0265-54-2176
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
デイサービスセンターおてだま	松尾新井 5838 番地 7	0265-49-4510
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	0265-26-3410
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ブルーム花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
もとまちデイ	元町 5450 番地 6	0265-48-0818
リハプライド飯田	松尾代田 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	0265-53-4330

20 介護老人福祉施設

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム飯田荘	東栄町 3137 番地 2	0265-23-7888
特別養護老人ホーム笑みの里	上郷別府 2230 番地 8	0265-48-6640
特別養護老人ホームかざこしの里	三日市場 2100 番地	0265-28-2260
特別養護老人ホームきりしま邸苑	毛賀 1681 番地 10	0265-26-8700
特別養護老人ホームシルバーハウスゆめの郷	松尾代田 910 番地 1	0265-52-4651
特別養護老人ホーム第二飯田荘	東栄町 3171 番地 1	0265-49-3420
特別養護老人ホーム遠山荘	南信濃和田 1550 番地	0260-34-5522
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	0265-48-0806
特別養護老人ホームやまりきの郷	鼎下山 1206 番地	0265-48-8300
特別養護老人ホームゆい	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600

21 介護老人保健施設

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
介護老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	0265-21-1165
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-6866
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	0265-48-5588

22 介護医療院

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
介護医療院西澤病院	本町 4 丁目 5 番地	0265-24-3800
菅沼病院介護医療院	鼎中平 1970 番地	0265-22-0532

23 訪問型サービス従前相当（ホームヘルプサービス）

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
愛・訪問介護ステーション飯田	飯田市育良町 3 丁目 1 番地 1	0265-48-5453
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協とおやまヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5260
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0116
北方ヘルパーステーションかふね	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212

なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
ヘルパーステーションみつばさ	上殿岡 692 番地 2	0265-49-4305
訪問介護福寿	鼎西鼎 591 番地 8	0265-21-3205
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008
みまもりの郷・南信州上郷	上郷黒田 4410 番地	0265-49-4417

24 訪問型サービス A (ホームヘルプサービス)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 9	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協とおやまヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0116
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
訪問介護福寿	飯田市鼎西鼎 591 番地 8	0265-21-3205
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008
みまもりの郷・南信州上郷	上郷黒田 4410 番地	0265-49-4417

25 訪問型サービス C (短期集中型)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335
広域医療法人輝山会介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-8111

26 通所型サービス従前相当 (デイサービス)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
あっとほーむりハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571

飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	0265-28-2610
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	0265-59-1150
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	0265-53-4335
かやの木診療所	中村 76 番地 1 号	0265-25-8112
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	0265-25-7953
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古屋 1711 番地	0265-48-6069
切石デイサービスやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
暮らしのデイサービス りんごみち	飯田市鼎上山 2696 番地 2	070-1291-3503
健和会デイサービスセンター	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-4643
下山デイサービスゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅幼老所しろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	0265-59-8510
デイサービス ピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
デイサービスセンターおてだま	松尾新井 5838 番地 7	0265-49-4510
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
デイサービス杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	0265-26-3410
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ブルーム花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510

もとまちデイ	元町 5450 番地 6	0265-48-0818
リハビリド飯田	松尾代田 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	0265-53-4330

27 通所型サービスA (デイサービス)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3137 番地 2 介護予防拠点施設	0265-53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
介護センターあぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
五本木通所サービス	鼎中平 2792 番地 1	0265-53-2400
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
関口接骨院	鼎下山 685 番地	0265-22-9111
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅幼老所しろいわ	南信濃八重河内 302 番地 32	0260-31-0515
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 4463 番地 1	0265-25-0180
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービスセンター おてだま	松尾新井 5838 番地 7	0265-49-4510
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
やわら接骨院	鼎切石 4357 番地 1	0265-52-5399
リハビリド飯田	松尾代田 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237

28 通所型サービスC (短期集中型)

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
広域医療法人輝山会介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-8111

8-4 障がい福祉サービス事業者

1 居宅介護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	育良町 3 丁目 1 番地 1	0265-48-5453
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8510
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5260
ヘルパーステーションみらい飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

2 重度訪問介護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号室	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ヘルパーステーションみらい飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
愛・訪問介護ステーション飯田	育良町 3 丁目 1 番地 1	0265-48-5453
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8510
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

3 行動援護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
ヘルパーステーションみらい飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911

4 生活介護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
Lサポート東栄町事業所	東栄町 3108 番地 1	0265-53-2294
くれよんキャンパス (スペース Now)	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
みらいわーくす飯田	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障がい者支援センター七和の里	鼎上山 1552 番地 1	0265-27-5100
飯田市障害者生活ケアセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820

5 共生型生活介護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地 1	0265-48-6069
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	0265-26-4310

6 短期入所

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
社会福祉法人楓会 短期入所事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
あさ寝坊	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
みらい短期入所事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-48-0794
ショートステイえんや	長野原 564 番地 4	0265-49-8686
Lサポートきららの郷	龍江 9062 番地 1	0265-49-3022
ヴィラそよ風	北方 2139 番地 5	0265-48-5016
日中サービス支援型グループホームあゆみ短期入所	下久堅南原 984 番地 3	0265-48-0518

7 同行援護

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008
はび・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

8 自立訓練

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
(生活・宿泊訓練)くれよんキャンパス(みなりっち)	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
(生活・宿泊訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
(共生型・機能訓練) オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	0265-53-4339
(共生型・機能訓練) わか葉	松尾寺所 7041 番地	0265-53-4330

9 就労移行支援

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
障がい者多機能型事業所 おぶしょん+	鼎名古熊 2023 番地 1	0265-48-8148

10 就労継続支援A型

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
アップル工房イイダ リネン事業部	座光寺 1351 番地 2	0265-56-1322
アップル工房イイダ 農産事業部	座光寺 1419 番地 1	0265-56-8250
ハート	大瀬木 4337 番地 1	0265-49-8869
ホット	松尾明 7770 番地 3	0265-49-8448
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	0265-48-5933

11 就労継続支援B型

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
Lサポートきらら事業所	龍江 9062 番地 3	0265-49-3022
障がい者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
Lサポート東栄町事業所	東栄町 3108 番地 1	0265-29-8776
いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	0265-52-2458
ホープ	大瀬木 4337 番地 1	0265-49-8869
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
障がい者支援センター七和の里	龍江 7033 番地 1	0265-27-5100
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	0265-48-5933
障がい者多機能型事業所 おぶしょん+	鼎名古熊 2023 番地 1	0265-48-8148
飯田中央ワーキング(ホープの従たる事業所)	中央通り 4 丁目 49 番地	0265-49-0667
就労支援事業所 Diamonds	東和町 2 丁目 35 丘の上結いスクエア 5 階	0265-48-5424

12 就労定着支援

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120

13 施設入所支援

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066

14 共同生活援助

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
グループホーム 天神	下久堅南原 1072 番地	0265-48-0938
グループホーム 南原	下久堅南原 995 番地 4	0265-29-6537
グループホーム 里山	下久堅南原 984 番地 3	0265-48-0518
さくらの郷	丸山町 3 丁目 5678 番地 1	0265-22-8808
みち草荘	鼎下山 523 番地	0265-52-6446
風の丘丸山ホーム	丸山町 4 丁目 5683 番地 5	0265-23-1105
すみれ荘	旭町 274 番地 2	0265-24-0531
ひいらぎ荘	大通 1 丁目 41 番地	0265-22-5011
けやき荘	羽場権現 1625 番地	
北方のぞみハイツ	北方 68 番地 7	0265-48-0885
北方日の出ホーム	北方 61 番地 7	0265-48-8070
ケアホーム 萌生	松尾上溝 3179 番地 1	0265-52-2150
いちのせホーム	松尾久井 2271 番地	0265-53-0920
アシスティーさつき	大通 1 丁目 38 番地	0265-22-5201
アシスティーさつき 北館 さつき	大通 1 丁目 1 番地 3	0265-53-8150
アシスティーさつき 南館 やよい	大通 2 丁目 199 番地 1	0265-23-5617
くれよんマイホーム	座光寺 5153 番地 13	0265-48-0056
みらいホーム宮ノ上	宮ノ上 4035 番地 5	0265-48-5666
くれよんマイホームエンヤ	長野原 564 番地 5	0265-49-8686
Lサポートきららの郷	龍江 9062 番地 1	0265-49-3022
ヴィラそよ風	北方 2139 番地 5	0265-48-5016
ブルーウインド羽場	羽場町 2 丁目 1 番地 10	
グループホームかなえ 1 号棟	鼎下山 1229 番地 2	0265-23-1673
グループホームかなえ 2 号棟	鼎下山 443 番地 8	0265-23-1673

15 相談支援事業

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
(福)楓会 相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8732
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	0265-24-3182
あした晴天にな〜れ	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	0265-23-6097

みらい相談支援事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-48-0794
特定相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5150
相談支援事業所 ハートケア蒼い風	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
相談支援事業所 ワンステップ	下久堅南原 984 番地 3	0265-48-0518
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
びゅあ はびねす	上郷黒田 2089 番地 11	0265-49-0138
明星学園 一番星	駄科 2250 番地	0265-29-9456
第二明星学園 一番星	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
リージョンプラン 飯田事業所	上郷黒田 296 番地 1	0265-23-8994
指定特定相談支援事業所 輪 (リンク)	鼎名古熊 2023 番地 1	0265-49-8775
日和向晴会・相談支援センター	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
相談支援事業所 りんごの樹	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	0265-24-7665
相談支援事業所 ていだ	時又 329 番地	0265-26-9208
相談支援センター ソリス	鼎下山 859 番地 5 下山ビル 2 階 E	0265-49-4195

16 地域移行支援・地域定着支援

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
(福)楓会 一般相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	0265-24-3182

17 移動支援

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
くれよんヘルパーセンター	上郷別府 2056 番地 3	0265-52-1591
(福)ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8510
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ヘルパーステーションみらい飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
スキップ 障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503

18 地域活動支援センター

(R7. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556 番地	0260-31-0515
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
地域活動支援センター・らびす	座光寺 1248 番地 2	0265-48-6338
地域活動支援センターオープンハウス バオバブ	高羽町 2 丁目 2 番地 6	0265-49-0842
さざんか	今宮町 4 丁目 5601 番地 7	0265-48-0411
地域活動支援センターかなえ	飯田市鼎東鼎 311 番地 1	0265-23-1673

19 日中一時支援事業

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851 番地 8	0265-21-5070
びゅあ	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1 階	0265-48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 6 番地 2	0265-49-3211
丘のりんご	知久町 1 丁目 18 番地 1 2 階	0265-24-7665
児童・協働支援センターかでの	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
みらい日中一時支援事業所	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446
さくら	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671

20 訪問入浴

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
ぼけっと	白山町 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
アサヒサンクリーン在宅介護センター飯田	松尾代田 1522 今村コーポテナント	050-3317-1711

21 児童発達支援・放課後等デイサービス

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	0265-23-6097
ちっちゃいくれよん	座光寺 4851 番地 8	0265-21-5070
みらいこども飯田上郷飯沼教室	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
みらいこども飯田鼎上山教室	鼎上山 3771 番地 12	0265-48-0336
みらいこども飯田上郷黒田教室	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障がい児サポートセンターピーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1 階	0265-48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 6 番地 2	0265-49-3211
じょんのびハウス	上郷黒田 296 番地 1	0265-23-8994
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416
びゅあ すくーる	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
びゅあ あんじゅ	上郷黒田 2089 番地 11	0265-49-0138
児童・共同支援センターかでの	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
丘のりんご	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	0265-24-7665
さくら	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
オリーブ	知久町 1 丁目 18 番地 1	0265-48-0082
After School 虹	時又 329 番地	0265-26-9208
ローリエ	小伝馬町 1 丁目 45 番地 2 1F	0265-49-0985
学習サポート scrumPLUS 飯田鼎校	鼎下山 856 番地 5 下山ビル 2 階 F 号室	0265-49-4195
After School 風	時又 325 番地 1	0265-26-9208

並木テラス	松尾町2丁目28番地	0265-49-9222
-------	------------	--------------

22 保育所等訪問支援

(R7.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416
みらいこども飯田上郷飯沼教室	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
みらいこども飯田上郷黒田教室	上郷黒田 2109 番地 1	0265-48-0794



障がい者週間イベント「みんなのつどい」
和太鼓の饗宴



「第46回飯伊地区障がい者スポーツ交流会」
ボッチャ体験を通じて交流を深める様子

保健福祉事業の概要 令和7年度

令和8年2月発行

発行 飯田市 福祉部・こども未来健康部

編集 飯田市福祉部福祉課地域福祉係